

文書分類	大	共 通 （ 研 修 ）
	中	講 習 、 研 修 関 係 書 類
	名称(小)	【令和6年】講習、研修関係書類（税理士係）
保存年限等		（ 暦 ） 2027 年 12 月 31 日
格付の区分		機 密 性 2 情 報

令和6年8月29日(木)
午後1時～午後5時
Web形式（Live On）

税理士事務研修

- 1 税理士監理官あいさつ
- 2 実態確認及び確認調査（共通事項）
- 3 税理士・税理士法人に対する実態確認
- 4 税理士法第52条等違反行為の確認調査
- 5 その他

実態確認及び確認調査(共通事項)

令和 6 年 8 月

名古屋国税局 総務課

目 次

1 税理士に対する実態確認又は調査、非税理士に対する確認調査	1
(1) 実態確認又は調査、確認調査の目的	1
(2) 実態確認・調査、確認調査のイメージ	1
2 情報の収集	2
(1) 税理士法違反行為について	2
(2) 情報せんの作成及び処理について	2
3 税理士等情報せん（署用）作成事例	3

1 税理士に対する実態確認又は調査、非税理士に対する確認調査

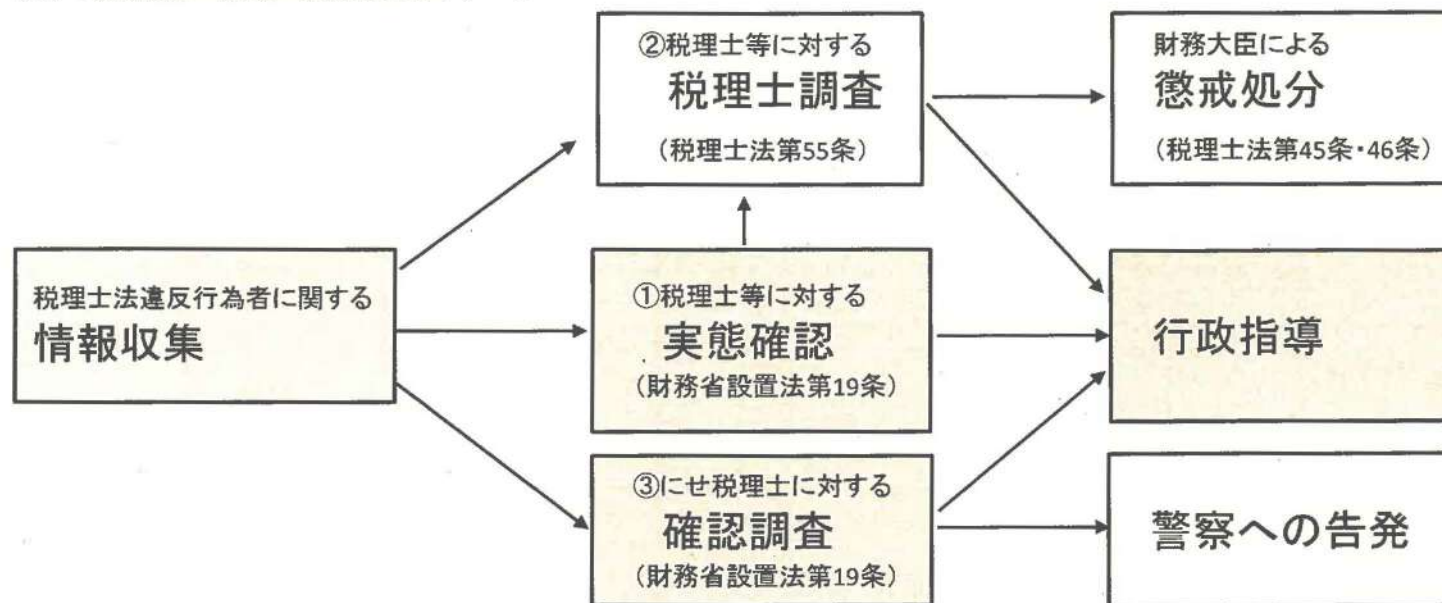
(1) 実態確認又は調査、確認調査の目的

税理士法は、第1条《税理士の使命》で「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定するとともに、法第52条では「税理士又は税理士法人でない者は、・・・税理士業務を行ってはならない。」と規定し、税理士業務を無償独占業務として保護しています。

このような法的保護が与えられているにもかかわらず、税理士又は税理士法人（以下「税理士等」という。）が税理士法に違反する行為をした場合には、納税者の税理士制度に対する信頼を損ない、ひいては税務行政に対しても重大な影響を与えることになります。

このため、税理士法違反行為を未然に防止する観点から、①税理士等に対する実態確認、②税理士等に対する調査、③税理士業務を行っている可能性のある非税理士に対する確認調査を実施し、税理士法違反が認められる税理士等や、税理士でないにもかかわらず税理士業務を行っている者（以下「にせ税理士」という。）に対し厳正に対処する必要があります。

(2) 実態確認・調査、確認調査のイメージ



2 情報の収集

税理士事務担当者は、長官指針（注）別表3「税理士等に課せられている義務等」を参考にしつつ、文書收受・応接等の際、投書、探聞、新聞、雑誌又は風聞等から、**税理士法違反行為**に関する情報の積極的な収集に努め、これらの情報を把握した場合には、情報対象者ごとに（中略）「税理士等情報せん（署用）」（様式第2号。以下「情報せん（署用）」という。）を作成する。

※平成14年9月30日付名局総3-40「『税理士事務提要』の制定について」（事務運営指針。以下「局事務提要」という。）の3（1）「税理士等情報せんの作成等」から抜粋
注）平成14年7月5日付官総6-110「『税理士事務提要』の制定について」（事務運営指針）

（1）税理士法違反行為について

次の資料などを参考に違反行為に該当するか検討してください。

- ・国税庁ホームページ（ホーム＞税の情報・手続・用紙＞税理士に関する情報＞税理士関係法令等・Q&A）
- ・長官指針第3章・別表3「税理士等に課せられている義務等」
- ・長官指針第4章・別表4「税理士法違反行為の態様」
- ・綱紀監察研修資料（名古屋国税局作成） など

（2）情報せんの作成及び処理について

上記2（1）の税理士法違反行為（にせ税理士を含む。）を把握した場合には、局事務提要に定めるとおり、情報せんを作成します。

なお、次の情報等を把握した際には、情報せんの作成を待たずに、局へ第一報を入れてください。

（中略）なお、情報せん（署用）の送付に当たっては、確定申告書の写し等、情報内容の参考となる書類を添付することに留意する。

おって、情報提供の対象となる情報が次のAからFまでに該当する場合には、確実に証拠保全等を行うため、情報せんの作成前に署の税理士事務担当者を經由して、速やかに税理士監理官へ事案の概要等について連絡することに留意する。

※Eに該当する場合には、妨害行為の詳細（日時、場所、当方及び相手方の言動に関する具体的事実など）を調査経過記録書等に確実に記録する。

A 不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、又はその他これらに類する行為を行った

B 故意又は相当の注意を怠り、真正の事実と反して税務代理又は税務書類の作成を行った

C 自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。次のDにおいて同じ。）の申告に関し、課税調査により重加算税を賦課された

D 自己の申告に関し、課税調査により申告漏れ（無申告を含む）があった

E 税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為があった

F 税理士の資格のない者（にせ税理士）が課税調査での立会いや確定申告書等の税務書類の作成等の税理士業務を行った

※局事務提要の2（3）「情報せん等の処理」イ（ロ）から抜粋

3 税理士等情報せん(署用)作成事例

事例1 故意に真正の事実に対して税務書類を作成(法第45条第1項違反)

1 違反行為の概要

A税理士は、関与先であるZ株式会社の●年〇月期から■年〇月期までの法人税の確定申告にあたり、代表者から、架空の役員報酬及び旅費交通費の計上、並びに翌年に計上すべき仕入の繰上げ計上を依頼され、故意に真正の事実に対して法人税の確定申告書を作成した。

なお、当該真正の事実に対し所得については、重加算税が賦課されている。

2 記載例

税理士等情報せん(署用)

活用署(局署)		作成者等(局署 部門(課))	
決裁年月日	令和 年 月 日	決裁年月日	令和 年 月 日
署長	副署長	総務課長	課長補佐
署長	副署長	統括官等	課長補佐 担当者
氏名又は名称 A税理士		税理士等番号又は職業 0-00000-0	
事務所所在地 〇〇市××-×		(電話〇〇-〇〇-〇〇)	
住 所 〇〇市△△-△		(電話〇〇-〇〇-〇〇)	
氏名又は名称 Z株式会社		業 種 等 製造業	
住 所 等 △△市××-×		(電話〇〇-〇〇-〇〇)	
収 集 端 緒 1.調査等 2.投書等 3.税理士会 4.行手法 36 条の 3 5.その他()			
収 集 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日			
想定される違反行為等		情報の内容及び参考事項	
☐ 脱 税 相 談 等 ☒ 不真正税務代理・書類の作成 ☐ 自 己 脱 税 ☐ 自己申告漏れ(無申告含む) ☐ 調 査 妨 害 ☐ 名 義 貸 し ☐ 業 務 け 意 ☐ 使用人等の監督義務違反 ☐ 添付書面への虚偽記載 ☐ 詐欺・業務上横領 ☐ 税務職員への不適正な接触等 ☐ 守 秘 義 務 違 反 ☐ 事務所の設置義務違反 ☐ 業務処理簿作成義務違反 ☐ 退職職員の業務制限違反 ☐ に せ 税 理 士 行 為 ☐ その他 反職業倫理的行為 ☐ そ の 他		1 違反行為の概要 Z株式会社の法人税調査を実施したところ、A税理士は、関与先であるZ株式会社の●年〇月期から■年〇月期までの法人税の確定申告に当たり、代表者から、架空の役員報酬及び旅費交通費の計上、並びに翌年に計上すべき仕入れの繰上げ計上を依頼され、故意に真正の事実に対して法人税の確定申告書を作成していた事実を把握した。 2 調査結果 増差所得金額 ●年〇月期～■年〇月期 合計 xx, xxx 千円 重加算税対象所得 ●年〇月期～■年〇月期 合計 xx, xxx 千円 3 添付書類 重要事案審議会審理表の写し 調査結果の説明書の写し A税理士・調査対象者等から録取した不正計算に係る質問応答記録書等の写し	

事例2 税理士本人の申告における脱税(法第37条(信用失墜行為の禁止)違反)

1 違反行為の概要

B税理士自身の所得税について課税調査を実施したところ、令和●年分から令和〇年分までの自己の所得税の確定申告において、自宅の土地建物の取得に係る借入金返済に充てるなどのため、特定の関与先や単発取引である相続税に係る税理士報酬を収入金額から除外したほか、事務用品費等を架空に計上し、所得金額を圧縮して申告していた事実を把握した。

2 記載例

税理士等情報せん(署用)

活用署(局署)		作成者等(局署 部門(課))	
決裁年月日	令和 年 月 日	決裁年月日	令和 年 月 日
署長	副署長	総務課長	課長補佐
署長	副署長	統括官等	課長補佐 担当者
氏名又は名称 B税理士		税理士等番号又は職業 0-00000-0	
事務所所在地 〇〇市××-×		(電話〇〇-〇〇-〇〇)	
住 所 〇〇市△△-△		(電話〇〇-〇〇-〇〇)	
氏名又は名称		業 種 等	
住 所 等		(電話 - -)	
収 集 端 緒 1.調査等 2.投書等 3.税理士会 4.行手法 36 条の 3 5.その他()			
収 集 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日			
想定される違反行為等		情報の内容及び参考事項	
☐ 脱 税 相 談 等 ☐ 不真正税務代理・書類の作成 ☒ 自 己 脱 税 ☐ 自己申告漏れ(無申告含む) ☐ 調 査 妨 害 ☐ 名 義 貸 し ☐ 業 務 け 意 ☐ 使用人等の監督義務違反 ☐ 添付書面への虚偽記載 ☐ 詐欺・業務上横領 ☐ 税務職員への不適正な接触等 ☐ 守 秘 義 務 違 反 ☐ 事務所の設置義務違反 ☐ 業務処理簿作成義務違反 ☐ 退職職員の業務制限違反 ☐ に せ 税 理 士 行 為 ☐ その他 反職業倫理的行為 ☐ そ の 他		1 違反行為の概要 B税理士に対し所得税調査を実施したところ、自己の令和●年分から令和〇年分までの所得税の確定申告に当たり、自宅の土地建物の取得に係る借入金返済に充てるなどのため、特定の関与先や単発取引である相続税に係る税理士報酬を収入金額から除外したほか、事務用品費等を架空に計上し、所得金額を圧縮して申告していた事実を把握した。 2 調査結果 増差所得金額 令和●年分～令和〇年分 合計 xx, xxx 千円 重加算税対象所得 令和●年分～令和〇年分 合計 xx, xxx 千円 3 添付書類 重要事案審議会審理表の写し 調査結果の説明書の写し B税理士から録取した売上除外等に係る質問応答記録書・調査報告書等の写し	

事例3 にせ税理士に対する名義貸し：名義貸し行為（法第37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反）

1 違反行為の概要

Y株式会社の税務調査において、C税理士が、税理士資格のない有限会社X会計が作成した法人税確定申告書に署名をし、提出している事実を把握した。

2 記載例

税理士等情報せん(署用)

活用署（局 署）				作成者等（局 署 部門(課)）			
決裁年月日		令和 年 月 日		決裁年月日		令和 年 月 日	
署 長	副 署 長	総務課長	課長補佐	署 長	副 署 長	統括官等	課長補佐 担 当 者
情報対象者	氏名又は名称	C税理士		税理士等番号又は職業	0-00000-0		
	事務所所在地	〇〇市×××		(電話〇〇-〇〇-〇〇)			
	住 所	〇〇市△△△		(電話〇〇-〇〇-〇〇)			
収集先	氏名又は名称	Y株式会社		業 種 等	卸売業		
	住 所 等	●●市■		(電話〇〇-〇〇-〇〇)			
	収 集 端 緒	1.調査等 2.投書等 3.税理士会 4.行手法36条の3 5.その他()					
	収 集 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日					
想定される違反行為等				情報の内容及び参考事項			
☐ 脱 税 相 談 等 ☐ 不真正税務代理・書類の作成 ☐ 自 己 脱 税 ☐ 自己申告漏れ(無申告含む) ☐ 調 査 妨 害 ☒ 名 義 貸 し ☐ 業 務 け 怠 ☐ 使用人等の監督義務違反 ☐ 添付書面への虚偽記載 ☐ 詐欺・業務上横領 ☐ 税務職員への不適正な接触等 ☐ 守 秘 義 務 違 反 ☐ 事務所の設置義務違反 ☐ 業務処理簿作成義務違反 ☐ 退職職員の業務制限違反 ☐ に せ 税 理 士 行 為 ☐ その他反職業倫理的行為 ☐ その他				1 違反行為の概要 Y株式会社の法人税調査を実施したところ、代表者から、当社の経理や申告書作成は、有限会社X会計にお願いしている旨、また、申告書に署名のあるC税理士については、会ったこともなく知らないとの答弁があったため、C税理士の名義貸し行為が疑われる。 2 添付書類 有限会社X会計からY株式会社に対する請求書の写し 有限会社X会計が作成したY株式会社の法人税確定申告書の写し (注2) 名義貸した相手方（この事例では、有限会社X会計）についても、にせ税理士情報として、税理士等情報せんを作成する。			

事例4 使用人に対する監督義務を怠り、使用人が関与先の不正に加担（法第41条の2（使用人等に対する監督義務）違反）

1 違反行為の概要

E税理士は、関与先（相続人U）の相続税の申告書の作成等について、自己の使用人Aに一切を任せきりにしていた。使用人Aは、相続人Uから相続税を少なくするよう依頼され、E税理士に相談せず架空の債務を計上し、課税財産の価額を圧縮した申告書を作成し相続税額を脱漏した。

2 記載例

税理士等情報せん(署用)

活用署（局 署）				作成者等（局 署 部門(課)）			
決裁年月日		令和 年 月 日		決裁年月日		令和 年 月 日	
署 長	副 署 長	総務課長	課長補佐	署 長	副 署 長	統括官等	課長補佐 担 当 者
情報対象者	氏名又は名称	E税理士		税理士等番号又は職業	0-00000-0		
	事務所所在地	〇〇市×××		(電話〇〇-〇〇-〇〇)			
	住 所	〇〇市△△△		(電話〇〇-〇〇-〇〇)			
収集先	氏名又は名称	U		業 種 等	会社員		
	住 所 等	●●市△△		(電話〇〇-〇〇-〇〇)			
	収 集 端 緒	1.調査等 2.投書等 3.税理士会 4.行手法36条の3 5.その他()					
	収 集 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日					
想定される違反行為等				情報の内容及び参考事項			
☐ 脱 税 相 談 等 ☐ 不真正税務代理・書類の作成 ☐ 自 己 脱 税 ☐ 自己申告漏れ(無申告含む) ☐ 調 査 妨 害 ☐ 名 義 貸 し ☐ 業 務 け 怠 ☒ 使用人等の監督義務違反 ☐ 添付書面への虚偽記載 ☐ 詐欺・業務上横領 ☐ 税務職員への不適正な接触等 ☐ 守 秘 義 務 違 反 ☐ 事務所の設置義務違反 ☐ 業務処理簿作成義務違反 ☐ 退職職員の業務制限違反 ☐ に せ 税 理 士 行 為 ☐ その他反職業倫理的行為 ☐ その他				1 違反行為の概要 相続税調査を実施した結果、架空の債務5,000万円を計上している事実を把握した。 相続税申告書作成において、E税理士の使用人であるAは、相続人Uから依頼され、架空の債務を計上した申告書を作成していた。 なお、E税理士は、申告書作成についてAに任せきりにし、申告内容の確認を行わず、また報告も受けていなかった。 2 添付書類 重要事案審議会審理表の写し 調査結果の説明書の写し 相続人Uの相続税申告書の写し 使用人Aや相続人Uからの架空債務計上に係る質問応答記録書			

事例7 にせ税理士（法第52条（税理士業務の制限）違反）

1 違反行為の概要

記帳代行業を営んでいるNは、税理士資格がないにもかかわらず、個人業者の確定申告書を作成していた（同時期に同一筆跡の申告書を收受）。

2 記載例

税理士等情報せん(署用)

活用署（局 署）				作成者等				局 署 部門(課)			
決裁年月日 令和 年 月 日				決裁年月日 令和 年 月 日				決裁年月日 令和 年 月 日			
署 長 副 署 長 総務課長 課長補佐				署 長 副 署 長 統括官等 課長補佐 担 当 者				署 長 副 署 長 統括官等 課長補佐 担 当 者			
情報対象者	氏名又は名称	N		税理士等番号又は職業		記帳代行業					
	事務所所在地							(電話 - -)			
	住 所	□□市××-××		(電話〇〇-〇〇-〇〇)							
収集先	氏名又は名称			業 種 等							
	住 所 等							(電話〇〇-〇〇-〇〇)			
	収 集 端 緒	1.調査等 2.投書等 3.税理士会 4.行手法36条の3 5.その他(申告書郵送收受)									
	収 集 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日									
想定される違反行為等				情報の内容及び参考事項							
☐ 脱 税 相 談 等				1 違反行為の概要							
☐ 不真正税務代理・書類の作成				確定申告書郵送分の收受作業時に、同じ時期に、差出人の筆跡が同一と思われる封筒〇通を把握した。							
☐ 自 己 脱 税											
☐ 自己申告漏れ(無申告含む)											
☐ 調 査 妨 害											
☐ 名 義 貸 し											
☐ 業 務 け 怠				Nのにせ税理士行為が疑われる。							
☐ 使用人等の監督義務違反				2 添付書類							
☐ 添付書面への虚偽記載				Nの所得税確定申告書類の写し							
☐ 詐欺・業務上横領				Nが作成したと思われる者の確定申告書類の写し、封筒の写し							
☐ 税務職員への不適正な接触等											
☐ 守 秘 義 務 違 反											
☐ 事務所の設置義務違反											
☐ 業務処理簿作成義務違反											
☐ 退職職員の業務制限違反											
■ に せ 税 理 士 行 為											
☐ その他				その他反職業倫理的行為							
				そ の 他							

事例8 にせ税理士（法第52条（税理士業務の制限）違反）

1 違反行為の概要

会計法人である株式会社Mは、税理士資格がないにもかかわらず、複数の法人及び個人の確定申告書を作成していた（申告書控えの返送先から把握）。

2 記載例

税理士等情報せん(署用)

活用署（局 署）				作成者等				局 署 部門(課)			
決裁年月日 令和 年 月 日				決裁年月日 令和 年 月 日				決裁年月日 令和 年 月 日			
署 長 副 署 長 総務課長 課長補佐				署 長 副 署 長 統括官等 課長補佐 担 当 者				署 長 副 署 長 統括官等 課長補佐 担 当 者			
情報対象者	氏名又は名称	株式会社M		税理士等番号又は職業		記帳代行・コンサルタント					
	事務所所在地							(電話 - -)			
	住 所	□□市××-××		(電話〇〇-〇〇-〇〇)							
収集先	氏名又は名称			業 種 等							
	住 所 等							(電話〇〇-〇〇-〇〇)			
	収 集 端 緒	1.調査等 2.投書等 3.税理士会 4.行手法36条の3 5.その他(申告書郵送收受)									
	収 集 年 月 日	令和〇〇年〇〇月〇〇日									
想定される違反行為等				情報の内容及び参考事項							
☐ 脱 税 相 談 等				1 違反行為の概要							
☐ 不真正税務代理・書類の作成				確定申告書郵送分の控えの返送先が納税者本人や税理士事務所ではなく、株式会社Mとなっていた。							
☐ 自 己 脱 税				提出された申告書の税理士署名(押印)欄は、G税理士の署名(押印)がされていた。							
☐ 自己申告漏れ(無申告含む)											
☐ 調 査 妨 害											
☐ 名 義 貸 し											
☐ 業 務 け 怠											
☐ 使用人等の監督義務違反				株式会社Mのにせ税理士行為及びG税理士の名義貸しが想定される。							
☐ 添付書面への虚偽記載				2 添付書類							
☐ 詐欺・業務上横領				株式会社Mが作成したと思われる自社以外の確定申告書等及び封筒の写し							
☐ 税務職員への不適正な接触等											
☐ 守 秘 義 務 違 反				株式会社Mの法人税申告書の写し(管内法人の場合)							
☐ 事務所の設置義務違反											
☐ 業務処理簿作成義務違反											
☐ 退職職員の業務制限違反											
■ に せ 税 理 士 行 為											
☐ その他				その他反職業倫理的行為							
				そ の 他							

(注) 税理士Gについては、名義貸しとして情報せんを作成する。

税 理 士
税 理 士 法 人 に対する実態確認の手引き

令 和 6 年 8 月 名古屋国税局 総務課

はじめに

○ 実態確認の目的

実態確認は、財務省設置法第19条（国税庁の任務）を根拠条文とし、税理士事務担当者が管内の税理士に広く接触することで、税理士業務の適正な運営の確保を図り、あるいは税務行政と税理士制度の円滑な運営に資することを目的として行うものであり、実施に当たっては特に以下の点に留意する。

- ① 税理士業務の実態を把握し、税理士法違反行為の未然防止を図る。
- ② 税理士個々の「税務行政、税制、税理士制度、署の施策等」に係る意見や要望等の聴取を行い、税理士との意思の疎通を図るとともに、必要に応じて署の関係部門に対して税理士からの要望等を伝えるなどの措置を講ずる。

なお、実態確認は、国税庁の任務である「税理士業務の適正な運営の確保を図る」観点から、対象者の協力を得て行うものである。

⇒そのため、実態確認に受忍義務はない。

○ 税理士調査と実態確認の違い

税理士調査とは、税理士法違反行為の疑いがある者に対して、税理士法第55条第1項に基づく監督上の措置であり、主に税理士法違反行為の未然防止を図ることをその趣旨としている実態確認とは異なる。ただし、実態確認を行った結果、重大な税理士法違反が認められた場合には、税理士調査に移行することとなる。

⇒税理士調査を拒否した場合には罰則規定（税理士法第62条第2号）がある。

【参考法令】

○財務省設置法

（任務）

第十九条 国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

○税理士法

（監督上の措置）

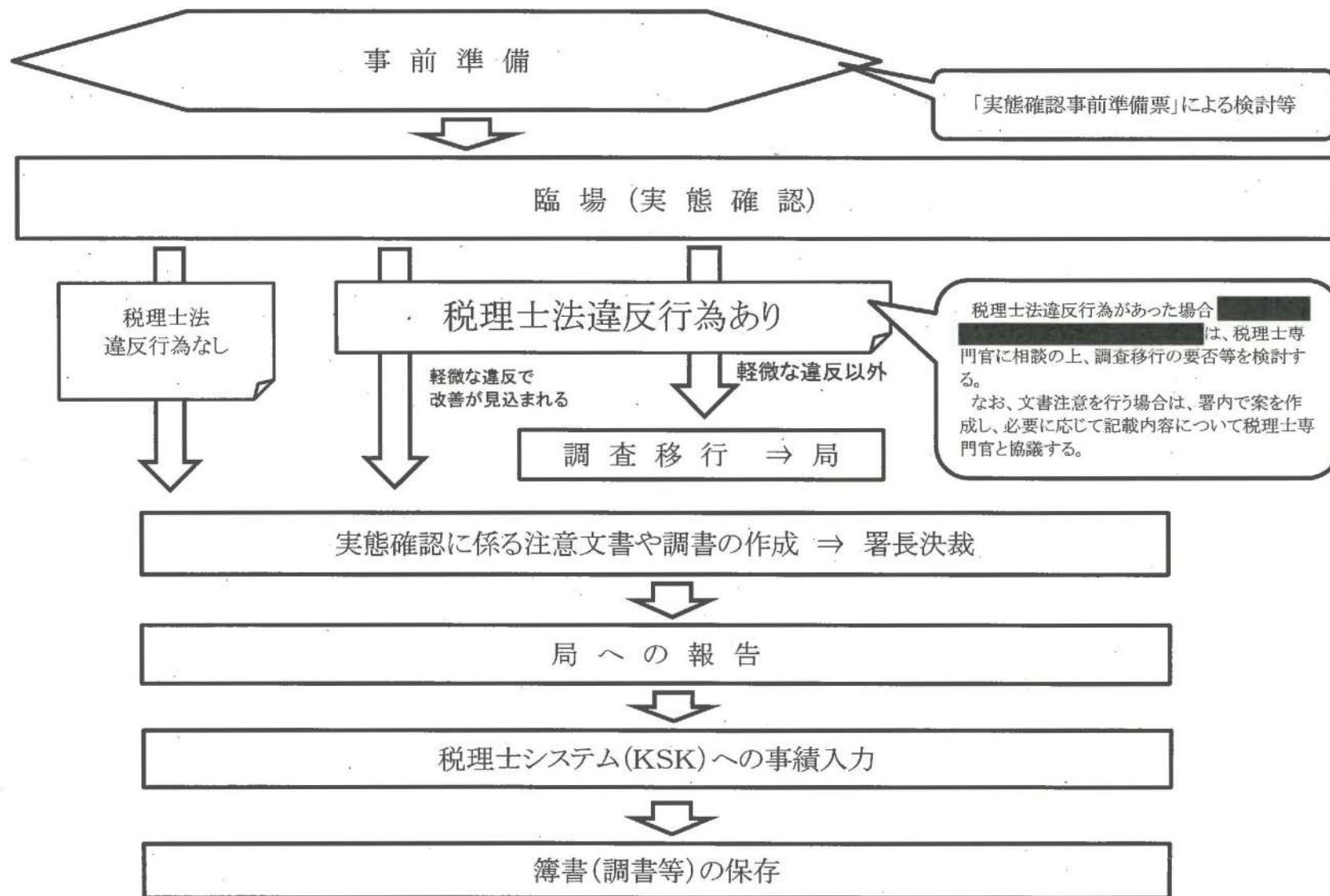
第五十五条 国税庁長官は、税理士業務の適正な運営を確保するため必要があるときは、税理士又は税理士法人から報告を徴し、又は当該職員をして税理士又は税理士法人に質問し、若しくはその業務に関する帳簿書類を検査させることができる。

- 4 前項の規定による報告の徴取、質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

目 次

○ 実態確認事務処理手順フロー	1
○ 実態確認時における作成資料等	
1 事前準備	2
2 事前連絡	3
3 臨場(実態確認)	4
4 実態確認終了時	5
参考1 会計法人とは？	7
参考2 実態確認で把握された主な指導事項等	9

実態確認事務処理手順フロー



実態確認時における作成資料等

1 事前準備（実態確認における着目ポイントを絞り込む！）

実態確認事前準備票

[illegible][illegible]

事務員名簿

関与先一覽

あれば

情報せん

過去の調査事績等

過去の税理士調査事績等

[illegible]

- (参考) 事前準備において検討する帳票等

- ・ 税理士名簿
- ・ 事務員名簿、関与先一覧
- ・ 税理士本人の申告書、決算書等
- ・ 会計法人他、税理士の主宰法人の有無
- ・ 税理士等情報せん
- ・ 過去の税理士調査実績等
- ・ 研修の受講状況（日税連HPで確認可能）

- ・ e-Taxの利用状況
- ・ 33-2書面の添付状況
- ・ 地図
- ・ 現地確認(できれば)
- ・ 関与先の過去の調査事績
(税理士名簿の「一覧」から確認)
- ・ HPの有無、比較広告の有無

2 事前連絡

実態確認は、国税庁の任務である「税理士業務の適正な運営を図る」観点から、財務省設置法第19条に基づき対象者の協力を得て行うものであることから、**原則、事前連絡を行った上で、実施する。**

なお、実態確認は財務省設置法第19条に基づいて行うものであるため、国税通則法に基づく調査手続等が該当しないことに留意する。

また、事後のトラブルを避けるために、事前連絡の段階から4(1)③「調査事績書付表(調査経過記録書)」を作成する。

事前連絡の際には、

- いつも税務行政にご協力いただきましてありがとうございます。
- 本日もご連絡したのは、〇〇先生の事務所運営について実情を確認させていただきたいと考えており、日程調整をお願いしたく、ご連絡しました。
- 先生の業務内容等(日頃の業務)を確認させていただきますか。
- 事務員等に対する管理監督体制など確認させていただきますか。
- 税理士業務の適正な運営を図るということも総務課の職務であるので、先生の業務の内容を確認させていただきますでしょうか。
- 大変お忙しいとは思いますが、ご協力お願いできますでしょうか。
- できれば、一日どこかで予定をお取りいただけるとありがたいです。
- 確認がスムーズに終われば、半日で終了することもあります。
- 他の先生もご協力いただいていますので、お願いできませんでしょうか。
- 実態確認は税理士法に関する行政指導のため、通則法の適用はありません。

など説明し、実態確認の目的や税理士法に基づく調査ではないことを伝えて、実態確認の協力を得てください。

おって、電話による実態確認の日程調整が困難な場合には、「連絡依頼について(依頼)」(参考様式4-1)【参考17】により電話連絡を依頼するか、又は対象者の事務所へ臨場して日程調整を行うこととし、臨場したものの不在である場合には、「連絡依頼について(依頼)」(参考様式4-2)【参考18】を差し置いて、日程調整を行うこととする。

3 臨場(実態確認)

(1) 実態確認時に携行するもの

- ・身分証明書
 - ・名刺
 - ・「犯罪移転収益防止法における税理士の責務」
 - ・「税理士法違反とならないために」
 - ・事務用モバイルPC(持参できる場合)
 - ・実態確認メモ
 - ・その他必要とするもの(質問応答記録書用紙など)
- ×情報せん(写しを含む。)は持ち出し不可**

実態確認は、税理士法第55条による調査ではなく、財務省設置法第19条に基づき対象者の協力を得て実施するものであるため「税理士検査章」は不要

要交付

PC持参の際
は不要

臨場の際には、、、、

- ・ 個別に質問等を受け、回答に不安がある場合には即答を避け、一旦持ち帰り、調べてから回答
- ・ 実態確認の結果は後日連絡する旨伝える(臨場時にはその場で終了を伝えず、帰署する。)
- ・ 実態確認は、税理士法第55条の質問検査権に基づかないため、個人番号の提供を求めることができない(個人番号の取扱いには十分注意する)。
- ・ 税理士法に関する情報(税理士法違反行為Q&A等)について、国税庁ホームページに記載されていることを併せて周知する。

(2) 臨場時に聴取する事項等

概況聴取

- ・ 経歴、開業の経緯
- ・ 支部定例会の出席状況

「税理士等実態確認表」を持参して作成する場合は不要

税理士名:	実態確認メモ
事務所所在地:	
住所:	
その他特記事項:	
1. 業務事項の確認	
【第19条(業務)・第20条(業務)・第21条(業務)】	
業務内容の記載・名称・業務内容の記載等(※)を記載する。	
一 業	
二 業 (変更事項)	
2. 管理等の状況	
【第14条(業務)の記載】	
業務内容の記載・名称・業務内容の記載等(※)を記載する。	
3. 業務場以外の事務所	
【第19条(業務)の記載】	
住所・名称・業務内容の記載等(※)を記載する。	
事務所名称・業務内容の記載等(※)を記載する。	
業務内容の記載・名称・業務内容の記載等(※)を記載する。	
業務内容の記載・名称・業務内容の記載等(※)を記載する。	

実態確認メモに従い、聴取

- ・ 事務員、関与先の増減
- ・ 関与の程度、訪問状況
- ★ 担当者別一覧表
- ・ 給与支払状況、給与の決め方
- ・ 内部管理体制及び就業規則の確認
- ・ 業務処理簿(1・2・3号、5年)
- ・ ICカードとパスワード、税理士証票の確認
- ・ 事務所見取り図の作成
- ・ 本人申告書の作成方法
- ・ 犯罪収益防止法適用(収益移転防止法の適用及び特定受任行為の代理等取引)の有無を確認

← ★の項目は、書類等の確認が必要な項目もあるため、効率よく聴取する

4 実態確認終了時

(1) 調書等作成

実態確認メモ (年 月 日)

税理士名: **実態確認メモ**

事務所所在地:

住所:

その他参考事項:

1 登録事項の確認

「法14(第2項)」「17(第2項)」(第2項) (第2項) (第2項)

業務処理簿(抄)
源泉徴収簿
日報・業務日誌
見取り図 等

② 概況メモ

概況メモ

- ・ 調査担当者名
(専門官同行の場合は専門官名も記載する)
- ・ 経歴、事務所開所の経緯
- ・ 実態確認の対応状況
- ・ 税理士の人柄
- ・ 情報せんの具体的な説明内容
- ・ 指導事項の詳細
- ・ 税理士主宰法人の状況
- ・ その他特記事項 等

※税理士等実態確認表に記載欄が無いものについて概況メモに記載する。

概況メモは、税理士等実態確認表に記載した内容以外で、後日に残すべき事項を記載する。

① 税理士等実態確認表

税理士等実態確認表

1 確認事項

氏名(氏名)

事務所所在地

住所

2 調査事項

調査内容

3 調査結果

4 調査結果の記載

5 調査結果の記載

6 調査結果の記載

7 調査結果の記載

8 調査結果の記載

9 調査結果の記載

10 調査結果の記載

11 調査結果の記載

12 調査結果の記載

13 調査結果の記載

14 調査結果の記載

15 調査結果の記載

16 調査結果の記載

17 調査結果の記載

18 調査結果の記載

19 調査結果の記載

20 調査結果の記載

21 調査結果の記載

22 調査結果の記載

23 調査結果の記載

24 調査結果の記載

25 調査結果の記載

26 調査結果の記載

27 調査結果の記載

28 調査結果の記載

29 調査結果の記載

30 調査結果の記載

31 調査結果の記載

32 調査結果の記載

33 調査結果の記載

34 調査結果の記載

35 調査結果の記載

36 調査結果の記載

37 調査結果の記載

38 調査結果の記載

39 調査結果の記載

40 調査結果の記載

41 調査結果の記載

42 調査結果の記載

43 調査結果の記載

44 調査結果の記載

45 調査結果の記載

46 調査結果の記載

47 調査結果の記載

48 調査結果の記載

49 調査結果の記載

50 調査結果の記載

51 調査結果の記載

52 調査結果の記載

53 調査結果の記載

54 調査結果の記載

55 調査結果の記載

56 調査結果の記載

57 調査結果の記載

58 調査結果の記載

59 調査結果の記載

60 調査結果の記載

61 調査結果の記載

62 調査結果の記載

63 調査結果の記載

64 調査結果の記載

65 調査結果の記載

66 調査結果の記載

67 調査結果の記載

68 調査結果の記載

69 調査結果の記載

70 調査結果の記載

71 調査結果の記載

72 調査結果の記載

73 調査結果の記載

74 調査結果の記載

75 調査結果の記載

76 調査結果の記載

77 調査結果の記載

78 調査結果の記載

79 調査結果の記載

80 調査結果の記載

81 調査結果の記載

82 調査結果の記載

83 調査結果の記載

84 調査結果の記載

85 調査結果の記載

86 調査結果の記載

87 調査結果の記載

88 調査結果の記載

89 調査結果の記載

90 調査結果の記載

91 調査結果の記載

92 調査結果の記載

93 調査結果の記載

94 調査結果の記載

95 調査結果の記載

96 調査結果の記載

97 調査結果の記載

98 調査結果の記載

99 調査結果の記載

100 調査結果の記載

③ 調査経過記録書

調査経過記録書

- ・ 事前通知
- ・ 臨場状況
- ・ 実態確認状況
- ・ 相手方主張等
- ・ 業務改善書の提出等
- ・ 注意年月日、文書交付年月日
- ・ 結果説明 等

事後のトラブル防止のため作成し、総務課長に復命し、指示を受ける。

④ 業務改善書等(※事案の内容に応じて)

業務改善書、申立書
質問応答記録書

⑤ 署長注意文書(※事案の内容に応じて)

実態結果に応じ、署長文書注意を行う場合は、「税理士事務文例集等」や過去の注意文書を参照の上作成して、署長決裁を受ける。

「10 犯罪収益移転防止法の遵守状況」

→ リーフレットを交付し聴き取った上で、確実に記載する

「12 その他特記事項」

→ 次の内容を記載する

①情報せんがある場合は

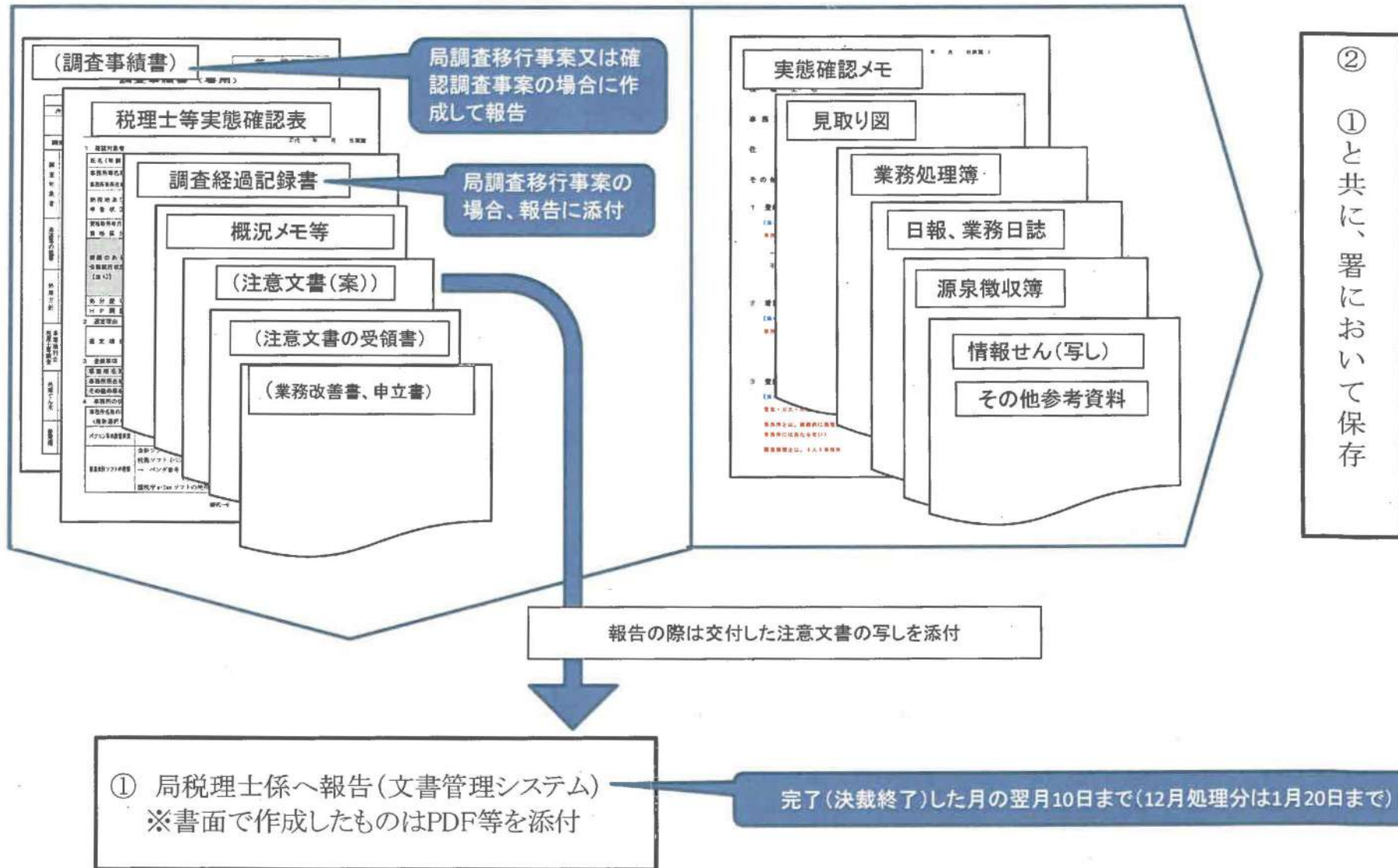
情報せん
(〇〇-△△、〇〇-□□活用)

②情報せんがない場合は

情報せんなし

(2)報告等

4 (1) の調書等作成後、調査結果について署長まで決裁



○会計法人とは？

会計法人は、別名「記帳代行会社」と称されることもあり、一般に言われる「会計業務」（伝票の整理、会計帳簿の記帳業務、財務書類の作成）を業務内容としている法人（個人経営の場合もある）のことをいい、税理士が主宰している場合もあれば、税理士資格のない者が主宰している場合もある。

税理士が主宰している場合であっても、当然、会計法人において、税理士業務（税務代理、税務書類の作成、税務相談）を行うことはできない。

会計法人において、会計業務の延長で税務書類を作成したり、税務相談をする「にせ税理士行為」や、税理士から名義を借りる「名義借り」（税理士側では、「名義貸し」）などの税理士法第 52 条（税理士業務の制限）に違反する行為が多く発生しており、会計法人が業務に関係している場合には、特に注意して契約内容や業務内容を確認する必要がある。

⇒ 実態確認等で発覚した会計法人で行われていた税理士業務の参考例

① 個人の青色決算書の作成 ② 法人事業概況書の作成 ③ 源泉所得税の納付書兼徴収高計算書の作成 ④ 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表、法定調書の作成 ⑤ 年末調整事務 など

※ 会計ソフトによっては、税務書類に該当する帳票（法定調書合計表等）を作成できるものがあり、会計法人が「申告書ではなく問題ない」と判断し、作成していたケースもあった。

⇒ 使用人が会計法人の代表者である場合などは、「名義貸し」の可能性がある（税理士が実質的に使用人に使用されていることも想定される）ため、なぜ使用人が代表者なのかなど、その理由を聴取する。

⇒ 会計法人の業務内容について（主に次の事項を確認する。）

- ① 税理士事務所の業務内容とどのように区分しているのか？
- ② 税理士業務を会計法人の業務としていないか？
- ③ 税理士が会計法人の従属的な立場となるような業務内容となっていないか？

⇒ 会計法人が税理士事務所内にある場合

経費負担割合等を聴取し、適正に業務区分が行われているか確認する。

税理士事務所と会計法人が同じ部屋で業務を行っている場合は、守秘義務の観点（税理士法 38 条及び第 54 条）から、会計法人の従業員に税理士業務の内容が漏れること（漏れるような状況を含む。）にならないよう指導する必要がある。また、税理士と会計法人の報酬の取り分を比較した場合に、税理士報酬が極端に少ない場合には、単に「ハンコ代」（名義貸し）となっていないか、各々の業務内容をよく確認する。

— 例1 —

納税者



税務書類の作成

会 計 業 務

税理士

~~税務書類の作成~~

会 計 業 務

会計法人



税理士が会計法人に委託できる業務は会計業務のみです。

会計法人が申告書を作成し、税理士がその内容を確認し署名した場合でも、会計法人は「にせ税理士」行為、税理士は「名義貸し」として、いずれも税理士法違反となります。

最近では会計ソフト等の発達により、会計業務と税理士業務が一連の作業として行われる場合が多く、実態確認に当たり税理士が会計業務を会計法人に委託しているような場合には事実確認が必要です。

— 例2 —

納税者

~~税務書類の作成~~

会 計 業 務

会計法人

~~税務書類の作成~~

税理士



納税者から税理士業務を受託できるのは税理士等に限られ、会計法人が受託した場合は税理士法違反となります。また、税理士等が会計法人から税理士業務を受託した場合も、「会員は委嘱者から直接業務委嘱を受けなければならない」とする税理士会会則に違反し、税理士法（法 39 条：会則を守る義務）違反となります。

※税理士が主宰する会計法人へ会計業務を委託している場合は「税理士等実態確認表付表（会計法人用）」（様式 4-3）【参考 10】の作成が必要である。

実態確認で把握された主な指導事項等

○業務処理簿の未作成・記載不備（税務代理・税務相談の記載漏れ）

〈指導内容〉

- ・ 業務処理簿が一切作成されていない
- ・ 申告書等の作成のみ記載し、税務代理や税務相談について記載がない

【法 41 条（帳簿作成の義務）】

税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、1 件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

【参考 15】

○事務所の共用（2 か所事務所）等

〈指導内容〉

- ・ 税理士事務所にも税理士の自宅にも「税理士事務所」の表示がされている。
- ・ 会計法人や社会保険労務士事務所と同一の事務所を使用し、十分に独立性が確保されていない

【法 40 条（事務所の設置）】

税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

- 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。
- 3 税理士は、税理士事務所を2以上設けてはならない。
- 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

○使用人監督義務違反

〈指導内容〉

- ・ 使用人に対しての服務規程、業務管理（個人情報保護）規定等が整備されていない
- ・ 日頃の業務の報告・確認方法が確立されていない（担当者に任せきり）
- ・ 電子申告用PCにICカードが差しっぱなし（誰でも操作できる状態）

【法 41 条の2（使用人等に対する監督義務）】

税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

○研修の未受講

〈指導内容〉

- ・ 税理士会主催の研修会等に出席していない
- ・ 税理士会主催の研修会への出席時間数（36 時間）が足りていない

【法 39 条の2（研修）】

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように務めなければならない。

【法 39 条（会則を守る義務）】

税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

【税理士会研修規則第 5 条第 1 項】

税理士会員は、第2条に規定する研修を、一事業年度に 36 時間以上受けなければならない。

【税理士会研修規則第 2 条（研修の定義）】

この規則において研修とは、税理士の業務の改善進歩及びその資質の向上を図ることを目的として、本会及び連合会が行う研修会、講演会、討論会その他これらに準ずるものをいう。

【参考】 令和元年 10 月以降、日本税理士会連合会のHP「税理士を探す」で、「検索ワード」に任意の税理士を入力し、「検索」し、「詳細」をクリックする。（「利用条件に同意しますか？」で「OK」をクリックする）と、「税理士詳細情報」の中段以降で、「研修受講義務の履行等に関する情報（年度）」に、研修受講時間数が公表されている。

○作成税理士の署名欄が空欄

〈指導内容〉

- ・ 税理士が作成した確定申告書等の署名欄が空欄である

【法 33 条（署名の義務）】※令和 3 年の改正により、押印省略（R3.4.1～）

税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。

2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。

3 税理士は、前 2 項の規定により署名するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。

税理士法第 52 条等違反行為の確認調査の手引き

令和 6 年 8 月

名古屋国税局 総務課

はじめに

○ 確認調査を行う目的等

法第 52 条等違反行為（法第 53 条及び法 54 条に係る違反行為を含む。）が想定される者で、その実態を確認する必要がある者に対して、国税庁に課された「税理士業務の適正な運営の確保を図る」という任務（財務省設置法第 19 条）を達成するために実施する任意調査であり、次の効果を期待して実施するものである。

- ① 納税義務者が被る不測の損害の未然防止
- ② 税理士制度に対する信頼の確保

【参考】

財務省設置法第 19 条に規定する任務は、国税庁の職員（税務職員全員）に課せられており、にせ税理士を把握した場合は、総務課職員のみならず全ての職員が、その場で注意、指導しなければならないことに留意する。

【参考法令】

○財務省設置法 第十九条（任務）

国税庁は、内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現、酒類業の健全な発達及び税理士業務の適正な運営の確保を図ることを任務とする。

○税理士法 第五十二条（税理士業務の制限）

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行つてはならない。

○税理士法 第五十三条（名称の使用制限）

税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。

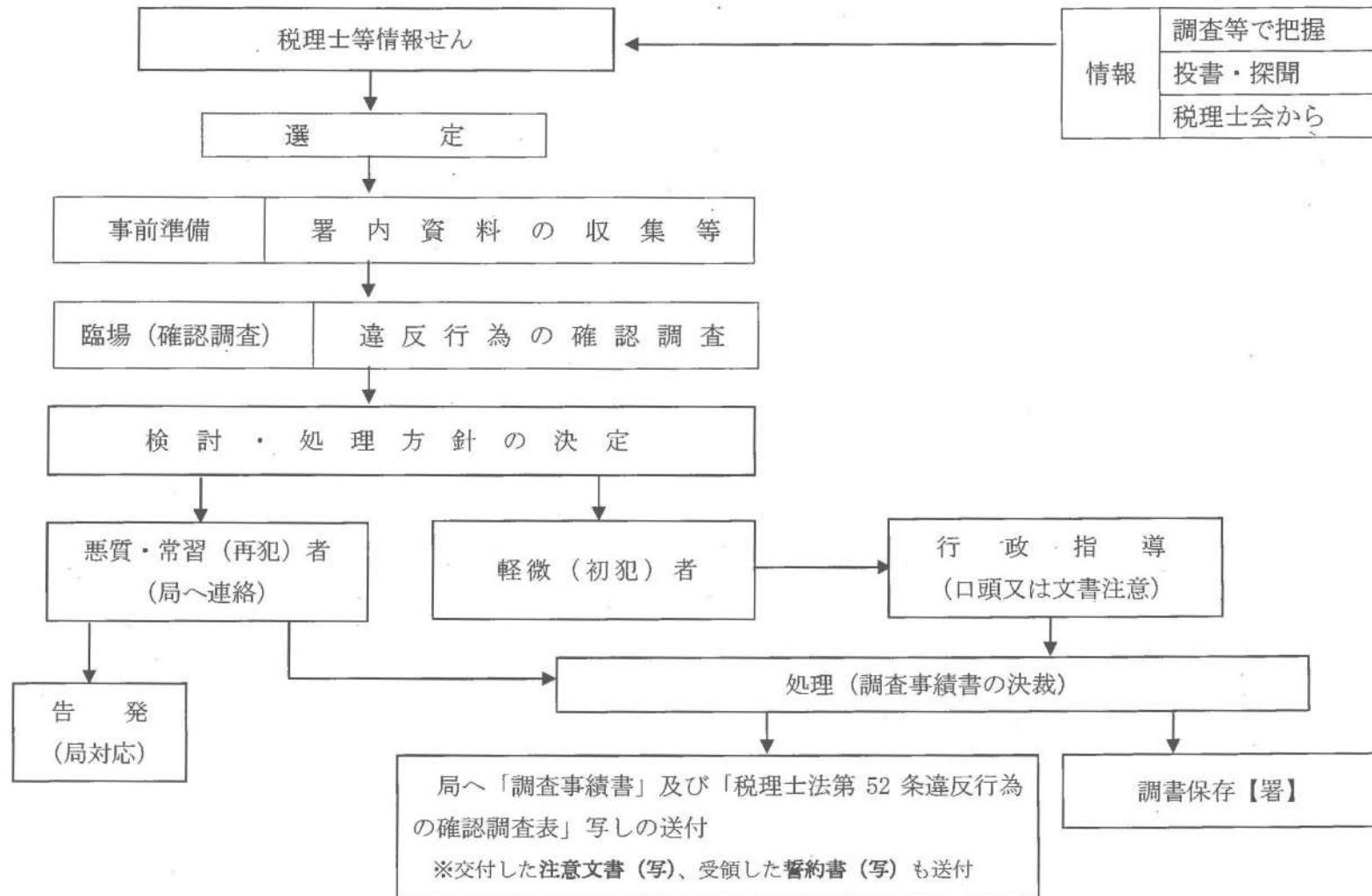
○税理士法 第五十四条（税理士の使用人等の秘密を守る義務）

税理士又は税理士法人の使用人その他の従業員は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業員でなくなった後においても、また同様とする。

目 次

○ 確認調査の事務処理手順フロー	1
1 事前準備	2
2 臨場（確認調査）	2
3 処理方針の決定	5
4 指導に当たっての留意事項	5
5 処理及び保存	5
6 事後の対応	6
【参考】	
（1）税務書類の範囲	7
（2）社会保険労務士関係	7
（3）税理士法第 52 条違反行為の確認調査表の記載例	8

確認調査の事務処理手順フロー

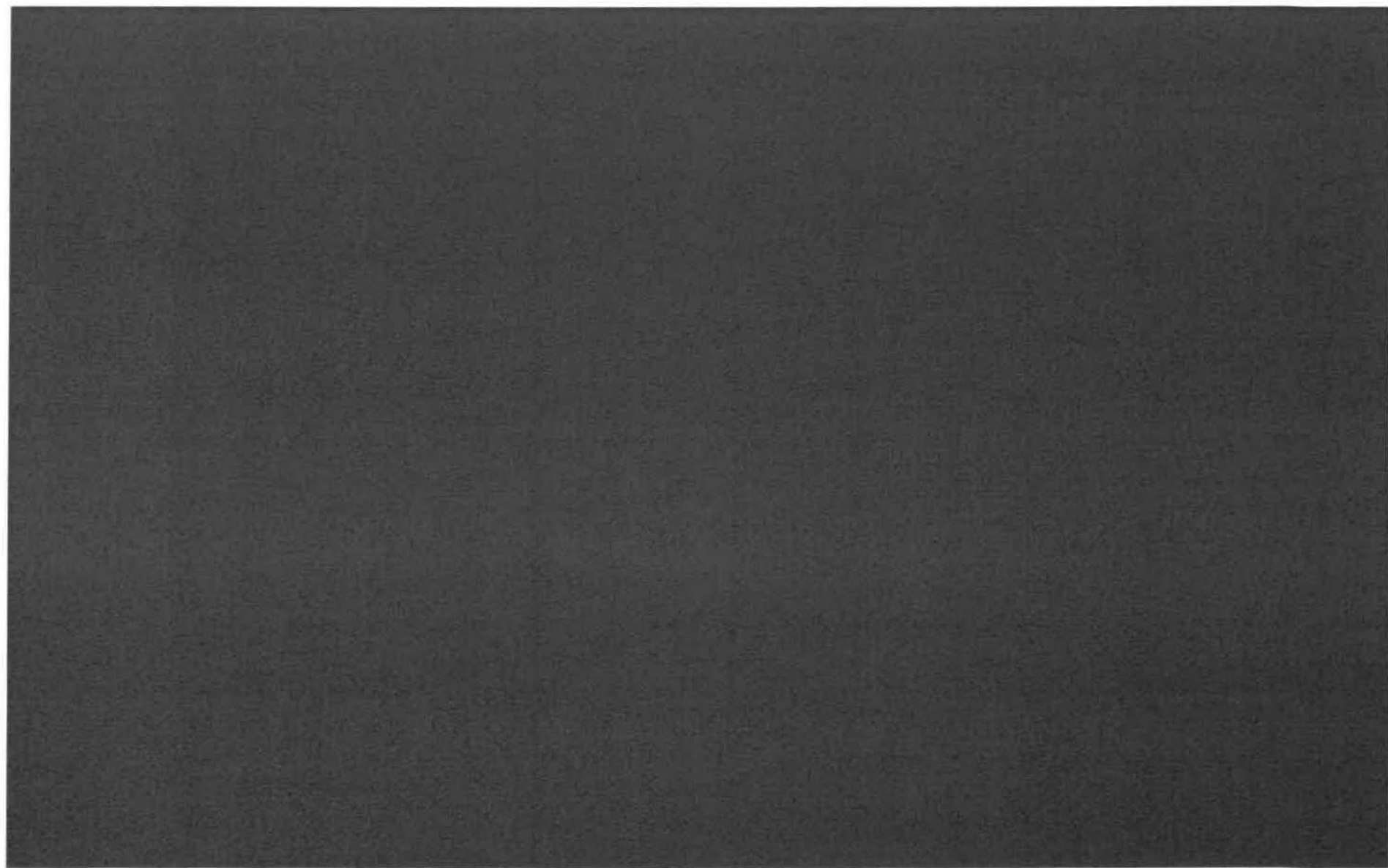


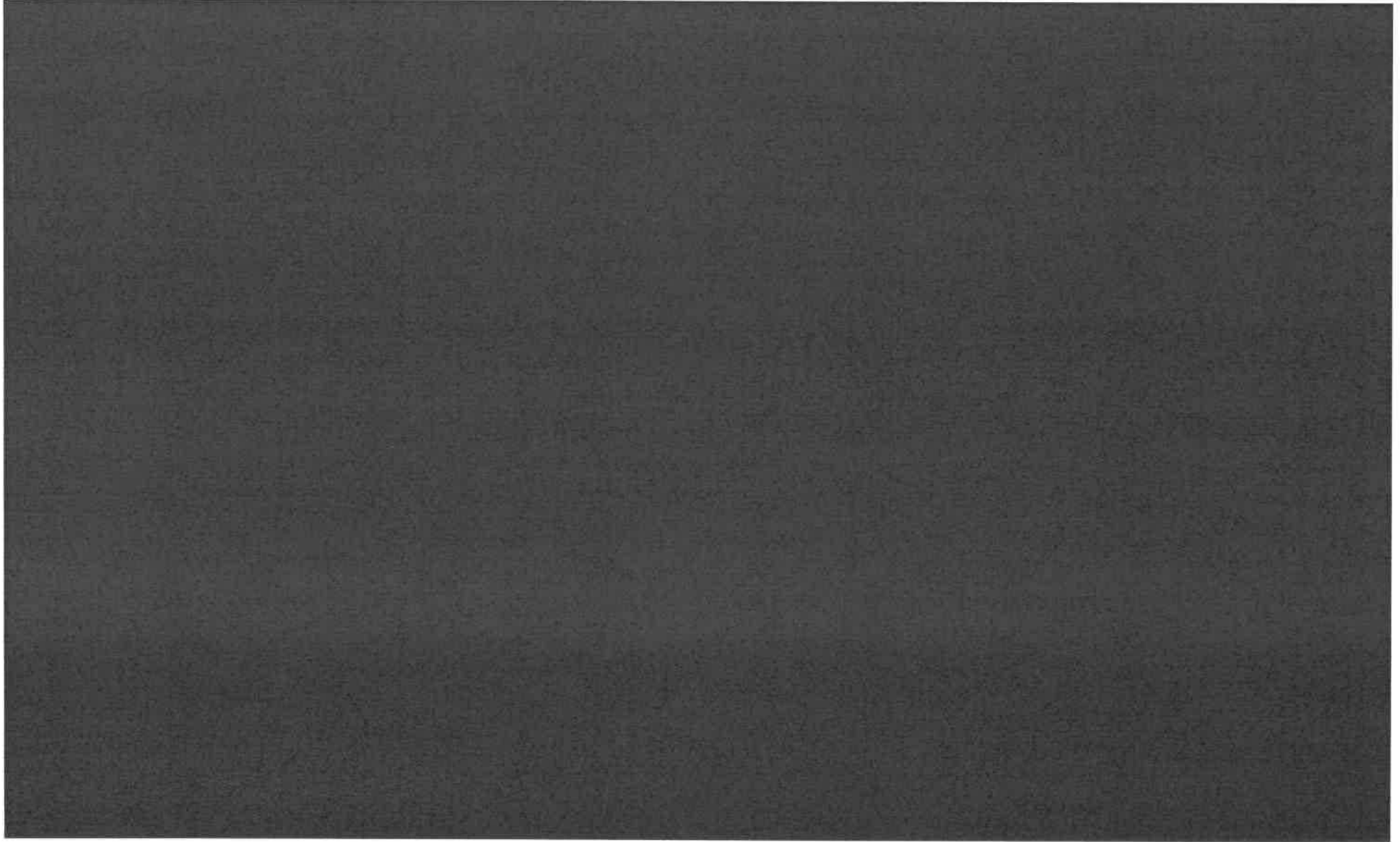
1 事前準備

確認調査の対象として選定した者（以下「対象者」という。）については、証拠資料の的確な収集と税理士法第 52 条等違反行為の確認が効率的に実施できるよう事前の資料等の収集に努める。

2 臨場（確認調査）

対象者の事務所又は自宅に臨場して、「税理士法第 52 条等違反行為の確認調査表」【参考 19】を活用し、次の事項について確認する。





3 処理方針の決定

確認調査を実施したものについて、法第 52 条等違反行為が認められた場合には、次のとおり処理方針を決定する。

- イ 違反行為が大規模、再犯であるなど悪質・常習者であると認められる場合は、税理士専門官と協議の上、局へ引き継ぐ。
- ロ 軽微な違反であり指導により改善が見込まれる場合は、今後、税理士法違反行為をしない旨を記載した「誓約書」を徴した上、口頭又は文書により注意し行政指導を行う。

なお、対象者に注意文書を交付した場合は、注意文書の「受領書」を確実に受領する。

4 指導に当たっての留意事項

行政指導とは、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないものをいう」（行政手続法第 2 条第 6 号）とされており、法第 52 条違反者に対する注意（いわゆる指導）は行政指導に該当し、これらの行為を行う際には、その相手方に対して行政指導の趣旨及び内容並びに責任者の明示が必要（行政手続法第 35 条第 1 項）となる。

なお、行政指導を口頭で行った際に、相手方からその内容を記した書面の交付を求められた場合には、当該行政指導の趣旨、内容及び責任者を記載した書面を交付しなければならない（行政手続法第 35 条第 3 項）ことに留意する。

5 処理及び保存

確認調査を終了する場合は、「調査事績書」及び「税理士法第 52 条等違反行為の確認調査表」【参考 19】と（必要に応じ）収集した資料等を添付し、署長等の決裁を了した上で編てつ保存する。

なお、該当する税理士等情報せんは、調査事績書の末尾に編てつし、税理士等情報管理簿の備考欄に調査結果を簡記する。

おって、決裁を了した調査事績書写しに注意文書及び誓約書等、参考となる資料の写しを添付し税理士監理官宛（文書管理システムの宛先は「税理士係」宛）報告する。

6 事後の対応

確認調査が終了した後、対象者が引き続き違反行為を行っていないか情報収集に努めるとともに、違反行為が行われていることを把握した場合は税理士専門官に連絡し、その後の対応を協議する。

【参考】

(1) 税務書類の範囲

「税務書類の作成」とは、税務官公署に対する申告等に係る申告書等を作成することをいう。(法第2条第1項第2号)

「申告書等」とは、申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき作成し、かつ、税務官公署に提出する書類で財務省令に定めるものである。財務省令では届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書その他これらに準ずる書類が税務書類に該当するものと規定されている。(税理士法施行規則第1条)

したがって、おたずね文書など法令の規定に基づかない文書については、法第2条に規定する税務書類には当てはまらない。

なお、財務諸表(損益計算書や貸借対照表など)は、もともと税法の規定に基づき作成されるものではないことから、たとえ税法上、申告書等の添付書類として、その提出が義務付けられていたとしても税務書類の範囲に含まれない。

ただし、個人事業者の申告書(青色の場合)に添付すべき青色申告決算書については、税務書類に該当する。

「書類を作成する」とは、書類を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まないものとする(税理士法基本通達2-5)と定められており、当該通達によれば、申告書は納税者自身が記載したとしても、その下書きを税理士資格がない者が作成するケースなどは税理士法違反となる。

(2) 社会保険労務士関係

社会保険労務士が、年末調整を行い、源泉徴収票の作成や法定調書合計表の作成を行うことは「税務書類の作成」に当たり税理士法違反となることから、当該文書の作成は事業主又は税理士に依頼するよう指導する必要があることに留意する。

(3) 税理士法第 52 条等違反行為の確認調査表の記載例

税理士法第 52 条等違反行為の確認調査表(令和6年●月●●日)

●●署				
確認対象者	氏名	●● ●●	生年月日	昭和●●年●●月●●日生 (●●歳)
	住所 (納税地)	●●市●●町●-●		
	上記以外 (□住・■事)	●●市●●町●-●		
	職業 (屋号)	経営コンサルタント		
確認内容等				

資料集

令和 6 年 8 月

名古屋国税局 総務課

目 次

○共通事項

	資料名	ページ番号	出典	備考
1	(別表3) 税理士等に課せられている義務等	1	庁事務提要 第3章 別表3	
2	(別表4) 税理士法違反行為の態様	5	庁事務提要 第4章 別表4	
3	税理士等に対する懲戒処分等の考え方 (財務省告示104号)	7	国税庁ホームページ	
4				
5	綱紀監察研修資料	15	局税理士監理官作成	
6	税理士等情報せん (署用)	75	局事務提要 3(1) 様式第2号	

○実態確認関係

7	税理士等実態確認 事前準備票	76	局作成資料(執務参考資料)	
8	税理士等実態確認表 (税理士用)	78	庁事務提要 第4章1節 様式4-1	報告様式
9	税理士等実態確認表 (税理士法人用)	83	庁事務提要 第4章1節 様式4-2	報告様式
10	税理士等実態確認表付表 (会計法人用)	88	庁事務提要 第4章1節 様式4-3	報告様式
11	実態確認メモ (税理士用)	89	局作成資料(執務参考資料)	
12	実態確認メモ (税理士法人用)	106	局作成資料(執務参考資料)	
13	税理士の皆様へ (リーフレット「税理士法違反とならないために」)	124	局作成リーフレット	交付用資料
14	犯罪収益移転防止法における税理士の責務	126	庁事務提要 第13章 様式13-1	交付用資料
15				
16				
17	連絡依頼について (依頼)	134	局作成資料(参考様式4-1)	
18	連絡依頼について (依頼)	135	局作成資料(参考様式4-2)	

○確認調査関係

19	税理士法第52条等違反行為の確認調査表	136	局事務提要 8(3) 様式第14号	報告様式
20	調査事績書 (署用)	137	庁事務提要 第4章4節 様式4-5	
21	連絡依頼について (依頼)	138	局作成資料(参考様式6-1)	
22	連絡依頼について (依頼)	139	局作成資料(参考様式6-2)	

○実態確認・確認調査共通

23	調査事績書付表 (調査経過記録書)	140	庁事務提要 第4章2節 様式4-7	
----	-------------------	-----	-------------------	--

○その他参考

24	退職職員に対する税理士業務の制限について (情報)	141	国税庁ホームページ	
----	---------------------------	-----	-----------	--

(別表3) 税理士等に課せられている義務等

内 容	対 象			
	税	税法	弁	弁法
(変更登録) 第20条 税理士は、第18条の規定により登録を受けた事項に変更を生じたときは、遅滞なく変更の登録を申請しなければならない。	○			
(税理士証票の返還) 第28条 税理士の登録がまつ消されたときは、その者、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく税理士証票を日本税理士会連合会に返還しなければならない。税理士が第43条の規定に該当することとなった場合又は第45条若しくは第46条の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合においても、また同様とする。	○			
(税務代理の権限の明示) 第30条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。	○	○	○	○
(特別の委任を要する事項) 第31条 税理士は、税務代理をする場合において、次の行為をするときは、特別の委任を受けなければならない。 一 不服申立ての取下げ 二 代理人の選任	○	○	○	○
(税理士証票の提示) 第32条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。	○			
(署名の義務) 第33条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。 2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。 3 税理士は、前2項の規定により署名するときは、税理士である旨その他財務省令で定める事項を付記しなければならない。	◎	○	○	○
(脱税相談等の禁止) 第36条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。	◎	○	○	○
(信用失墜行為の禁止) 第37条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。	○	○	○	○
(非税理士に対する名義貸しの禁止) 第37条の2 税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。	○	○	○	○
(秘密を守る義務) 第38条 税理士は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。	◎		○	
(会則を守る義務) 第39条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。	○	○		
(研修) 第39条の2 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。	○			
(事務所の設置) 第40条 税理士(税理士法人の社員(財務省令で定める者を含む。第4項において同じ。)を除く。次項及び第3項において同じ。)及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。 3 税理士は、税理士事務所を2以上設けてはならない。 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。	○	○		
(帳簿作成の義務) 第41条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、1件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。 2 前項の帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。	○	○	○	○

3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第1項の帳簿を電磁的記録をもつて作成することができる。				
(使用人等に対する監督義務) 第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。	○	○	○	○
(助言義務) 第41条の3 税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは仮装している事実があることを知つたときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。	○	○	○	○
(業務の制限) 第42条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後1年間は、その離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。	○			
(業務の停止) 第43条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、会計士補、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定士の鑑定評価等業務を禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行つてはならない。税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。	○		○	
(懲戒の種類) 第44条 税理士に対する懲戒処分は、左の三種とする。 一 戒告 二 2年以内の税理士業務の停止 三 税理士業務の禁止	○		○	
(脱税相談等をした場合の懲戒) 第45条 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。 2 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。	○		○	
(一般の懲戒) 第46条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。	○		○	
(登記) 第48条の7 税理士法人は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。 2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。		○		
(設立の手続) 第48条の8 税理士法人を設立するには、その社員になろうとする税理士が、共同して定款を定めなければならない。 2 会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項の規定は、税理士法人の定款について準用する。 3 定款には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 目的 二 名称 三 事務所の所在地 四 社員の氏名及び住所 五 社員の出資に関する事項 六 業務の執行に関する事項	△			
(成立の届出等) 第48条の10 税理士法人は、成立したときは、成立の日から2週間以内に、登記簿の謄本及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会(以下この章において「本店所在地の税理士会」という。)を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。	△	○		

(社員の常駐) 第 48 条の 12 税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければならない。		○		
(定款の変更) 第 48 条の 13 税理士法人は、定款を変更したときは、変更の日から 2 週間以内に、変更に係る事項を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。	△	○		
(社員の競業の禁止) 第 48 条の 14 税理士法人の社員は、自己若しくは第三者のためにその税理士法人の業務の範囲に属する業務を行い、又は他の税理士法人の社員となつてはならない。	△			
(業務の執行方法) 第 48 条の 15 税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。		○		
(法定脱退) 第 48 条の 17 税理士法人の社員は、次に掲げる理由によつて脱退する。 - 一 税理士の登録の抹消 - 二 定款に定める理由の発生 - 三 総社員の同意 - 四 第 43 条の規定に該当することとなつたこと。 - 五 第 45 条又は第 46 条の規定による税理士業務の停止の処分を受けたこと。 - 六 除名	△			
(解散) 第 48 条の 18 税理士法人は、次に掲げる理由によつて解散する。 - 一 定款に定める理由の発生 - 二 総社員の同意 - 三 他の税理士法人との合併 - 四 破産 - 五 解散を命じる裁判 - 六 第 48 条の 20 第 1 項の規定による解散の命令 2 税理士法人は、前項の規定による場合のほか、社員が 1 人になり、そのなつた日から引き続き 6 月間その社員が 2 人以上にならなかつた場合においても、その 6 月を経過した時に解散する。 3 税理士法人は、第 1 項第 3 号の事由以外の事由により解散したときは、解散の日から 2 週間以内に、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。	△	○		
(合併) 第 48 条の 19 税理士法人は、総社員の同意があるときは、他の税理士法人と合併することができる。 2 合併は、合併後存続する税理士法人又は合併によつて設立した税理士法人が、その主たる事務所の所在地において登記をすることによつて、その効力を生ずる。 3 税理士法人は、合併したときは、合併の日から 2 週間以内に、登記簿の謄本（合併によつて設立した税理士法人にあつては、登記簿の謄本及び定款の写し）を添えて、その旨を、本店所在地の税理士会を経由して、日本税理士会連合会に届け出なければならない。	△	○		
(違法行為等についての処分) 第 48 条の 20 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは 2 年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。 2 第 47 条、第 47 条の 3 及び第 47 条の 4 の規定は、前項の処分について準用する。 3 第 1 項の規定による処分の手続に付された税理士法人は、清算が終了した後においても、この条の規定の適用については、当該手続が終了するまで、なお存続するものとみなす。 4 第 1 項の規定は、同項の規定により税理士法人を処分する場合において、当該税理士法人の社員等につき第 45 条又は第 46 条に該当する事実があるときは、その社員等である税理士に対し、懲戒処分を併せて行うことを妨げるものと解してはならない。		○		○

(税理士業務を行う弁護士等) 第 51 条 弁護士は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。 2 前項の規定により税理士業務を行う弁護士は、税理士業務を行う範囲において、第 1 条、第 30 条、第 31 条、第 33 条から第 38 条まで、第 41 条から第 41 条の 3 まで、第 43 条前段、第 44 条から第 46 条まで（これらの規定中税理士業務の禁止の処分に関する部分を除く。）、第 47 条、第 47 条の 3、第 47 条の 4 及び第 54 条から第 56 条までの規定の適用については、税理士とみなす。この場合において、第 33 条第 3 項及び第 33 条の 2 第 3 項中「税理士である旨その他財務省令で定める事項」とあるのは、「第 51 条第 1 項の規定による通知をした弁護士である旨及び同条第 3 項の規定による通知をした弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務として同項の業務を行う場合にはこれらの法人の名称」とする。 3 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人（これらの法人の社員（弁護士に限る。）の全員が、第 1 項の規定により国税局長に通知している法人に限る。）は、所属弁護士会を経て、国税局長に通知することにより、その国税局の管轄区域内において、随時、税理士業務を行うことができる。 4 前項の規定により税理士業務を行う弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人は、税理士業務を行う範囲において、第 33 条、第 33 条の 2、第 48 条の 16（第 2 条の 3 及び第 39 条の規定を準用する部分を除く。）、第 48 条の 20（税理士法人に対する解散の命令に関する部分を除く。）及び第 54 条から第 56 条までの規定の適用については、税理士法人とみなす。				
(税理士業務の制限) 第 52 条 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。	税理士等でない者			
(名称の使用制限) 第 53 条 税理士でない者は、税理士若しくは税理士事務所又はこれらに類似する名称を用いてはならない。 2 税理士法人でない者は、税理士法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。 3 税理士会及び日本税理士会連合会でない団体は、税理士会若しくは日本税理士会連合会又はこれらに類似する名称を用いてはならない。 4 前 3 項の規定は、税理士又は税理士法人でない者並びに税理士会及び日本税理士会連合会でない団体が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。				
(税理士の使用人等の秘密を守る義務) 第 54 条 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなった後においても、また同様とする。				

- (注) 1 対象欄の「税」は税理士、「税法」は税理士法人、「弁」は通知弁護士、「弁法」は通知弁護士法人等を示す。
- 2 対象欄の「税」の「◎」は、税理士のほか、税理士法第 50 条の規定により臨時の税務書類の作成等の許可を受けた者が対象となるものを示し、「△」は、税理士のうち、社員税理士のみが対象となるものを示す。

(別表4) 税理士法違反行為の態様

項 目	内 容 等
1 脱税相談又は不真正な税務書類の作成等	税理士等が、不正に国税や地方税の賦課徴収を免れること等につき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をすることは、法第36条の規定に違反し、法第45条第1項又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する。 また、税理士等が真正の事実にして税務代理又は税務書類の作成をすることは、法第45条第1項若しくは第2項又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する。
2 自己脱税	税理士等が、自己の申告について、不正所得金額があるものは、税理士の信用又は品位を害するような行為であり、法第37条の規定に違反し、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する。
3 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ	税理士等が、自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものは、税理士の信用又は品位を害するような行為であり、法第37条の規定に違反し、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する。
4-1 税理士等でない者に対する名義貸し	税理士等が、税理士等でない者に対して自己の名義を使用させ税理士業務（法第2条に規定する「税理士業務」に限る。以下、この別表において同じ。）を行わせる行為は、法第37条の2の規定に違反し、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する。
4-2 税理士に対する名義貸し	税理士等が、税理士業務停止処分中の税理士に対して自己の名義を使用させ税理士業務を行わせる行為は、税理士の信用又は品位を害するような行為であり、法第37条の規定に違反し、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する。
5 調査妨害	税理士等が、税務代理をする場合において、税務職員による課税調査等を妨げる行為は、税理士の信用又は品位を害するような行為であり、法第37条の規定に違反し、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する。
6 業務け怠	税理士等が、委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったことは、税理士の信用又は品位を害するような行為であり、法第37条の規定に違反し、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する。
7 納税詐欺・納税資金の横領	税理士等が、税理士業務を行うに際し、虚偽の納税額を提示して預かった納税資金の一部を詐取する行為や納税者から預った納税資金を個人的に費消・着服する行為は、税理士の信用又は品位を害するような行為であり、法第37条の規定に違反し、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する。
8-1 使用人等が不正行為を行った場合の使用人等税理士等の不正行為（税理士法違反行為）	税理士等の使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）が不正行為を行った場合において、その使用者である税理士又は使用者である税理士法人の社員税理士（以下「使用者税理士等」という。）がその不正行為を認識していたときは、当該使用者税理士等がその不正行為（税理士法違反行為）を行ったものとする。 また、使用者税理士等が当該不正行為を認識していなかったときでも、内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為（税理士法違反行為）を行ったものとする。 ※ 自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士は、使用人等から除かれることに留意する（下記8-2において同じ）。
8-2 使用人等が不正行為を行った場合の使用人等税理士等の使用人監督義務違反	上記8-1に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、法第41条の2の規定に違反し、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する。

8-3 社員税理士が税理士法違反行為を行った場合の他の社員税理士の税理士法違反行為	税理士法人の社員税理士が税理士法違反行為を行った場合において、その税理士法人の他の社員税理士がその税理士法違反行為を認識していたときは、当該他の社員税理士もその税理士法違反行為を行ったものとする。 また、その税理士法人の他の社員税理士が当該税理士法違反行為を認識していなかったときでも、その税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその税理士法違反行為を行ったものとする。
9 業務制限義務違反	国税等に関する行政事務に従事していた国等の公務員で税理士となったものが、離職後一年間に、その離職前一年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行った場合は、法第42条の規定に違反し、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する。
10 税理士法人の不当運営	社員税理士に、法第45条又は第46条に規定する行為があった場合など、税理士法人の運営が著しく不当と認められるときは、当該税理士法人について、法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する。
11 その他の税理士法違反行為	税理士法上、税理士等には種々の義務や責任が課せられており、上記1から10以外で、例えば下記に掲げるような税理士法違反行為は、法第46条又は法第48条の20第1項に規定する懲戒処分等の事由に該当する。 (例) ・ 税理士業務停止処分違反 ・ 法第33条の2に規定する添付書面への虚偽記載 ・ 法第20条に規定する変更登録の遅延 ・ 法第33条に規定する署名の義務違反 ・ 法第38条に規定する守秘義務違反 ・ 法第40条に規定する2箇所事務所設置違反 ・ 法第41条に規定する帳簿作成の義務違反 など

[ホーム](#) / [税の情報・手続・用紙](#) / [税理士に関する情報](#) / [税理士等に対する懲戒処分等](#)

/ 1 税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（令和5年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）

1 税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方（令和5年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用）

財務省告示第104号

税理士法（昭和26年法律第237号）第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分、第48条の規定に基づく税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定並びに第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方を次のとおり公表する。

平成20年3月31日

改正

平成27年1月30日財務省告示第35号

令和5年2月17日財務省告示第49号

財務大臣 額賀 福志郎

I 総則

第1 量定の判断要素及び範囲

税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）に規定する税理士に対する懲戒処分及び税理士法人に対する処分（以下「懲戒処分等」という。）の量定の判断に当たっては、Ⅱに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとする。

- ① 不正行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の不正行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の前歴
- ④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情

なお、Ⅱに定める量定の考え方によることが適切でないと認められる場合には、法に規定する懲戒処分等の範囲を限度として、量定を決定することができるものとする。

第2 税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人である税理士等に対する懲戒処分

1 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除く。以下「使用人等」という。）が不正行為を行った場合における、使用人である税理士又は使用人である税理士法人の社員税理士（以下「使用者税理士等」という。）に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたときは、当該使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

(2) 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったときは、内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて当該使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、当該使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

なお、上記に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、当該使用者税理士等が法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分をする。

2 税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたときは、当該他の社員税理士もその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

(2) 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったときは、当該税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合には、当該他の社員税理士も過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分をする。

第3 不正行為の種類の異なるものが2以上ある場合

IIに定める不正行為の種類の異なるものが2以上ある場合の量定は、それぞれの不正行為の種類について算定した量定を合計したものを基本とする。

第4 税理士業務等の停止期間

税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間は、1月を単位とする。

第5 税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定

第1から第4までの規定は、税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定について準用する。この場合において、第4中「税理士業務又は税理士法人の業務の停止期間」とあるのは「税理士であつた者が受けるべきであつた税理士業務の停止をすべき期間」と読み替えるものとする。

II 量定の考え方

第1 税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1 税理士が法第45条第1項又は第2項（脱税相談等をした場合の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第36条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る不正所得金額等（国税通則法第68条に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、

6月以上2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

(2) 相当の注意を怠り、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は法第36条の規定に違反する行為をしたとき。

税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等（国税通則法第18条に規定する期限後申告書若しくは同法第19条に規定する修正申告書の提出又は同法第24条に規定する更正若しくは同法第25条に規定する決定の処分に係る所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものをいう。以下同じ。）の額に応じて、

戒告又は2年以内の税理士業務の停止

2 税理士が法第46条（一般の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

(1) 法第33条の2第1項又は第2項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき。

虚偽の記載をした書面の件数、記載された虚偽の程度に応じて、

戒告又は1年以内の税理士業務の停止

(2) 法第37条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

- イ 自己脱税（自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含む。次のロにおいて同じ。）の申告について、不正所得金額等があることをいう。以下同じ。）（上記１に掲げる行為に該当する場合を除く。）
不正所得金額等の額に応じて、
２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
 - ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（自己の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいう。以下同じ。）（上記１及び２（２）イに掲げる行為に該当する場合を除く。）
申告漏れ所得金額等の額に応じて、
戒告又は２年以内の税理士業務の停止
 - ハ 調査妨害（税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいう。）
行為の回数、程度に応じて、
２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
 - ニ 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させることをいう。以下同じ。）
名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
 - ホ 業務け怠（委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったことをいう。）
戒告又は１年以内の税理士業務の停止
 - ヘ 税理士会の会費の滞納（所属する税理士会（県連合会及び支部を含む。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいう。以下同じ。）
戒告
 - ト その他反職業倫理的行為（上記以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたことをいう。）
戒告、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (3) 法第37条の２（非税理士に対する名義貸しの禁止）の規定に違反したとき。
名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、
２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (4) 法第38条（秘密を守る義務）の規定に違反したとき。
２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (5) 法第41条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。
戒告
- (6) 法第41条の２（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。
戒告又は１年以内の税理士業務の停止
- (7) 法第42条（業務の制限）の規定に違反したとき。
同条に違反して税務代理をした件数、税務書類を作成した件数、税務相談に応じた件数に応じて、
２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止
- (8) 税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき。
税理士業務の禁止
- (9) 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき。
戒告、２年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

第２ 税理士であつた者に対する量定

第１の規定は、税理士であつた者に対する懲戒処分を受けるべきであつたことについての決定について準用する。

第３ 税理士法人に対する量定

税理士法人に対する処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1 税理士法人が法第48条の20（違法行為等についての処分）に規定する行為のうち、この法又はこの法に基づく命令に違反したときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

（1） 法第48条の10（成立の届出等）、第48条の13（定款の変更）、第48条の18（解散）又は第48条の19（合併）に規定する届出をしなかったとき。

戒告

（2） 法第48条の16において準用する法第37条（信用失墜行為の禁止）の規定に違反する行為のうち、以下に掲げる行為を行ったとき。

イ 自己脱税

不正所得金額等の額に応じて、

2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

ロ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ

申告漏れ所得金額等の額に応じて、

戒告又は2年以内の業務の全部若しくは一部の停止

ハ 税理士会の会費の滞納

戒告

（3） 法第48条の16において準用する法第41条（帳簿作成の義務）の規定に違反したとき。

戒告

（4） 法第48条の16において準用する法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したとき。

戒告又は1年以内の業務の全部若しくは一部の停止

（5） 業務の全部又は一部の停止の処分を受け、その処分に違反して業務を行ったとき。

解散

（6） 上記以外の場合で法又は法に基づく命令に違反したとき。

戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

2 税理士法人が法第48条の20（違法行為等についての処分）に規定する行為のうち、運営が著しく不当と認められるときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

（1） 社員税理士に、法第45条又は第46条に規定する行為があったとき（上記1（2）及び（6）に該当する場合を除く。）。

当該行為を行った社員税理士の量定（複数の社員税理士が関与している場合には、それぞれの量定を合計した量定）に応じて、

戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

（2） 上記以外の場合で運営が著しく不当と認められるとき。

戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止又は解散

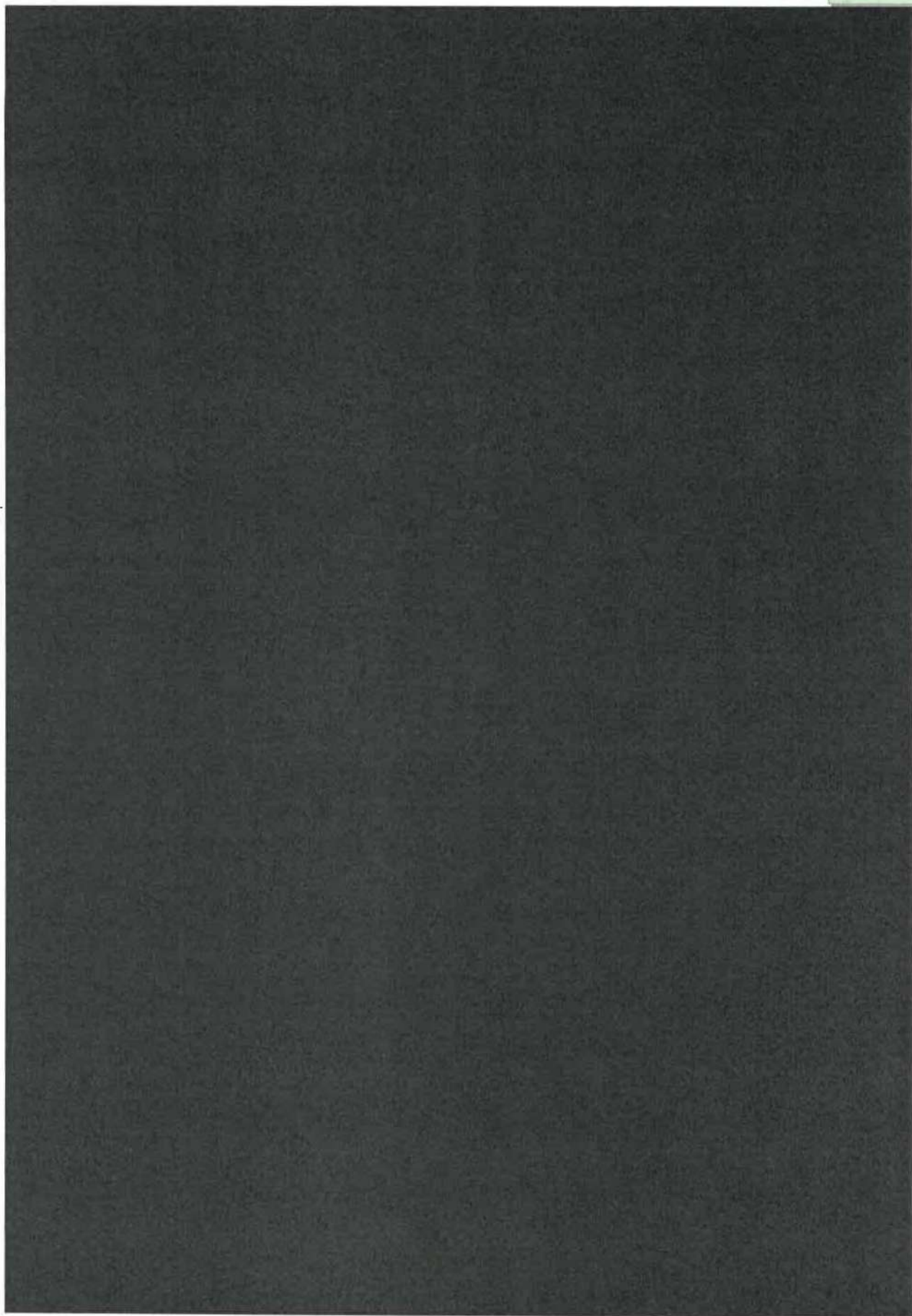
附則（平成27年1月30日財務省告示第35号）

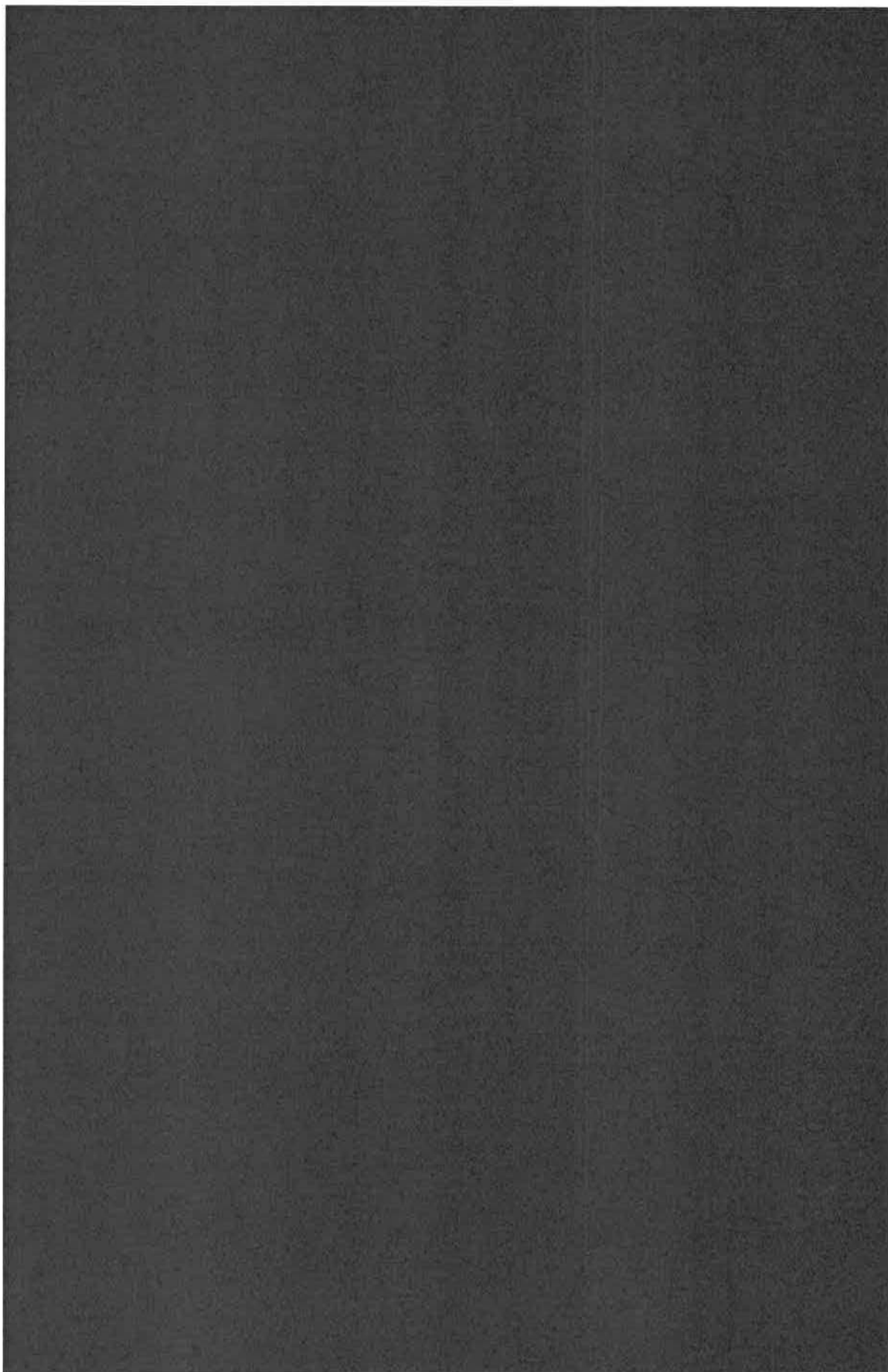
この告示は、平成27年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用し、平成27年3月31日以前にした不正行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。

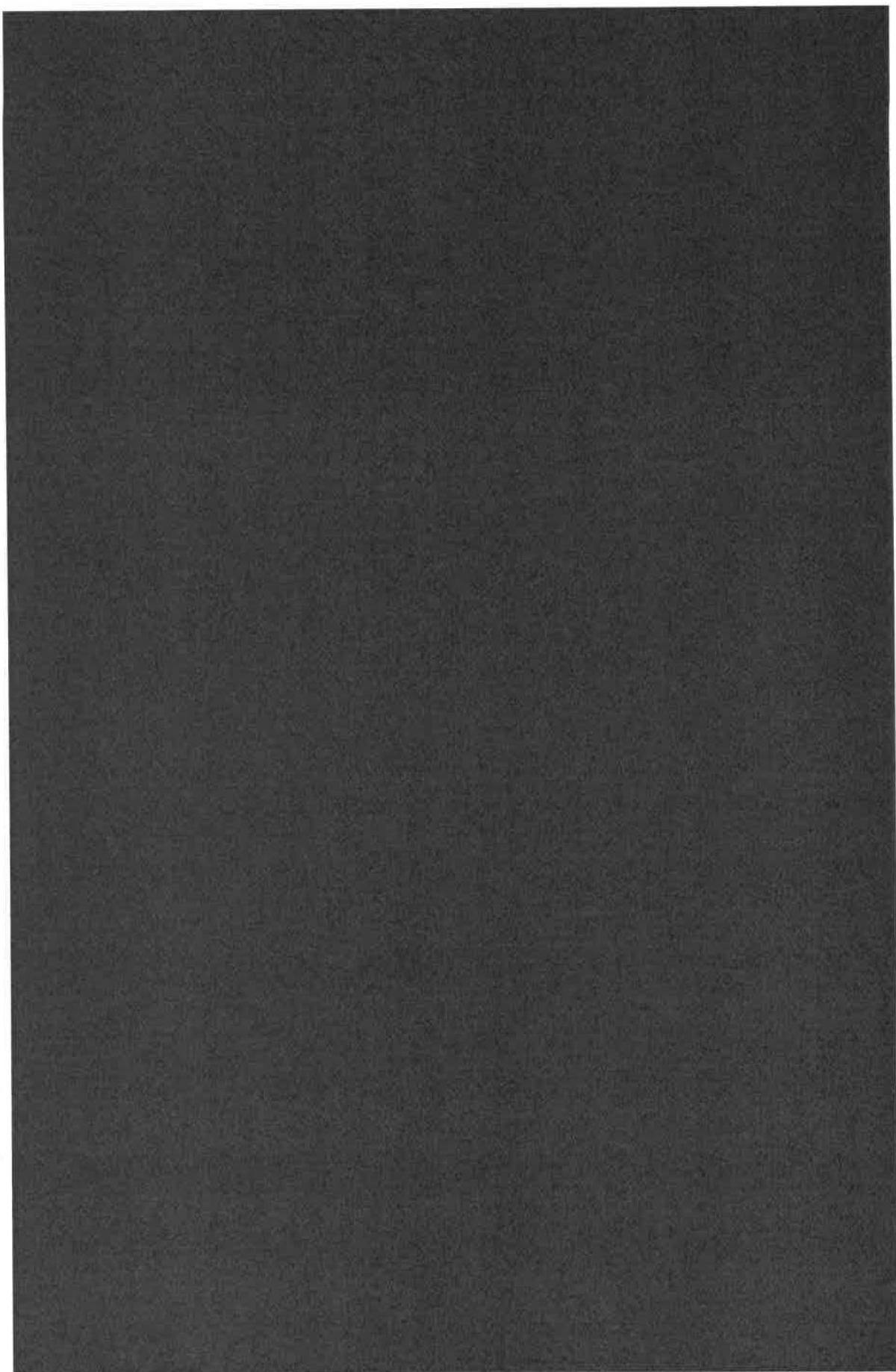
附則（令和5年2月17日財務省告示第49号）

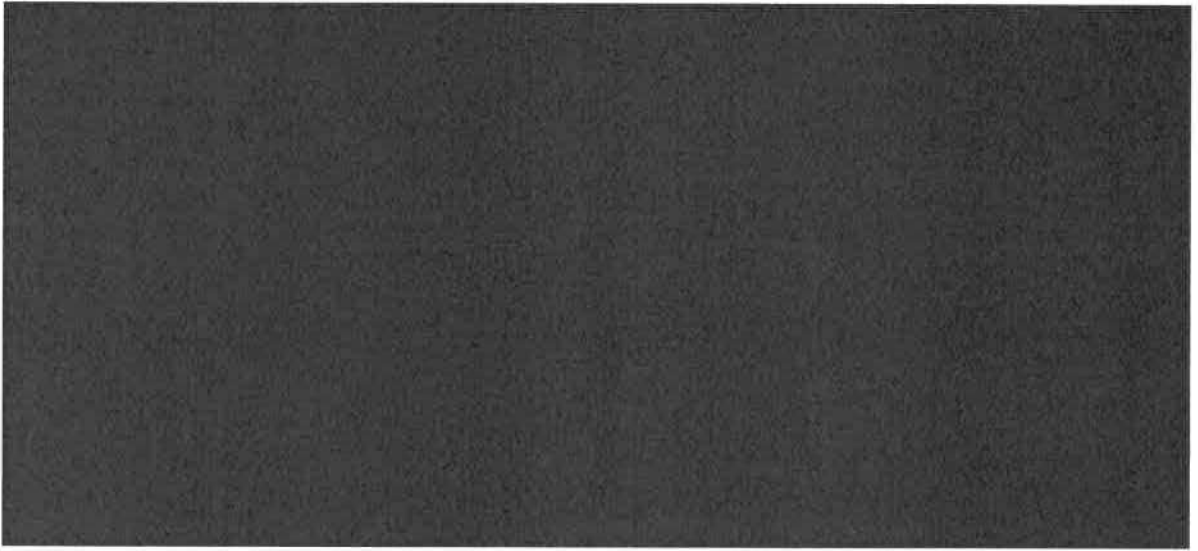
この告示は、令和5年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等について適用し、令和5年3月31日以前にした不正行為に係る懲戒処分等については、なお従前の例による。

[このページの先頭へ](#)









綱紀監察研修資料（令和6年8月）

綱 紀 に つ い て

名古屋国税局 税理士監理官

税理士の使命

1

税理士法第1条

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第1条は、税理士がその職務を行うに当たり、独立した公正な立場を堅持して、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現するように努めることが税理士の使命であることを定めたものであるとともに、税理士法の解釈に当たってよるべき基本原則を明らかにした規定です。

なお、税理士法第1条の規定は、税理士法人にも準用されています（法第48条の16）。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務等

2

税理士法は、税理士の使命の重要性に鑑み、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と定め、これを行うことができる者を原則として税理士又は税理士法人に限定する一方で、税理士に対して一定の義務等を課しています。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務等を例示すると、以下のとおりとなります。

税理士が遵守すべき主な税理士法上の義務等

- | | |
|----------------------------|--------------------------|
| 1 税理士の使命（法第1条） | 9 秘密を守る義務（法第38条） |
| 2 税務代理の権限の明示（法第30条） | 10 会則を守る義務（法第39条） |
| 3 特別の委任を要する事項（法第31条） | 11 研修（法第39条の2） |
| 4 税理士証票の提示（法第32条） | 12 事務所の設置（法第40条） |
| 5 署名の義務（法第33条） | 13 帳簿作成の義務（法第41条） |
| 6 脱税相談等の禁止（法第36条） | 14 使用人等に対する監督義務（法第41条の2） |
| 7 信用失墜行為の禁止（法第37条） | 15 助言義務（法第41条の3） |
| 8 非税理士に対する名義貸しの禁止（法第37条の2） | 16 業務の制限（法第42条） |
| | 17 業務の停止（法第43条） |

税理士法人が遵守すべき税理士法上の義務等

3

税理士法人は、税理士業務を組織的に行うことを目的として、税理士が共同して設立した法人である（法第48条の2）ことから、税理士業務を行う際の税理士の義務等に関する法の規定については、自然人としての税理士に関するものを除き、税理士法人にも適用することとされ、税理士に関する規定が準用されています（法第48条の16）。

なお、税理士及び税理士法人の両者を対象とした義務に関する規定が設けられているほか、税理士法人のみを対象とした義務に関する規定も設けられています。

税理士法人のみを対象とした主な税理士法上の義務等

- 1 設立の手続**（法第48条の8第1項）
税理士法人の設立には、2人以上の社員税理士が必要。
- 2 成立の届出等**（法第48条の10第1項）
- 3 社員の常駐**（法第48条の12）
税理士法人の事務所（従たる事務所を含む。）には、その所在する地域の税理士会の会員である社員税理士を常駐させなければならない。
- 4 定款の変更**（法第48条の13第2項）
- 5 社員の競業の禁止**（法第48条の14）
社員税理士が税理士法人とは別に、個人として税理士業務を行ってはならない。
また、他の税理士法人の社員となることも禁止されている。
- 6 業務の執行方法**（法第48条の15）
税理士法人は、税理士でない者に税理士業務を行わせてはならない。
- 7 解散の届出**（法第48条の18第3項）

税理士に対する懲戒処分

税理士業務の執行は、一般納税者に対してのみならず、税務行政に対しても重大な影響を与えるものであることから、監督上の行政処分として、税理士に対する懲戒処分制度が設けられています。

税理士法第44条は、税理士に対する懲戒処分として、税理士業務の禁止、2年以内の税理士業務の停止、及び戒告の3種類を規定しています。

税理士に対する懲戒処分の種類

（税理士業務の禁止） 税理士業務の禁止は、税理士業務を行ってはならない旨を命ずる処分、すなわち、不作為義務を命ずる処分であり、税理士に対する懲戒処分のうち最も重い処分です。税理士業務の禁止処分を受けた者は、法第4条第6号の規定により処分を受けた日から3年を経過する日まで税理士となる資格を有しないこととなり、法第26条第1項第4号の規定により税理士登録を抹消されることとなります。

（2年以内の税理士業務の停止） 2年以内の税理士業務の停止は、税理士業務を行うことを一定期間やめることを命ずる処分です。2年以内の税理士業務の停止処分を受けた者は、その停止期間中は税理士業務を行うことができませんが、税理士登録は抹消されません。

（戒告） 戒告は、本人の将来を戒める旨の申し渡しをする処分であり、懲戒処分としては最も軽いものです。戒告処分を受けた者は、税理士業務あるいは税理士の資格について特に制約を受けませんので、引き続き税理士業務を行うことができます。

税理士に対する懲戒処分

税理士に対する懲戒処分は、税理士に対し不利益をもたらす処分ですので、懲戒処分の構成要件である懲戒処分事由は、税理士法第45条及び第46条において明確に規定されています。

不真正の税務書類の作成及び脱税相談等をした場合の懲戒（法第45条）

故意による特定の不正行為（第1項）

税理士が、故意（注1）に、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき又は法第36条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象とされています。

過失による特定の不正行為（第2項）

税理士が、相当の注意を怠り（注2）、法第45条第1項に規定する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分の対象とされています。

（注1）「故意」とは、事実にして反し又は反するおそれがあると認識して行うことをいいます（税理士法基本通達45-1）。

（注2）「相当の注意を怠り」とは、税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいいます（税理士法基本通達45-2）。

税理士に対する懲戒処分

税理士に対する懲戒処分は、税理士に対し不利益をもたらす処分ですので、懲戒処分の構成要件である懲戒処分事由は、税理士法第45条及び第46条において明確に規定されています。

一般の懲戒（法第46条）

税理士が、法第45条の規定に該当する場合を除き、法第33条の2第1項若しくは第2項（計算書類、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又は税理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象とされています。

なお、法第46条の懲戒事由については、財務省告示において対象となる行為が例示されています。

税理士に対する懲戒処分

税理士法第46条の規定を適用し、第44条の懲戒処分の対象となる行為（財務省告示）

- (1) 法第33条の2第1項又は第2項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき（法第46条該当）
- (2) 自己脱税（法第37条違反）
- (3) 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（法第37条違反）
- (4) 調査妨害（法第37条違反）
- (5) 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（法第37条違反）
- (6) 業務け怠（法第37条違反）
- (7) 税理士会の会費の滞納（法第37条違反）
- (8) その他反職業倫理的行為（法第37条違反）
- (9) 非税理士に対する名義貸し（法第37条の2違反）
- (10) 秘密を守る義務違反（法第38条違反）
- (11) 帳簿作成の義務違反（法第41条違反）
- (12) 使用人等に対する監督義務違反（法第41条の2違反）
- (13) 業務の制限違反（法第42条違反）
- (14) 税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき（法第46条該当）
- (15) 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき（法第46条該当）

税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方

税理士法第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分、第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分の基準・考え方は、「税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」として、財務省告示（平成20年3月31日財務省告示第104号）により定められ、国税庁ホームページでも公表されています。

なお、告示の概要は以下のとおりです。

I 総則

（量定の判断要素及び範囲）

税理士法に規定する税理士に対する懲戒処分等の量定は、財務省告示Ⅱに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとされています。

- ① 不正行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の不正行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の前歴
- ④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情

Ⅱ 税理士の不正行為の類型ごとの量定等

9

税理士に対する懲戒処分や税理士法人に対する処分については、対象となる不正行為の類型ごとに量定の考え方が定められています。

対象行為		法規定	判断要素	戒告	停止（2年）			禁止
					6月	1年	2年	
法45条 〔不真正税務書類 の作成等〕	第1項 （故意）	2年以内の 停止又は禁止	税理士の責任を問い得る 「不正所得金額等」			6月以上		
	第2項 （過失）	戒告又は 2年以内の停止	税理士の責任を問い得る 「申告漏れ所得金額等」					
法46条 〔懲戒〕	法33条の2の虚偽記載		虚偽記載の件数、 虚偽の程度		1年以内			
	法37条 （信用失墜行為）	自己脱税 （重加） 多額かつ反職業 倫理的な自己 申告漏れ（過少） 調査妨害 名義貸し （法37条の2を除く） 業務懈怠 会費滞納 その他反職業 倫理的行為	不正所得金額等					
			申告漏れ所得金額等					
			行為の回数、程度					
			貸人数、作成件数、 期間、対価の額等					
			—		1年以内			
			—					
			—					

10

対象行為		法規定	判断要素	戒告	停止（2年）			禁止
					6月	1年	2年	
法 46 条 〔 懲 戒 〕	法37条の2 （名義貸し）	戒告 又は 2年以内 の停止 又は 禁止	貸人数、作成件数、 期間、対価の額等					
	法38条 （守秘義務）		—					
	法41条 （帳簿作成義務）		—					
	法41条の2 （使用人監督義務）		—		1年以内			
	法42条 （業務の制限）		税務代理件数、 作成件数、相談件数					
	業務停止処分違反		—					
	その他		—					

- ① 「不正所得金額等」とは、国税通則法第68条（重加算税）に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいいます。
- ② 「申告漏れ所得金額等」とは、国税通則法第18条に規定する期限後申告書若しくは同法第19条に規定する修正申告書の提出又は同法第24条に規定する更正若しくは同法第25条に規定する決定の処分に係る所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものをいいます。
- ③ 「法第33条の2の虚偽記載」とは、法第33条の2第1項又は第2項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたときをいいます。
- ④ 「自己脱税」とは、自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含みます。）の申告について、不正所得金額等があることをいいます。
- ⑤ 「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」とは、自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含みます。）の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいいます。
- ⑥ 「調査妨害」とは、税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいいます。
- ⑦ 「名義貸し（第37条の2を除く）」とは、税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させること）をいいます。
- ⑧ 「業務け怠」とは、委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったことをいいます。
- ⑨ 「会費滞納」とは、所属する税理士会（県連合会及び支部を含みます。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいいます。
- ⑩ 「その他反職業倫理的行為」とは、④から⑨以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたことをいいます。
- ⑪ 「業務停止処分違反」とは、税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行った場合をいいます。
- ⑫ 「その他」とは、「対象行為」欄に記載の行為以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反した場合をいいます。

元税理士に対する懲戒処分を受けるべきであったことの決定 12

「懲戒処分」を逃れようとして、税理士が自ら税理士登録を抹消した場合、その人は税理士ではなくなりますので、懲戒処分をすることができなくなります。

そこで、令和4年度の税理士法改正において、新たに「懲戒処分相当であったことの決定」をすることができることとされ、この決定を受けた人は、業務禁止相当の場合はその後3年間、業務停止相当の場合は決定された期間、税理士登録ができないこととなりました。

この制度は、令和5年4月1日以後にした税理士法違反行為について適用されます。

懲戒処分を受けるべきであったことについての決定等（法第48条）

財務大臣は、税理士であった者につき税理士であった期間内に第45条又は第46条に規定する行為又は事実があると認めたときは、当該税理士であった者がこれらの規定による懲戒処分を受けるべきであったことについて決定をすることができる。

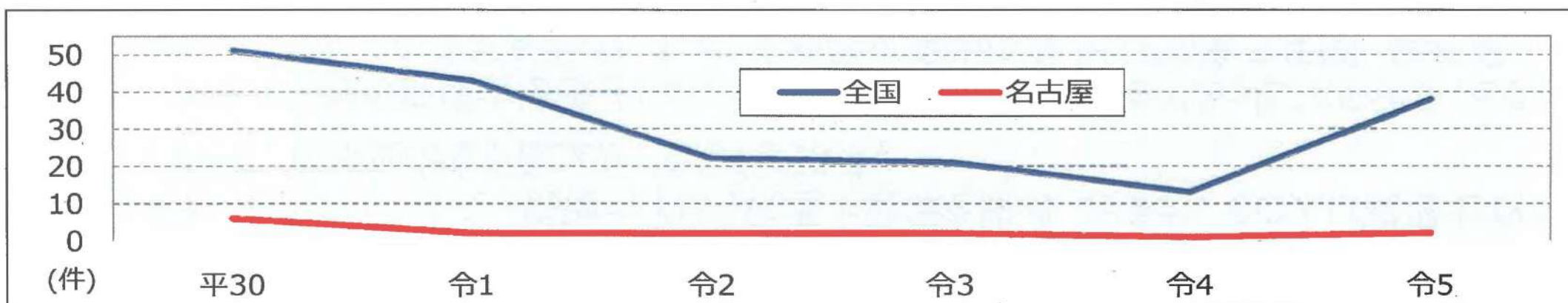
この場合において、財務大臣は、当該税理士であった者が受けるべきであった懲戒処分の種類（当該懲戒処分が第44条第2号に掲げる処分である場合には、懲戒処分の種類及び税理士業務の停止をすべき期間）を明らかにしなければならない。

税理士に対する懲戒処分（懲戒処分の件数）

13

会計年度		平30	令1	令2	令3	令4	令5	計
処分件数 計		6 51	2 43	2 22	2 21	1 13	2 38	15 188
会計年度		平30	令1	令2	令3	令4	令5	計
処分 別内 訳	禁 止	2 9	1 14	0 4	0 5	0 4	2 5	5 41
	停 止	4 42	1 29	2 18	2 16	1 9	0 33	10 147
	戒 告	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0

（注） 表の右下の数字は全国の処分件数を、表の左上の数字は名古屋局の処分件数を示す。



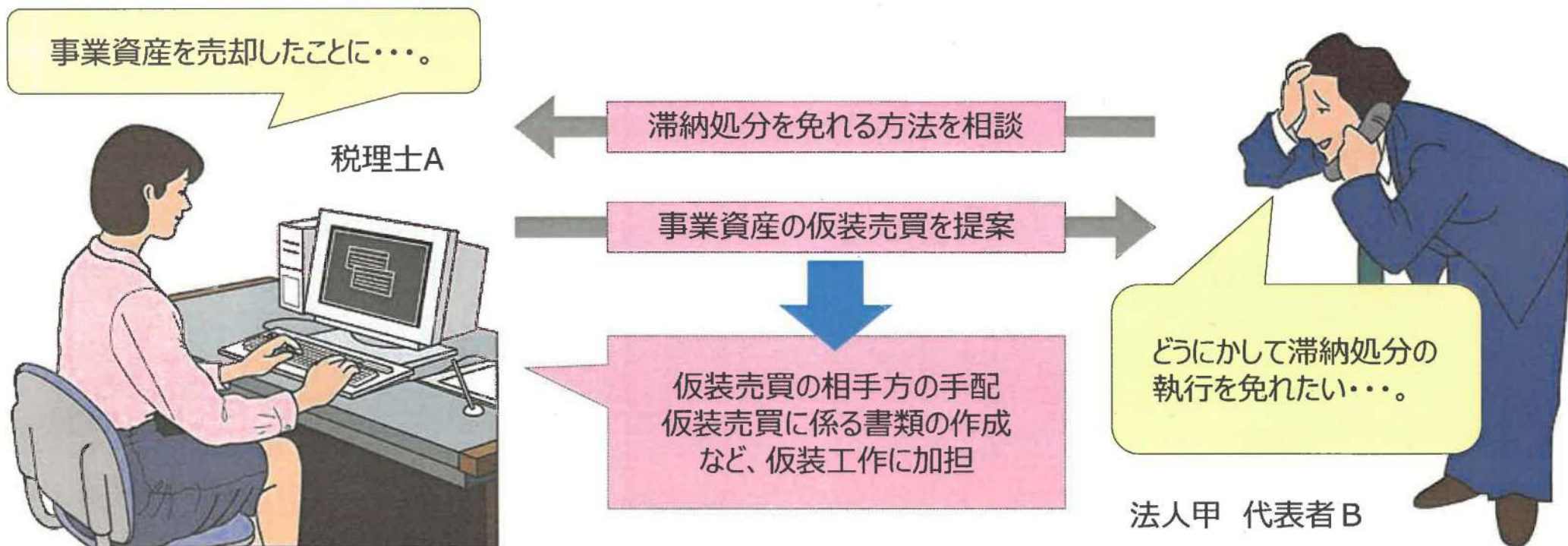
税理士法違反行為事例

- 事例 1 脱税相談をした場合
- 事例 2 故意に不真正の税務書類を作成した場合
- 事例 3 相当の注意を怠り不真正の税務書類を作成した場合
- 事例 4 自己脱税をした場合
- 事例 5 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れをした場合
- 事例 6 業務懈怠をした場合
- 事例 7 その他の反職業倫理的な行為をした場合
- 事例 8 非税理士に対して名義貸しをした場合
- 事例 9～11 使用人に対する監督義務違反があった場合
- 事例 12 社員税理士が不正行為を行い、かつ、税理士法人の運営が著しく不当である場合

事
案
概
要

税理士 A は、滞納のある関与先法人甲の代表者 B から、法人甲に対する滞納処分の執行を免れたい旨の相談を受け、一度は断ったものの、B の強い求めに応じ、B に対して、法人甲の事業資産を偽装売買することを提案した。

税理士 A は、B の了承を得た上で、偽装売買の相手方の手配や偽装売買に係る書類の作成など、不正に国税の徴収を免れるための工作に加担した。



法36条（脱税相談等の禁止）違反 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

法45条1項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

【量定】 税理士の責任を問い得る不正所得金額等の額に応じて、
6月以上2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止

（脱税相談）

脱税相談とは、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れること、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をすること。

「指示をし」とは、適正な納税義務の実現を回避させ、又は税の遁脱を図るための具体的な方法を教示することであり、「相談に応じ」とは、税の遁脱の具体的な方法等について相談相手となり、肯定的な回答をすることが典型的な例といえる。

また、「類似する行為」とは、特定の納税義務者に税の遁脱の意思を起こさせる目的で、具体的な見解を表明する等により脱税を示唆する等の行為がこれに該当する。

脱税相談等の禁止規定に違反するかどうかは、税理士による税の遁脱を図るための指示等の行為があれば足り、納税義務者が実際に遁脱行為を行ったかどうかは問わない。

(事例2) 故意に不真正の税務書類を作成した場合

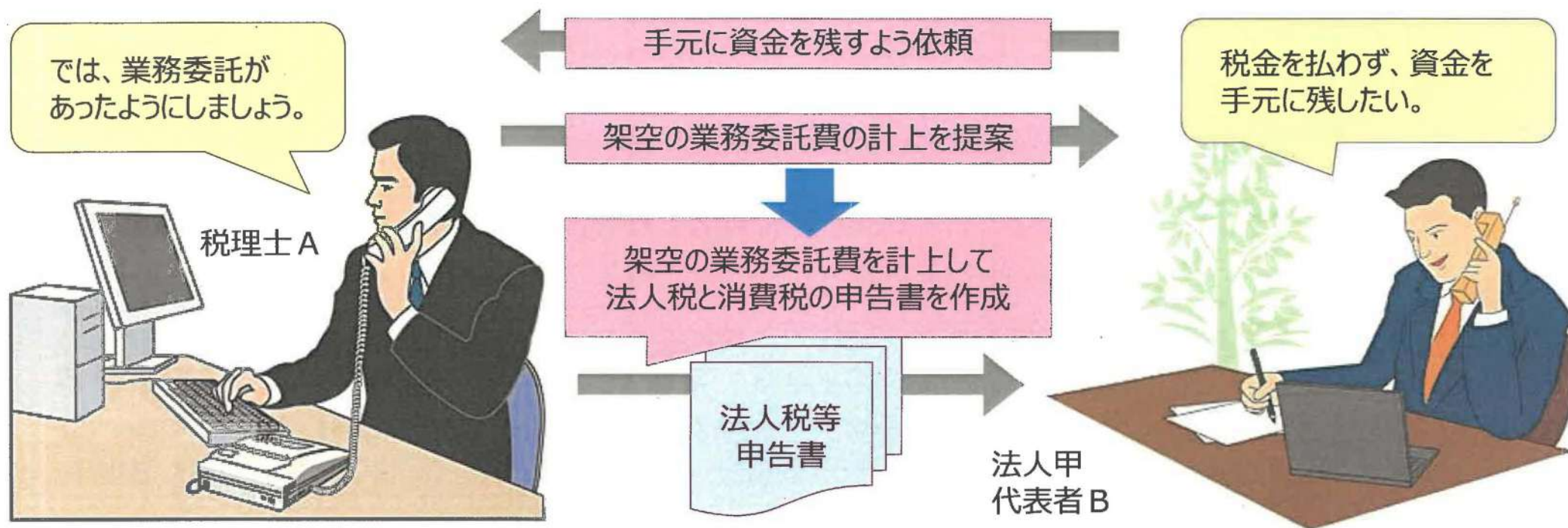
17

事 案 概 要

税理士 A は、関与先法人甲の法人税と消費税の確定申告に当たり、法人甲の代表者 B から、税金を払わずに資金として手元に置いておきたい旨の依頼を受けた。

税理士 A は、B が代表者である法人乙に業務委託があったように装うことを B に提案し、法人乙名義の口座に業務委託費として振り込ませた上で、架空の業務委託費を計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

なお、税理士 A は、不正行為に加担した手数料として、法人乙名義の口座に B が振り込んだ金額の一部を受領していた。



法45条1項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

【量定】 税理士の責任を問い得る不正所得金額等の額に応じて、
6月以上2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止

(故意)

「故意」とは、事実反し、又は反するおそれがあると認識して行うことをいう。

(真正の事実反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき)

「真正の事実反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき」とは、委嘱者である納税義務者から提示を受けた帳簿、書類等に基づき、税理士が自己の職業専門家としての知識と経験による判断をもって真正の事実反すると認識しながら、あえて、その不真正な事実に基づいて税務代理又は税務書類の作成をしたことをいう。

(助言義務) 法41条の3 税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは偽装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。



(事例2) 故意に不真正の税務書類を作成した場合

19

【事例】 関与先から真正の事実を知らされていたにもかかわらず、不真正の申告書を作成した場合

税理士 A は、関与先 B の所得税と消費税の確定申告に当たり、B が持参した帳簿には支払事実のない架空の接待交際費が計上されていることを B から知らされていたにもかかわらず、その架空の接待交際費を計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

【解説】

税理士 A は、関与先 B が帳簿に計上している接待交際費が架空である事実を認識しながら、その架空の接待交際費をそのまま計上して申告書を作成したことから、「故意に真正の事実と反して税務書類の作成をした場合」に該当します。

【事例】 関与先から依頼されていないにもかかわらず、自ら不真正の申告書を作成した場合

税理士 A は、関与先 B の所得税と消費税の確定申告に当たり、B から売上集計表を預かり、正しい売上金額を認識していたにもかかわらず、B が納得すると思われる税額になるよう自ら売上金額の一部を除外することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

【解説】

税理士 A は、関与先 B の正しい売上金額を認識しながら、自ら売上金額の一部を除外して申告書を作成したことから、「故意に真正の事実と反して税務書類の作成をした場合」に該当します。

(事例3) 相当の注意を怠り不真正の税務書類を作成した場合

20

事 案 概 要

税理士Aは、関与先法人甲の法人税の申告に当たり、法人甲の代表者Bから口頭で、「多額の売掛金が回収不能となったので、貸し倒れとして処理してほしい」と依頼を受けた。

税理士Aは、代表者Bが回収不能となったとする売掛金の回収状況や取引先の現況を確認するなど、その適否を検討することなく、Bから口頭で聞いた金額を損失に計上して申告書を作成した。

後日、法人甲に対する税務調査において、売掛金は代表者Bが簿外で回収し、Bの私的な借入金の返済に充てていた事実が判明した。

売掛金が回収できなくなった。
貸し倒れとして処理してほしい。

法人甲
代表者B

相談

税理士A

売掛金が回収できなくなった
のですか？

(税務調査でのBの発言)

A税理士に伝えたら、貸し倒れとして処理してくれました。

実は、売掛金は私が回収して、私的な借入金の返済に充てました。

(税理士A)

確認できていないが、Bさんが言っているのだから、間違いないだろう。

申告期限まで時間がないので、貸し倒れとして処理しておこう……。

法45条2項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたとき（注）は、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

（注）真正の事実に反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は、脱税相談等の法36条の規定に違反する行為をしたとき。

【量定】 税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告 又は 2年以内の税理士業務の停止

（相当の注意を怠り）

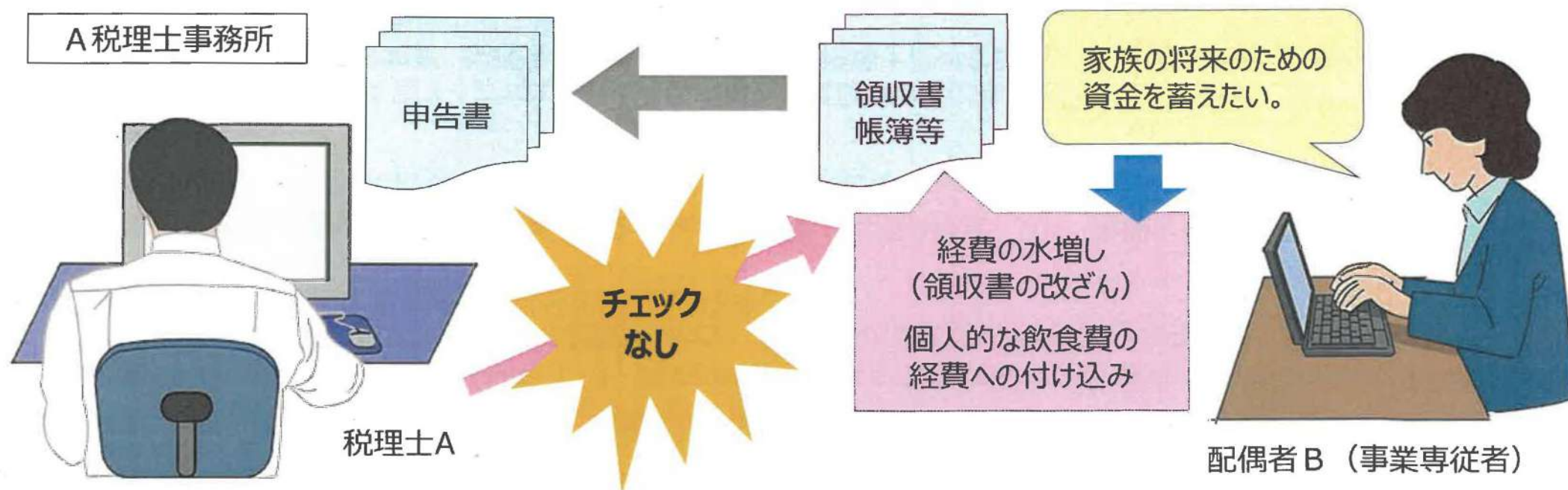
「相当の注意を怠り」とは、税理士が、職業専門家としての知識・経験に基づき、通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいう。

税理士Aは、自身の事業に関する記帳業務を配偶者B（事業専従者）に任せきりにしており、自身の所得税や消費税の申告書を作成する際も、Bが作成した帳簿等の内容を全く確認していなかった。

Bは、家族の将来のための資金を蓄える目的で、経費の領収書の記載金額を改ざんする方法により、経費を水増し計上していたほか、自身の個人的な飲食費を経費として計上していた。

税理士Aは、Bが作成した帳簿等に基づいて自身の所得税と消費税の申告書を作成し、税務署へ提出した。

後日、税理士Aは、自身に対する税務調査において、Bが経費を水増し計上（偽装・隠ぺい行為）していたことや、個人的な飲食費を経費に計上していたことを知った。



法37条(信用失墜行為の禁止) 違反 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

法46条(一般の懲戒) 該当 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 不正所得金額等の額に応じて、2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止

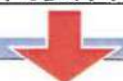
(信用失墜行為)

税理士の信用又は品位を害するような行為としては、税理士自身の申告における脱税及び多額かつ反職業倫理的な申告漏れ、税務代理における調査妨害、税理士業務を停止されている税理士に対する名義貸し、税理士としての業務懈怠、税理士会の会費の滞納、その他横領等の刑法違反が該当する。

(自己脱税)

「自己脱税」とは、税理士の自己の申告について、重加算税の対象となる不正所得金額等が認められることをいう。

「自己」には、税理士本人のほか、税理士が代表者である法人、税理士が実質的に支配していると認められる法人が含まれる。



【事例】 税理士 A は、自身が代表者を務める法人甲の申告に当たり、役員でなく勤務実態もない自身の親族 B が法人甲の役員として業務に従事していたように装うため、開催していない臨時株主総会の議事録を偽造した上で、架空の役員報酬を計上することにより、不正に所得金額を圧縮して法人甲の申告を行った。

【解説】 税理士が代表者である法人の申告に不正所得金額が認められる場合も自己脱税(信用失墜行為)に該当します。

（事例5）多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（信用失墜行為）をした場合

24

事 案 概 要

税理士Aは、自身の所得税と消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、関与先の増加に伴い業務多忙となったことに加えて、消費税の納付額より所得税の還付額が多くなると見込まれたことから、連年、法定申告期限までに確定申告書を提出せず、多額の申告漏れ所得を生じさせた。

税理士Aは、過去にも申告義務があるにもかかわらず法定申告期限までに確定申告書を提出していなかったため、税務署から申告書を提出するよう指導を受けていた。

忙しすぎて、
自分の申告手続に手が回らない……。

申告しないといけないけど、
消費税の納付額より所得税の還付額が
多くなるだろうから、申告しなくても
大丈夫だろう。

申告義務があることを
認識しながらも、連年無申告

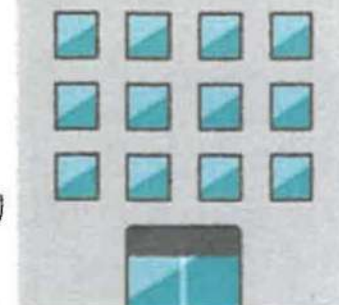


申告期限までに
申告書の提出をお願いします。

指導



税務署



法37条(信用失墜行為の禁止)違反 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

法46条(一般の懲戒)該当 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告 又は 2年以内の税理士業務の停止

(信用失墜行為)

税理士の信用又は品位を害するような行為としては、税理士自身の申告における脱税及び多額かつ反職業倫理的な申告漏れ、税務代理における調査妨害、税理士業務を停止されている税理士に対する名義貸し、税理士としての業務懈怠、税理士会の会費の滞納、その他横領等の刑法違反が該当する。

(多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ)

「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」とは、税理士の自己の申告における申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するものをいう。

「自己」には、税理士本人のほか、税理士が代表者である法人、税理士が実質的に支配していると認められる法人を含まれる。

(無申告)

申告義務があるにもかかわらず、法定申告期限までに申告しなかった場合が対象となる(注)。

(注) 還付申告であっても、所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第11号)による改正前の所得税法120条(確定所得申告)の規定に該当するときは確定申告が必要となることに留意が必要。

税理士 A は、講演や執筆活動といった副業が忙しく、税理士業務が疎かになっていた。

税理士 A は、関与先 B の贈与税の申告について、相続時精算課税を選択するよう関与先 B から依頼されていたにもかかわらず、正当な理由なく相続時精算課税選択届出書の提出を怠り、関与先 B に過少申告加算税の賦課等の損害を与えた。

また、税理士 A は、関与先 C から、消費税の申告書の作成と提出について委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限内での申告書提出を怠り、関与先 C に無申告加算税の賦課等の損害を与えた。



法37条(信用失墜行為の禁止) 違反 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

法46条(一般の懲戒) 該当 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 戒告 又は 1年以内の税理士業務の停止

(信用失墜行為)

税理士の信用又は品位を害するような行為としては、税理士自身の申告における脱税及び多額かつ反職業倫理的な申告漏れ、税務代理における調査妨害、税理士業務を停止されている税理士に対する名義貸し、税理士としての業務懈怠、税理士会の会費の滞納、その他横領等の刑法違反が該当する。

(業務懈怠)

「業務懈怠」とは、委嘱された税理士業務を正当な理由なく怠ることをいい、税理士法37条において禁止される信用失墜行為に該当する。

【事例】 業務上横領をした場合

税理士 A は、関与先の事務負担を減らすために、複数の関与先から税理士報酬に係る源泉所得税を預かり、その源泉所得税を自身が代わりに納付することを関与先と約定していたにもかかわらず、関与先の承諾を得ずに自身の税理士事務所の運営資金に流用し、その源泉所得税の納付期限までに納付しなかった。

【解説】

税理士 A は、税理士業務に関連して横領を行っており、このことは反職業倫理的な行為であることから、信用失墜行為に該当します。

【事例】 国税職員との不適切な関係等があった場合

元国税職員である税理士 A は、国税職員は国家公務員倫理規程により繰り返し供応接待や財産上の利益を受けることが禁止されていることや、国税通則法等により守秘義務が課されていることを認識しながら、かつて同僚であった現職の国税職員 B に対し、供応接待や財産上の利益の供与を繰り返し行うとともに、税務調査の内容等の情報提供を依頼し、その情報を入手して自身の税理士業務に活用した。

【解説】

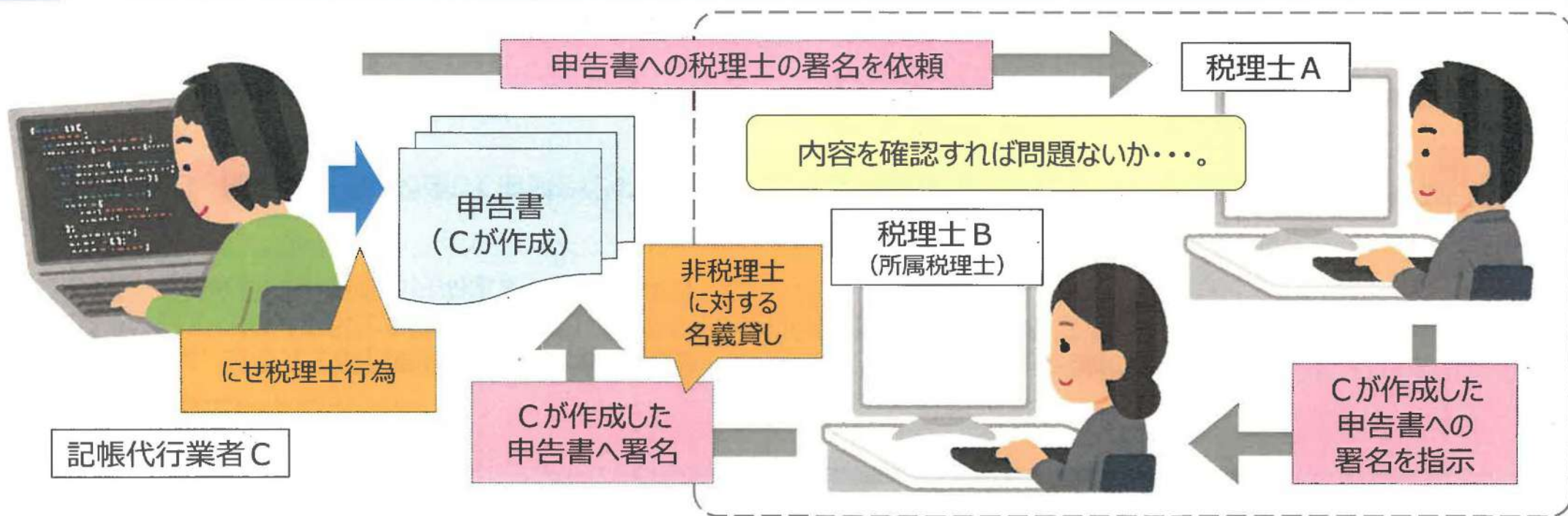
税理士 A は、国税職員 B が国家公務員倫理規程や国税通則法等に違反することを認識しながら、B と不適切な関係を持ち、情報の提供を依頼するなどしており、これらのことは反職業倫理的な行為であることから、信用失墜行為に該当します。

記帳代行業者 C は、税理士資格を有していないにもかかわらず、記帳代行の延長として顧客の確定申告書を作成しており、顧客が確定申告書への税理士の署名を望む場合には、税理士 A に自身が作成した確定申告書への署名を依頼していた。

税理士 A は、C からの依頼に応じて、自身の税理士事務所の所属税理士である税理士 B に対し、C が作成した確定申告書に署名するよう、指示していた。

税理士 B は、税理士 A からの指示を受けて、C が作成した確定申告書に記載漏れや計算誤りがないか、形式的なチェックを行った上で、自身の署名を行っていた。

税理士 A と税理士 B は、税理士でない者が作成した確定申告書に署名しても、その内容を税理士が確認していれば名義貸しには該当しないと認識していた。



☞ **税理士B**

法37条の2（非税理士に対する名義貸しの禁止）違反 税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

法46条（一般の懲戒）該当 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 名義貸しを受けた者の人数、名義貸しを受けた者が作成した税務書類の件数、名義貸しをした期間、名義貸しにより受けた対価の額に応じて、2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止

（名義貸し）

非税理士に対する「名義貸し」は、税理士が、税理士でない者（法52条の「税理士業務の制限」に違反する者）に対して自己の名義を利用させることであり、「にせ税理士行為」に協力・加担すること。

（名義貸し行為の3つの指標）

- ① 税理士が自らの判断で税務書類を作成していない。
- ② 税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けていない。
- ③ 税理士が報酬を納税者から直接收受していない。

（税務書類の作成）

「税務書類の作成」とは、税理士が、自己の判断に基づいて申告書等（税務官公署への申告等に係る申告書、申請書、請求書、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書、不服申立書、その他これらに準ずる書類）を作成することであり、単なる代書は含まれない。

☞ 税理士 A

法37条(信用失墜行為の禁止) 違反 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

法46条(一般の懲戒) 該当 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

税理士 A は、記帳代行業者 C からの依頼に応じて、自身の税理士事務所の所属税理士である税理士 B に対して、C が作成した確定申告書に署名するよう指示しており、このことは反職業倫理的な行為であり、信用失墜行為に該当する。

☞ 記帳代行業者 C

法52条(税理士業務の制限) 違反 税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならない。

法59条(罰則) 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

一～三 (省略)

四 第52条の規定に違反したとき。

記帳代行業者 C は、他人の求めに応じて確定申告書を作成しており、税理士でないにもかかわらず税理士業務を行っていることから、法52条の税理士業務の制限に違反する。

にせ税理士行為は、刑事上の措置である罰則規定(法59①四)の対象となる。

【事例】

税理士 A は、税理士でない B から依頼され、B が作成した所得税の確定申告書の下書きを受領し、自身のパソコンにその下書きの内容をそのまま入力した上で、電子署名を行い電子申告する「名義貸し」行為を行った。

【解説】

税理士 A は、自らパソコンに申告内容を入力して電子申告を行っていますが、入力した内容は、税理士でない B により作成された申告書の下書きの内容のままであることから、税理士 A の判断で作成されたものとはいえず、税理士でない B の判断で作成されたものといえます。

【事例】

税理士 A は、税理士でない B を勤務実態がないにもかかわらず使用人と装い、B が作成した所得税の確定申告書の内容を何ら確認せずに署名する「名義貸し」行為を行った。

【解説】

B は勤務実態がないことから、たとえ税理士 A の使用人としての形式を整えていたとしても、実質的には使用人とはいえません。そして、税理士 A は、署名を行った申告書の作成に何らかかわっていないことから、それらの申告書は税理士 A の判断で作成されたものとはいえず、税理士でない B の判断で作成されたものといえます。

（事例 9） 使用人に対する監督義務違反があった場合（税理士が使用人の行為を認識していた場合）

33

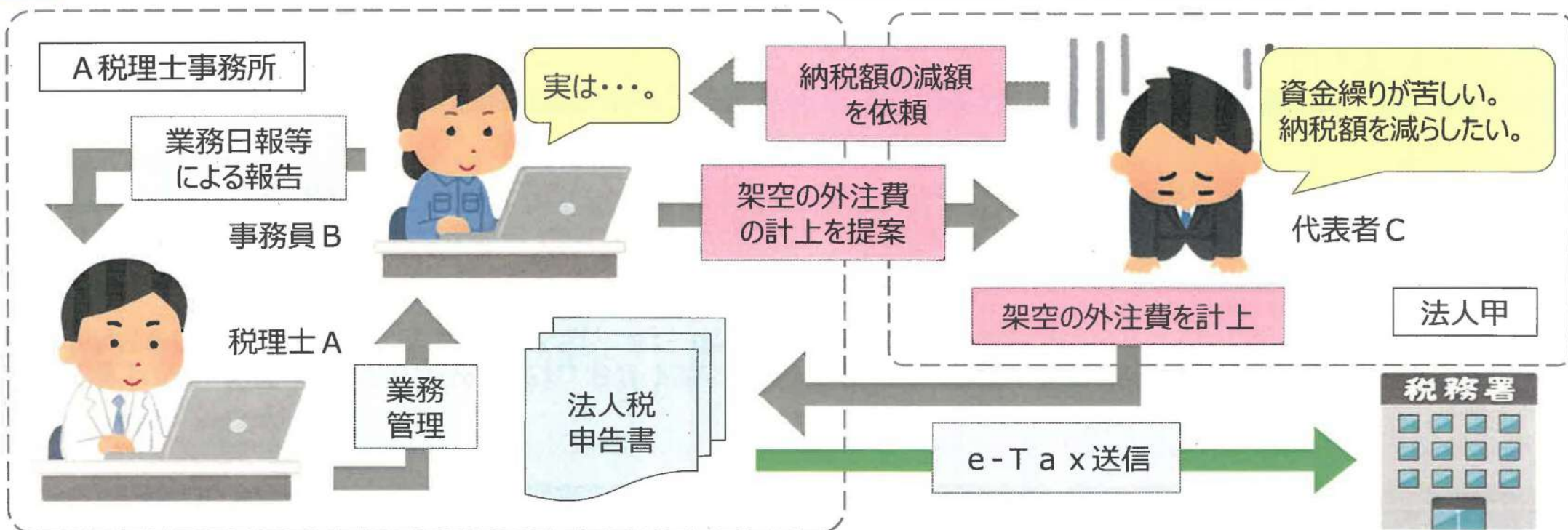
事 案 概 要

税理士 A は、事務員に業務日報を作成させるなど、日頃から業務管理を行っていた。

ある時、A 税理士事務所に勤務する事務員 B は、長年担当していた法人甲の代表者 C から「資金繰りが苦しいので納税額を減らせないか」との相談を受け、税理士 A に無断で、自身が別に担当していた法人に対する架空の外注費を計上することを C に提案した上で、架空の請求書を作成するなどの不正に加担した。

その後、事務員 B は、自責の念に駆られ、自身が行った不正行為の内容を税理士 A に打ち明けた。

税理士 A は、法人甲の申告期限が迫っていたため、架空の外注費が計上されたままの状態、圧縮された所得金額を是正することなく、法人甲の申告書を作成して税務署へ提出した。



法45条1項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

【量定】 税理士の責任を問い得る不正所得金額等の額に応じて、
6月以上2年以内の税理士業務の停止 又は 税理士業務の禁止

（税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人である税理士等に対する懲戒処分）【財務省告示】

税理士等の使用人その他の従業者が不正行為を行った場合における、使用人である税理士等に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとされている。

1 使用人等の不正行為を使用人である税理士等が認識していたとき

使用人である税理士等が不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

2 使用人等の不正行為を使用人である税理士等が認識していなかったとき

（1）内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて使用人である税理士等に相当の責任があると認められる場合は、使用人である税理士等が過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

（2）上記2（1）に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用人である税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合は、使用人である税理士等が税理士法41条の2の「使用人等に対する監督義務」の規定に違反したものとして懲戒処分の対象になる。

(事例10) 使用人に対する監督義務違反があった場合（税理士が使用人の行為を認識していなかった場合） 35

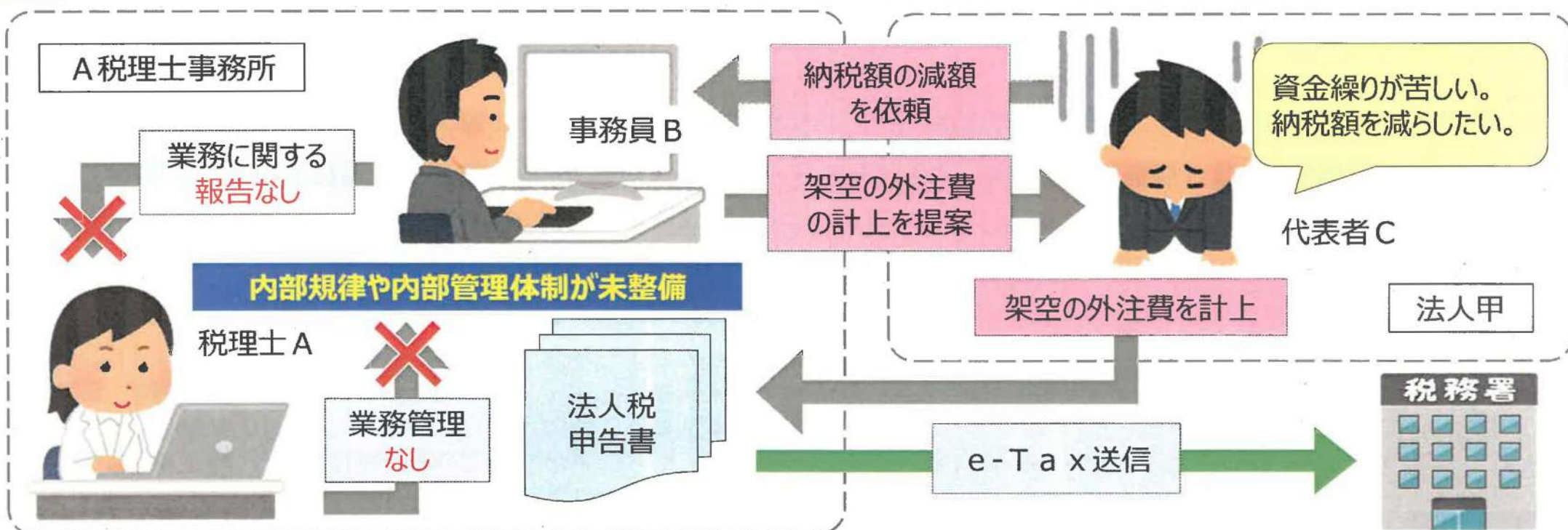
事 案 概 要

税理士 A は、事務所の内部規律や内部管理体制を整えておらず、日々の業務も事務員に任せきりにしていた。

ある時、A 税理士事務所に勤務する事務員 B は、長年担当していた法人甲の代表者 C から「資金繰りが苦しいので納税額を減らせないか」との相談を受け、税理士 A に無断で、自身が別に担当していた法人に対する架空の外注費を計上することを C に提案した上で、架空の請求書を作成するなどの不正に加担した。

不正行為の事実を知らない税理士 A は、法人甲の申告期限が近づいたため、架空の外注費が計上されたままの状態、圧縮された所得金額を是正することなく、法人甲の申告書を作成して税務署へ提出した。

ある時、法人甲に対する税務調査が行われ、税理士 A は、事務員 B が不正に加担していた事実を知った。



（事例10）使用人に対する監督義務違反があった場合（税理士が使用人の行為を認識していなかった場合）36

法45条2項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当 財務大臣は、税理士が、相当の注意を怠り、前項に規定する行為をしたとき（注）は、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分をすることができる。

（注）真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は、脱税相談等の法36条の規定に違反する行為をしたとき。

【量定】 税理士の責任を問い得る申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告 又は 2年以内の税理士業務の停止

（税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人である税理士等に対する懲戒処分）【財務省告示】

税理士等の使用人その他の従業者が不正行為を行った場合における、使用人である税理士等に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとされている。

1 使用人等の不正行為を使用人である税理士等が認識していたとき

使用人である税理士等が不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

2 使用人等の不正行為を使用人である税理士等が認識していなかったとき

（1）内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて使用人である税理士等に相当の責任があると認められる場合は、使用人である税理士等が過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

（2）上記2（1）に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用人である税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合は、使用人である税理士等が税理士法41条の2の「使用人等に対する監督義務」の規定に違反したものとして懲戒処分の対象になる。

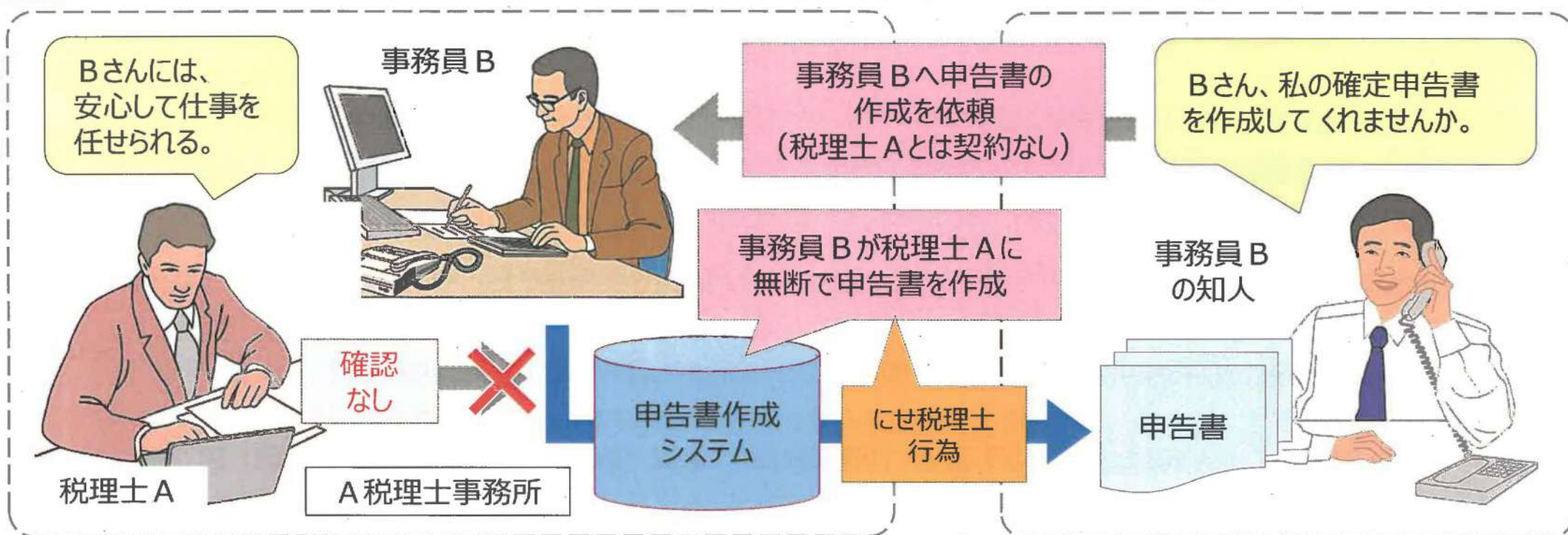
(事例11) 使用人に対する監督義務違反があった場合（税理士が使用人の行為を認識していなかった場合） 37

事 案 概 要

A 税理士事務所に勤務する事務員 B は、自身の知人からの「確定申告書を作成してほしい」との依頼を断ることができず、税理士 A に無断で、知人から預かった書類の集計等を自宅で行った上で、A 税理士事務所に備え付けの申告書作成システムを使用して、自らの判断で知人の確定申告書を作成した。

税理士 A は、事務所が適正に運営されるよう内部規律や内部管理体制を整備していたものの、業務経験が長く、信頼していた事務員 B に関しては業務を任せきりにしていた。

また、A 税理士事務所に備え付けられていた申告書作成システムは、申告書を作成すると業務処理簿が自動的に作成される仕様であったが、税理士 A は、システムの利用実績や業務処理簿を確認していなかった。



（事例11）使用人に対する監督義務違反があった場合（税理士が使用人の行為を認識していなかった場合）38

法41条の2（使用人等に対する監督義務）違反 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

法46条（一般の懲戒）該当 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第33条の2第1項若しくは第2項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第44条に規定する懲戒処分をすることができる。

【量定】 戒告 又は 1年以内の税理士業務の停止

（税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士等に対する懲戒処分）【財務省告示】

税理士等の使用人その他の従業者が不正行為を行った場合における、使用者である税理士等に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとされている。

- 1 使用人等の不正行為を使用者である税理士等が認識していたとき
使用者である税理士等が不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。
- 2 使用人等の不正行為を使用者である税理士等が認識していなかったとき
 - （1）内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて使用者である税理士等に相当の責任があると認められる場合は、使用者である税理士等が過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。
 - （2）上記2（1）に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者である税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合は、使用者である税理士等が税理士法41条の2の「使用人等に対する監督義務」の規定に違反したものとして懲戒処分の対象になる。

（帳簿作成の義務）第41条

税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、1件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

- 2 前項の帳簿は、閉鎖後5年間保存しなければならない。
- 3 税理士は、財務省令で定めるところにより、第1項の帳簿を電磁的記録をもつて作成することができる。



（秘密を守る義務）第38条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

（税理士の使用人等の秘密を守る義務）第54条 税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなった後においても、また同様とする。

- ⇒ 「正当な理由」とは、本人の承諾又は法令に基づく義務があることをいいます。
- ⇒ 「窃用」とは、自ら又は第三者のために利用することをいいます。



（事務所の設置）第40条 税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

- 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。
- 3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。
- 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

⇒ 「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するとされています。この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれます。

⇒ 税理士業務の「本拠」とは、税理士等が自己所有又は賃貸借契約などにより自らの管理下とする場所のうち、税理士業務を執行するための場所として、外部に対する表示が行われた場所とされています。



（使用人等に対する監督義務）第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

⇒ 「使用人その他の従事者（使用人等）」とは、税理士と雇用契約にある使用人はもちろんのこと、雇用契約に基づかない者であっても、税理士業務に関して税理士の支配・監督権の及ぶ全ての者を含むものであり、税理士業務の補助事務に従事する家族従事者も含まれます。

⇒ 税理士の使用人その他の従業者（使用人等）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはありません。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断されます。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法があります。

- (1) 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法
- (2) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法



(事例12) 社員税理士が不正行為を行い、かつ、税理士法人の運営が著しく不当である場合

42

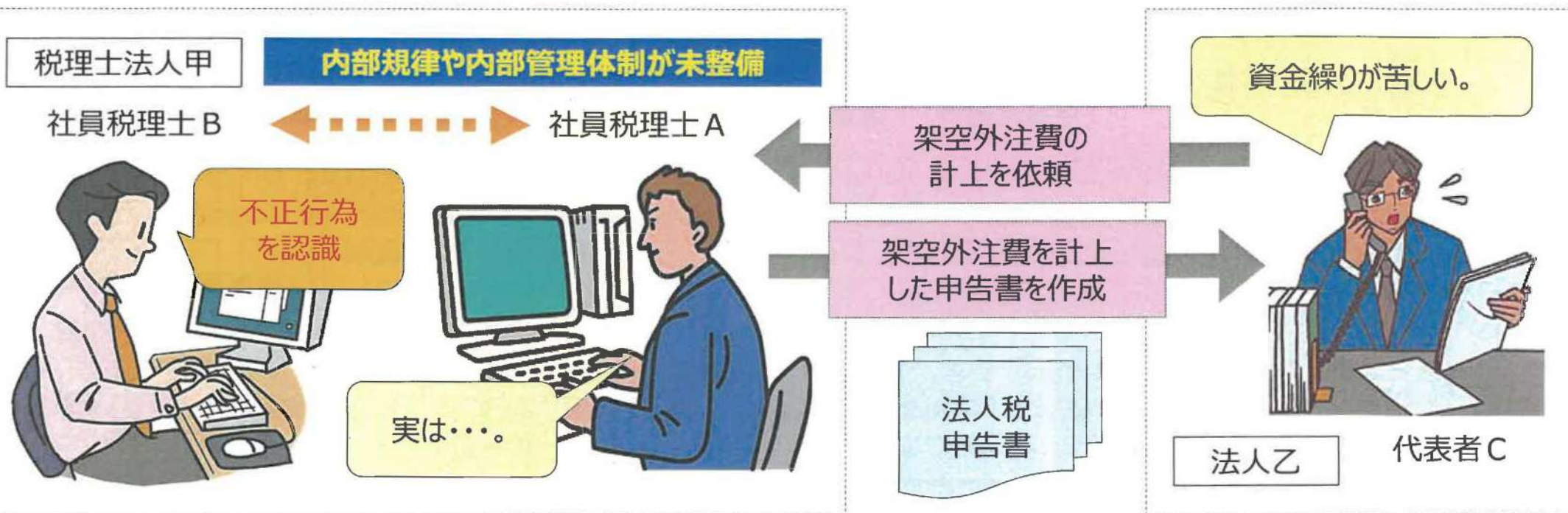
事 案 概 要

税理士法人甲の社員税理士 A は、関与先法人乙の法人税の申告に当たり、法人乙の代表者 C から「資金繰りが苦しいので資金確保のために架空外注費を計上したい」との依頼を受けた。

社員税理士 A は、適正に申告するよう C に助言したものの、付き合いが長い C からの依頼を断ることができず、架空外注費を計上することで不正に所得金額を圧縮した法人税の申告書を作成して税務署に提出した。

税理士法人甲には、社員税理士 A の他に社員税理士 B がいたが、B は、A から、A が行った行為の全容を知らされており、法人乙の不正行為を認識していた。

また、税理士法人甲では、業務管理のための規定等がなく、社員税理士や事務員の業務の遂行状況をチェックする体制も整備されていないなど、業務運営の適正を確保するための内部規律や内部管理体制が整備されていなかった。



☞ **社員税理士 A 及び 社員税理士 B**

法45条1項（脱税相談等をした場合の懲戒）該当 財務大臣は、税理士が、故意に、真正の事実にして税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき、又は第36条の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分をすることができる。

☞ **税理士法人甲**

第48条の20（違法行為等についての処分）該当 財務大臣は、税理士法人がこの法律若しくはこの法律に基づく命令に違反し、又は運営が著しく不当と認められるときは、その税理士法人に対し、戒告し、若しくは2年以内の期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は解散を命ずることができる。

（税理士法人の運営が著しく不当と認められる場合の処分の量定）【財務省告示】

社員税理士に法45条又は法46条に規定する行為があった場合は、その行為を行った社員税理士の量定に応じて、戒告、2年以内の業務の全部若しくは一部の停止、又は解散の対象となる。

（税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合の他の社員税理士に対する懲戒処分）【財務省告示】

税理士法人の社員税理士が不正行為を行った場合における、税理士法人の他の社員税理士に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとされています。

1 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していたとき
他の社員税理士も不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

2 社員税理士の不正行為を他の社員税理士が認識していなかったとき

税理士法人の内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、不正行為を認識できなかったことについて他の社員税理士に相当の責任があると認められる場合は、当該他の社員税理士も過失により不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になる。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

44

（令和6年6月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
禁止	・法45条第1項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であったA社の前代表者Bを被相続人とする相続人Cほか2名の相続税の申告に当たり、被相続人BがA社への貸付債権を債権放棄したとする虚偽の確認書を相続開始後に作成し、当該貸付債権を相続財産から除外することにより、相続税の課税価格を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。
禁止	・法45条第1項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、未完成の工事に係る労務費を完成工事原価に振り替えることにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。
禁止	・法45条第1項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、売上金額を減額するとともに、架空仕入等を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。 また、これに伴い、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。
禁止	・法45条第1項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、同社が過去に粉飾決算を行った際に計上した架空の未成工事支出金を取り崩し、売上原価として損金の額に算入することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。
2年の停止	・法45条第1項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社が粉飾決算に際して計上していた架空の機械装置を外注加工費に振り替えるとともに、その外注加工費の一部を未成工事支出金に振り替えることで、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。 また、これに伴い、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

45

（令和6年6月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
2年の停止	・法45条第1項（故意による不真正税務書類の作成） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、関与先であったAの所得税の確定申告に当たり、同人の依頼により、売上金額及び必要経費を減額し、所得金額を調整することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。 - また、これに伴い、Aの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
1年3月の停止	・法45条第1項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社の代表者からの依頼により、同社が過去に粉飾決算を行った際に計上した架空の未成工事支出金の金額を取り崩し、売上原価として損金の額に算入することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。
1年3月の停止	・法45条第1項（故意による不真正税務書類の作成） ・法37条（その他反職業倫理的な行為）	・被処分者は、関与先であるAの所得税の確定申告に当たり、売上の一部を減額し、架空の経費を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。 - また、これに伴い、Aの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。 ・被処分者は、関与先であるAの消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、基準期間の課税売上高が1,000万円以下となるよう課税売上金額を減額し、消費税及び地方消費税の申告義務がないかのように装い無申告とさせることによって、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
1年1月の停止	・法45条第1項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であるA社の課税調査前の法人税の自主修正申告に当たり、同社の決算において計上していたB社に対する業務委託手数料が架空であるおそれがあると認識していたにもかかわらず、当該業務委託手数料の計上を容認することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。 - また、これに伴い、A社の課税調査前の消費税及び地方消費税の自主修正申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。
1年の停止	・法45条第1項（故意による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、接待交際費の支出額が租税特別措置法第61条の4に規定する損金不算入額の対象とならないように、接待交際費とすべきものを外注費として計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

46

（令和6年6月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
6月の停止	・法45条第1項（故意による不真正税務書類の作成） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同社の資産として計上されていた土地を、同社の前代表者Bの二男Cに売却したとする架空の不動産売買契約書を作成し、固定資産売却損を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
1年5月の停止	・法45条第2項（過失による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、税理士法人Dの関与先であるA社及びB社の給与の支払いに係る源泉徴収に当たり、同税理士法人の使用人であったCが両社の代表者からの依頼に応じて、従たる給与である両社の源泉所得税の税額計算を源泉徴収税額表の甲欄で計算することにより不正に源泉所得税額を圧縮していたにもかかわらず、源泉徴収簿等の確認を行わずこれを見過ごすなど、相当の注意を怠った結果、源泉所得税額を圧縮した真正の事実に対する所得税徴収高計算書を作成した。
1年1月の停止	・法45条第2項（過失による不真正税務書類の作成） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、関与先であったA社の法人税の確定申告に当たり、被処分者の使用人であるBが、同社の売上の一部を除外し、また、架空の業務委託費を計上していたにもかかわらず、当該取引に係る内容や請求書等の証ひょう類の確認を行わずこれを見過ごすなど、相当の注意を怠った結果、所得金額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。 - また、これに伴い、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
2月の停止	・法45条第2項（過失による不真正税務書類の作成）	・被処分者は、税理士法人Dの関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、同税理士法人の使用人であったBが同税理士法人の関与先であったC社の預金口座を利用して計上していたA社からC社に対する架空の業務委託費について、当該業務委託費に係る取引内容や請求書等の証ひょう類の確認を行わずこれを見過ごすなど、相当の注意を怠った結果、所得金額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。 - また、これに伴い、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実に対する申告書を作成した。
7月の停止	・法37条（自己脱税・多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、収入金額や必要経費の一部を除外した総勘定元帳を作成し、当該総勘定元帳に基づき申告書を作成することによって、不正に所得金額を圧縮して申告した。 - また、これに伴い自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 - また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

47

（令和6年6月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
1年7月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ・業務け怠） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 - また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、関与先である複数者の所得税並びに消費税及び地方消費税、複数社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書について、これらの申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果、関与先に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
1年の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 - また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
11月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 - また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
11月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、先物取引に係る雑所得の申告漏れや減価償却費等の必要経費を過大に計上すること等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 - また、これに伴うとともに事務所の賃貸料収入を課税売上上に計上しなかったことによって、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
11月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ・源泉所得税の未納）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 - また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、自己の従業員給与等に係る源泉所得税について、納付義務があることを認識していたにもかかわらず、法定納期限までに納付をせず、源泉所得税額の未納を生じさせた。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

48

（令和6年6月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
10月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、事業との関連性が認められない家事上の不動産及び車両に係る減価償却費やその付随費用を必要経費として計上すること等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 - また、これに伴うとともに請求書の保存がないこと等によって、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
10月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、事業収入や不動産収入等の計上漏れ等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 - また、これに伴い自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
9月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 - また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 - さらに、自己の所得税の確定申告において、必要経費を概算で計上すること等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
8月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 - また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 - さらに、自己の所得税の確定申告に当たり、給与収入の計上漏れにより、所得金額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
8月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、業務委託費等を過大計上することにより、所得金額の申告漏れを生じさせた。 - また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

49

（令和6年6月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
8月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の相続税の申告に当たり、被相続人A名義の預貯金等を相続財産に含めず、課税価格の申告漏れを生じさせた。
7月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ・源泉所得税の未納）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 さらに、自己が代表者であるA社の法人税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、自己の従業員給与等に係る源泉所得税について、納付義務があることを認識していたにもかかわらず、法定納期限までに納付をせず、源泉所得税額の未納を生じさせた。
6月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 さらに、自己の所得税の確定申告に当たり、接待交際費を過大に計上すること等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
4月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ・業務け怠）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。 ・被処分者は、関与先である複数者の所得税並びに消費税及び地方消費税、複数社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書について、これらの申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果、関与先に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。
2月の停止	・法37条（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）	・被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

50

（令和6年6月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
1年1月の停止	・法37条の2（非税理士に対する名義貸し） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、税理士でないAが、同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
11月の停止	・法37条の2（非税理士に対する名義貸し） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、税理士でないA及びBが、各人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名する「名義貸し」行為を行った。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
8月の停止	・法37条の2（非税理士に対する名義貸し） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、税理士法人でないA社が、同法人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
4月の停止	・法37条の2（非税理士に対する名義貸し） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、税理士でないAが、同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数者の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
2月の停止	・法37条の2（非税理士に対する名義貸し）	・被処分者は、税理士法人でないA社が、同法人の判断に基づいて作成した複数社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書に署名する「名義貸し」行為を行った。

税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事例）

51

（令和6年6月28日に官報へ掲載されたものを抜粋）

処分内容	該当条文	処分内容（詳細）
禁止	・法46条（業務停止処分違反）	・被処分者は、令和5年6月20日付で「6月の税理士業務の停止」の処分を受けていたにもかかわらず、当該税理士業務の停止期間中に、複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書を作成した。
7月の停止	・法37条（業務け怠） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、関与先である複数者の所得税並びに消費税及び地方消費税、複数社の法人税並びに消費税及び地方消費税の確定申告書について、これらの申告書の作成や提出等の税理士業務の委嘱を受けていたにもかかわらず、正当な理由なく法定申告期限までの提出を怠り、その結果関与先に対して無申告加算税の賦課等の損害を与えた。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。
2月の停止	・法37条（税理士業務を停止されている税理士への名義貸し） ・法41条（帳簿作成義務違反）	・被処分者は、税理士法に基づく懲戒処分により税理士業務の停止となっていたA税理士から依頼を受け、A税理士が当該業務停止期間中に作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書に署名する「名義貸し」行為を行った。 ・被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

（税務代理の権限の明示）第30条 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

⇒ 税務代理の権限を有することを証する書面が「税務代理権限証書」です。

（税理士証票の提示）第32条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。

⇒ この規定は、「にせ税理士」を税理士業務から排除することで税理士制度を担保しようとする趣旨のもの。

（署名の義務）第33条 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名しなければならない。－省略－

2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名しなければならない。

3～4 －省略－

⇒ 税理士の署名には、記名（他人による代筆）は含まれず、自署に限られると解されています。

⇒ 税理士が所属税理士である場合には、所属税理士である旨を表示するものとされています。

（脱税相談等の禁止）第36条 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

⇒ 「指示をし」とは、適正な納税義務の実現を回避させ、又は税の遁脱を図るための具体的な方法を教示することであり、「相談に応じ」とは、税の遁脱の具体的方法等について相談相手となり、肯定的な回答をすることが典型的な例といえます。

また、「類似する行為」とは、特定の納税義務者に税の遁脱の意思を起こさせる目的で、具体的な見解を表明する等により脱税を示唆する等の行為がこれに該当します。

⇒ 脱税相談等の禁止規定に違反するかどうかは、税理士による税の遁脱を図るための指示等の行為があれば足り、納税義務者が実際に遁脱行為を行ったかどうかは問わないとされています。

（信用失墜行為の禁止）第37条 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

⇒ 税理士の信用又は品位を害するような行為としては、税理士自身の申告における脱税及び多額かつ反職業倫理的な申告漏れ、税務代理における調査妨害、税理士業務を停止されている税理士に対する名義貸し、税理士としての業務懈怠、税理士会の会費の滞納、その他横領等の刑法違反が該当するとされています。

（非税理士に対する名義貸しの禁止）第37条の2 税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

⇒ 名義貸し行為の3つの指標

- ① 税理士が自らの判断で税務書類を作成していない。
- ② 税理士が納税者から直接税理士業務の委嘱を受けていない。
- ③ 税理士が報酬を納税者から直接收受していない。

（秘密を守る義務）第38条 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

⇒ 「正当な理由」とは、本人の承諾、又は、法令に基づく義務があることをいうとされています。

⇒ 「窃用」とは、自ら、又は、第三者のために利用することをいうとされています。

（会則を守る義務）第39条 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

（研修）第39条の2 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

（事務所の設置）第40条 税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

- 2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。
- 3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。
- 4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

⇒ 「税理士業務を行うための事務所」とは、税理士業務の本拠をいい、税理士業務の本拠であるかどうかは、委嘱者等に示す連絡先など外部に対する表示に係る客観的事実によって判定するとされています。

この場合において、「外部に対する表示」には、看板等物理的な表示やウェブサイトへの連絡先の掲載のほか、契約書等への連絡先の記載などが含まれます。

⇒ 税理士業務の「本拠」とは、税理士等が自己所有又は賃貸借契約などにより自らの管理下とする場所のうち、税理士業務を執行するための場所として、外部に対する表示が行われた場所とされています。

（帳簿作成の義務）第41条 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。

2～3 ー省略ー

（使用人等に対する監督義務）第41条の2 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

⇒ 「使用人その他の従事者（使用人等）」とは、税理士と雇用契約にある使用人はもちろんのこと、雇用契約に基づかない者であっても、税理士業務に関して税理士の支配・監督権の及ぶ全ての者を含むものであり、税理士業務の補助事務に従事する家族従事者も含まれます。

⇒ 税理士の使用人その他の従業者（使用人等）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはありません。

したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断されます。

なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法としては、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法があります。

- (1) 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法
- (2) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

（助言義務）第41条の3 税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは偽装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

（業務の制限）第42条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となったものは、離職後一年間は、その離職前一年内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行ってはならない。

但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

（業務の停止）第43条 税理士は、懲戒処分により、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、弁理士、司法書士、行政書士若しくは社会保険労務士の業務を停止された場合又は不動産鑑定士の鑑定評価等業務を禁止された場合においては、その処分を受けている間、税理士業務を行ってはならない。

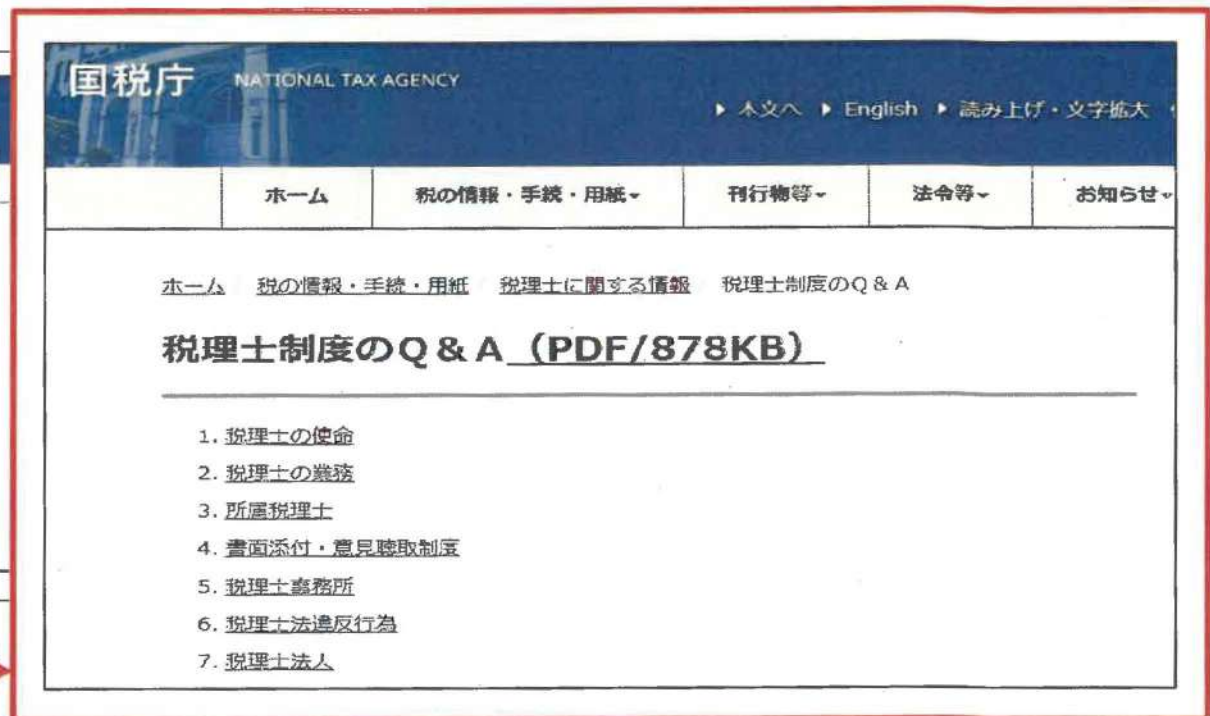
税理士が報酬のある公職に就き、その職にある間においても、また同様とする。

税理士制度のQ & A（国税庁ホームページ掲載）

58

国税庁HPに掲載しています「税理士制度のQ & A」は、税理士の方々が税理士業務を行う中で、適正な業務運営を行っていただけるよう、税理士の業務、所属税理士制度、書面添付制度、税理士事務所、税理士法違反行為及び税理士法人制度について、Q & A形式により取りまとめたものです。

また、このQ & Aでは、税理士等に課せられた税理士法上の義務の内容、その義務違反を行った場合の税理士等に対する懲戒処分等の内容について、具体事例を紹介し、説明しています。



お疲れさまでした。



税理士等情報せん（署用）

活用署		(名古屋 局 名古屋中 署)		作成者情報 (名古屋 局 一宮 署 個人 部門)	
情報対象者	ふりがな	こくぜい たろう		税理士番号	1-23456-7
	氏名又は名称	国税 太郎		職業	税理士
	事務所所在地	名古屋市中区三ノ丸1-1-1		電話 (052 - 555 - 555)	
	住所	名古屋市中区三ノ丸2-2-2		電話 (052 - 444 - 444)	
	担当税理士等	氏名		税理士番号	1-23456-7
	住所			電話 (- -)	
収集先	氏名又は名称	名古屋花子		業種等	塗装工事
	住所	愛知県一宮市●●2-2-2		電話 (- -)	
	収集端緒	2	1.調査等 2.投書等 3.税理士会 4.行手法36条の3 5.その他 ()		
	収集年月日	令和5年1月1日		局署番号-整理番号	06125 - 00000232
想定される違反行為 法 37 条		情報の内容			
☐ 脱税相談等 ☐ 不真正税務代理・書類の作成 ☐ 自己脱税 ☐ 自己申告漏れ(無申告含む) ☐ 調査妨害 ☐ 名義貸し ☐ 業務け怠 ☐ 使用人等の監督義務違反 ☐ 添付書面への虚偽記載 ☐ 詐欺・業務上横領 ☐ 税務職員への不適正な接触等 ☐ 守秘義務違反 ☐ 事務所の設置義務違反 ☐ 業務処理簿作成義務違反 ☐ 退職職員の業務制限違反 ☐ にせ税理士行為 ☐ その他版職業倫理的行為 ☐ その他		(概要) (40字以内で記載。整理簿に転記) 収集先の所得税調査時に、収集先の依頼に応じ、架空の経費を計上している事実を把握した。 (詳細情報) 添付ファイル (有・無)			
局整理欄	受付年月日	令和5年4月1日		局処理方針	
	措置				
	☐ 局調査事案	☐ 確認調査	備考		
	☐ 支援調査事案	☐ 情報蓄積			
	☐ 署調査事案	☐ 継続管理			
☐ 実態確認	☐ 他局回付				
☐ 確認調査	☐				

10 税理士等情報せん

7 事務所の事務員数 (男性 人 / 女性 人)

11 実態確認選定理由

ホ 使用人等や関与先の概況からみて、業務が適正に運営されているかどうかの確認を要する者

12 その他参考となる事項

- ・ e-TAX の利用状況
 本人 ○ / 開始届出書 ○
 関与先(届出書提出) 個人 件 / 法人 件
- ・ ホームページの利用 ○
- ・ 比較広告 ×

決裁年月日	署長	副署長	総務課長	課長補佐	
・					

参考 8

税理士等実態確認表(税理士用)

署

令和 年 月 日実施

1 確認対象者

氏名(年齢)	(歳)	税理士番号(7桁)	
事務所等名称		所属会(支部)	会 (支部)
事務所等所在地			
納税地及び 申告状況	☐ 事務所所在地 ☐ 住所地(署) ☐ 申告有 ☐ 無申告(年分～ 年分)	登録年月日 登録区分	年 月 日 ☐ 開業 ☐ 社員 ☐ 所属(直接受任 ☐ 無 ☐ 有)
資格取得年月日 資格区分	昭和・平成・令和 年 月 日 ☐ 試験合格 ☐ 免除等 ☐ 弁護士 ☐ 公認会計士	役職	☐ 無 ☐ 有⇒ ☐ 本会 ☐ 支部 年 月～ 年 月
報酬のある 公職就任状況 【法43】	☐ 就任無 ☐ 就任有 ⇒就任先() 就任期間(年 月 ～ 現在・ 年 月) ☐ 常勤(国税又は地方税の賦課徴収に関する事務の該当性 ☐ 該当 ☐ 非該当) (税理士業務との兼業禁止規定 ☐ 有(該当法令等) ☐ 無) ☐ 非常勤(活動頻度)		
処分歴等	☐ 無 ☐ 有⇒ ☐ 懲戒処分(年 月 日) ☐ 行政指導(年 月 日)		
HP開設	☐ 無 ☐ 有⇒掲載内容 ☐ 適 ☐ 否/アドレス		
広告	HP	☐ 無 ☐ 有⇒業務広告に関する細則の遵守 ☐ 適 ☐ 否	
	HP以外	☐ 無 ☐ 有⇒広告媒体 業務広告に関する細則の遵守 ☐ 適 ☐ 否	

2 選定理由

選定理由	☐ イ 懲戒処分を受けた者 ☐ ロ 懲戒処分を受けるべきであったことについての決定を受けた者 ☐ ハ 過去の指導事項の確認 ☐ ニ 情報せん多数有り ☐ ホ 使用人・関与先等状況の確認 ☐ ヘ 業務運営の適正確認 ☐ ト 会計法人の事業確認 ☐ チ 関与先急増等 ☐ リ 長期未接触 ☐ ヌ 犯収法の遵守状況確認 ☐ ル 局からの指示 ☐ ヲ その他()
------	--

3 登録事項

事務所名称【法20】	登録名称 ☐ 一致 ☐ 不一致⇒名称
事務所所在地【法20】	☐ 一致 ☐ 不一致⇒所在地
その他の事項【法20】	☐ 一致 ☐ 不一致⇒その内容

4 事務所の状況 ※確認対象が直接受任業務を行う所属税理士の場合は直接受任業務に関する該当項目について記載。

事務所名称の表示 (複数選択可)	☐ 無 ☐ 有⇒ ☐ 看板 ☐ ビル内表示板 ☐ ドア ☐ ポスト ☐ その他 表示された名称
パソコン等の設置状況	☐ 無 ☐ 有⇒設置場所 ☐ 事務所内 台 ☐ 会計法人等内 台 ☐ その他 台(場所)

税務会計ソフトの種類	会計ソフト (ベンダ名 _____ : ソフト名 _____)
	税務ソフト (ベンダ名 _____ : ソフト名 _____)
	国税庁 e-Tax ソフトの使用 ☐ 無 ☐ 有
インターネット接続	☐ 無 ☐ 有 ⇒ 庁HPの利用 ☐ ほぼ毎日利用 ☐ ときどき利用 ☐ 利用無
e-Tax の利用	☐ 全件利用 ☐ 一部利用 (_____ のみ利用) ☐ 利用無
税理士の業務のICT化	☐ 電子帳簿 ☐ 電子申告・納税 ☐ テレワーク ☐ ウェブ会議 ☐ クラウド利用
出 納 管 理 者	☐ 税理士本人 ☐ 親族(氏名 _____ 続柄 _____) ☐ 使用人(氏名 _____)
登録地以外の 事務所等【法 40 ③】	☐ 無 ☐ 有 ⇒ 名称(通称) _____ 所在地 _____
	外部に対する表示 ☐ 無 ☐ 有
	有の場合 ⇒ ☐ 看板 ☐ ビル内表示板 ☐ ドア ☐ ポスト
	☐ その他 (_____) 表示された名称 _____

5 事業の内容 ※確認対象が直接受任業務を行う所属税理士の場合は直接受任業務に関する該当項目について記載。

使用人の状況 (内書きは親族数)	所属税理士 _____ 人(内 _____ 人) 有資格者 _____ 人(内 _____ 人) 無資格者 _____ 人(内 _____ 人) 合計 _____ 人(内 _____ 人) 大幅増減 ☐ 無 ☐ 有 ⇒ 理由 ☐ 他の税理士(氏名 _____) から引継 ☐ その他 _____
登録地以外の事務所等の状況 (内書きは親族数)	使用人の状況 所属税理士 _____ 人(内 _____ 人) 有資格者 _____ 人(内 _____ 人) 無資格者 _____ 人(内 _____ 人) 業務の内容 _____
関与先の状況 (内書きは本人担当数)	法人 _____ 件(内 _____ 件) 個人 _____ 件(内 _____ 件) 合計 _____ 件(内 _____ 件) 大幅増減 ☐ 無 ☐ 有 ⇒ 理由 ☐ 他の税理士等(氏名等 _____) から引継 ☐ その他 _____
関与の程度 (複数選択可)	☐ 税務相談 ☐ 税務代理 ☐ 税務書類の作成 ☐ 財務書類の作成 ☐ 財務に関する事務 ☐ 会計帳簿の記帳代行 ☐ その他 _____
関与先への訪問	税理士 ☐ 月 _____ 回程度 ☐ 年 _____ 回程度 ☐ ほとんど訪問しない 使用人 ☐ 月 _____ 回程度 ☐ 年 _____ 回程度 ☐ ほとんど訪問しない
申告書作成方法 (税務書類の作成がある場合のみ)	☐ 税理士本人が作成 ☐ 担当者が原案作成し税理士は申告書のチェックのみ (☐ 申告書の記載内容のみチェック ☐ 総勘定元帳等とのチェック ☐ その他 (_____) ☐ その他 (_____)
業務請負契約書	☐ 全件作成 ☐ 一部作成 ☐ 作成無
会計業務等の委託	☐ 無 ☐ 税理士主宰の会計法人(名称 _____) に委託【要付表(様式4-3)作成】 ☐ その他(名称 _____ 所在地 _____) に委託
報酬の決済方法	☐ 振込・振替(口座 _____) ☐ 現金(集金担当者 _____) ☐ その他 _____
税務代理権限証書【法 30】	☐ 全件提出 ☐ 一部提出 ☐ 提出無
書 面 添 付	☐ 全件添付 ☐ 一部添付 ☐ 添付無
税理士証票の提示【法 32】	☐ 全件提示 ☐ 一部提示 ☐ 提示無 ⇒ 現物確認 ☐ 有 (☐ 破損無 ☐ 破損有) ☐ 無 (☐ 亡失 ☐ その他 _____)
税 理 士 証 票 の 定期的交換【規 13④】	次回交換期限(平成・令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日) ⇒ ☐ 期限未到来 ☐ 期限徒過 (☐ 交換申請中 ☐ 亡失 ☐ その他 _____)
署 名【法 33】	☐ 税理士本人による自署 ☐ その他 _____
印 鑑 の 保 管	☐ 税理士本人 ☐ 事務室内 ☐ 各担当者 ☐ その他 _____
認証カードの保管・PWの管理	☐ 税理士本人 ☐ 事務室内 ☐ 各担当者 ☐ その他 _____

帳簿作成【法41】 (理由は複数選択可)	☐ 有⇒ ☐ 税理士業務処理簿(日税連様式) ☐ その他_____
	☐ 一部有⇒ ☐ 税務代理 ☐ 税務書類の作成 ☐ 税務相談 理由 ☐ 法41 不知 ☐ 日税連様式不知 ☐ その他_____
	☐ 無⇒ 理由 ☐ 法41 不知 ☐ 日税連様式不知 ☐ その他_____
保存年限(閉鎖から5年間) ☐ 適 ☐ 不適	
業務の制限【法42】 (注)退職職員で税理士と なった者のみ記載	退職年月日 平成・令和 年 月 日 退職前1年内の役職 _____ 署(部・課) 官、 _____ 署(部・課) 官 法42違反の関与先 ☐ 無 ☐ 有⇒件数 _____ 件(局への連絡 令和 年 月 日)
無申告の理由(該当する場合)	
過去の指導事項の改善状況	☐ 改善済 ☐ 未改善(理由: _____)

6 所属税理士関係

(直接受任業務を行う所属税理士を雇用している(過去に雇用した)開業税理士のみ記載)

所属税理士の 直接受任業務 に係る承諾 【規則1の2②】	所属税理士の直接受任業務に係る承諾 ☐ 有 ☐ 無
	承諾方法 ☐ 書面 ☐ 左記以外(_____)
	承諾時期 ☐ 委嘱者毎にあらかじめ承諾 ☐ 左記以外(_____) → ☐ 承諾継続中(_____年 月~) ☐ 過去に承諾(_____年 月~ _____年 月)
	所属税理士と定めたその他特記事項 ☐ 無 ☐ 有(_____)
所属税理士 からの報告 【規則1の2⑥⑦】	所属税理士からの説明確認書面(写し)の提出 ☐ 有 ☐ 無
	所属税理士からの業務終了等報告 ☐ 有 ☐ 無
守秘義務 (所属税理士の直接受任 業務と補助業務の区分) 【法38】	書類保管場所の区分 ☐ 有 ☐ 無
	使用する端末の区分 ☐ 有 ☐ 無(端末パスワード区分 ☐ 有 ☐ 無)
	その他講じている措置 ☐ 有(_____) ☐ 無

7 直接受任関係(直接受任業務を行っている(過去に行った)所属税理士のみ記載)

直接受任状況	☐ 継続中(_____年 月~) ☐ 過去に有(_____年 月~ _____年 月)
使用者の承諾 【規則1の2②】	直接受任に係る使用者承諾 ☐ 有 ☐ 無
	承諾方法 ☐ 書面 ☐ 左記以外(_____)
	承諾時期 ☐ 委嘱者毎にあらかじめ承諾 ☐ 左記以外(_____)
	承諾書面の保管 ☐ 有 ☐ 無
委嘱者への説明 【規則1の2③④⑤】	使用者と定めたその他特記事項 ☐ 有(_____) ☐ 無
	委嘱者に対する説明義務事項の説明 ☐ 有 ☐ 無
	説明書面及び使用者承諾書面(写し)の委嘱者交付 ☐ 有 ☐ 無
	説明書面における所属税理士の署名 ☐ 有 ☐ 無
	説明書面(写し)の保管 ☐ 有 ☐ 無
使用者への報告 【規則1の2⑥⑦】	説明確認書面の作成 ☐ 有 ☐ 無
	説明確認書面における委嘱者の署名 ☐ 有 ☐ 無
	説明確認書面(写し)の使用者提出 ☐ 有 ☐ 無
	説明確認書面の保管 ☐ 有 ☐ 無
守秘義務 (直接受任業務と 補助業務の区分) 【法38】	使用者に対する業務終了等報告 ☐ 有 ☐ 無
	書類保管場所の区分 ☐ 有 ☐ 無
	使用する端末の区分 ☐ 有 ☐ 無(端末パスワード区分 ☐ 有 ☐ 無)
	その他講じている措置 ☐ 有(_____) ☐ 無

8 内部管理体制等（使用人等がない場合は「守秘義務の遵守③～⑤」のみ記載）

サービス規則等の作成状況	就業規則の作成 ☐ 有⇒〔サービス規則を含んでいるか ☐ 無 ☐ 有〕 ☐ 無
	サービス規則の作成 ☐ 有 ☐ 無
	その他規則等の作成 ☐ 有⇒名称：_____ ☐ 無
出勤状況管理	☐ 有（管理の方法_____） ☐ 無
使用人に対する業務指導	頻度 ☐ 毎日 ☐ 週____回 ☐ 月____回 ☐ その他_____ 方法 ☐ 口頭 ☐ 文書（メール等を含む）⇒文書等の名称_____
使用人からの業務報告	頻度 ☐ 毎日 ☐ 週____回 ☐ 月____回 ☐ その他_____ 方法 ☐ 口頭 ☐ 文書（メール等を含む）⇒文書等の名称_____
使用人に対する対面以外の方法での監査方法	☐ 使用人等と委嘱者等とのウェブ会議への参加 ☐ システムログの確認 ☐ その他（_____）
事務処理要領等の作成状況	☐ 有（名称：_____） ☐ 無 有の場合⇒使用人等は事務処理要領等に沿って業務を遂行しているか ☐ 適 ☐ 不適
守秘義務の遵守【法 38、54】	① 文書又はデータ管理に関するルール等の作成 ☐ 有 ☐ 無 ⇒有の場合（ルールの内容：_____）
	② 文書等管理責任者の設置 ☐ 有 ☐ 無
	③ 関与先の帳簿等預り ☐ 有⇒〔決算終了後の返還 ☐ 有 ☐ 無〕 ☐ 無
	④ 委嘱者からの預かり文書等一覧表の作成 ☐ 有 ☐ 無
	⑤ 関与先申告書等控えの保管 ☐ 有（保存年限_____年） ☐ 無
研修の実施状況	使用人等に対して研修を実施しているか ☐ 有 ☐ 無 有の場合⇒頻度 ☐ 年____回 ☐ 月____回 ☐ その他_____ 主な研修内容：_____
個人番号の取扱い	① 取扱規程等の作成 ☐ 有 ☐ 無
	② 安全管理措置の実施 ☐ 事務作業・担当者の確認 ☐ 事務所のレイアウト等の確認 （実施していればチェック） ☐ 情報システムの管理 ☐ 担当者への教育・監督
	③ 業務契約書の作成・見直し ☐ 有 ☐ 無

9 所属税理士会等による研修の受講状況

研修会等の受講【法 39 の 2】	☐ 有	総受講時間：年____時間（又は総回数：年____回）	
		網内 紀監 察関 係	受講時間：年____時間（又は回数：年____回） 網内監察関係の研修会等（直近の受講）の名称_____（____年____月） 主催者 ☐ 支部 ☐ 本会 ☐ その他_____
	☐ 無	理由（_____）	

10 犯罪収益移転防止法の遵守状況（フローチャートを交付して説明）

犯罪収益移転防止法の認識	犯罪収益移転防止法における税理士の責務の認識 ☐ 有 ☐ 無
特定受任行為の代理等	☐ 無 ☐ 有⇒本人確認 ☐ 有 ☐ 無 取引時確認記録の作成・保存 ☐ 有 ☐ 無 取引記録等の作成・保存 ☐ 有 ☐ 無 疑わしい取引の届出 ☐ 有 ☐ 無

局への連絡
令和 年 月 日

11 税理士からの意見・要望等

12 その他特記事項

13 処理結果

指導事項	☐ 無 ☐ 有⇒違反内容① _____ (条該当) ② _____ (条該当) 指導内容 _____ _____ (指導日: . .) 改善予定 _____ _____
調査への移行	☐ 無 ☐ 有⇒違反内容 _____ (条該当)等 【局への連絡日(. .)】 【局の指示日(. .)】⇒ ☐ 局調査 ☐ 支援調査 ☐ 署調査
税理士システムへの入力	☐ 済

※ 文書管理システムを利用して決裁する場合は、決裁欄に「別途電子決裁」と表示する。

税理士等実態確認表(税理士法人用)

署

令和 年 月 日実施

1 確認対象法人 (□主たる事務所 □従たる事務所)

登録名称			税理士法人番号(10桁)		
事務所所在地			所属会(支部)	会(支部)	
代表社員氏名			設立年月日	年 月 日	
(主・従)たる事務所	名称 (会 支)	出資総額	千円		
	名称 (会 支)	決算期	月決算		
申告状況	□申告有 □無申告(年 月期～ 年 月期)				
処分歴等	□無 □有⇒□懲戒処分(年 月 日) □行政指導(年 月 日)				
HP開設	□無 □有⇒掲載内容 □適 □否/アドレス				
広告	HP	□無 □有⇒業務広告に関する細則の遵守 □適 □否			
	HP以外	□無 □有⇒広告媒体 業務広告に関する細則の遵守 □適 □否			

2 確認対象者

氏名(年齢)	(歳)	税理士番号(7桁)		
納税地及び申告状況	□事務所所在地 □住所地 (署)	所属会(支部)	会(支部)	
	□申告有 □無申告(年分～ 年分)	登録年月日	年 月 日	
資格取得年月日	昭和・平成・令和 年 月 日	登録区分	□社員 □所属	
資格区分	□試験合格 □免除等 □弁護士 □公認会計士	役職歴	□無 □有⇒□本会 □支部 年 月～ 年 月	
報酬のある公職就任状況【法43】	□就任無 □就任有 ⇒就任先 () 就任期間 (年 月 ～ 現在・ 年 月) □常勤 (国税又は地方税の賦課徴収に関する事務の該当性 □該当 □非該当) (税理士業務との兼業禁止規定 □有 (該法令等)) □無 □非常勤 (活動頻度)			

3 選定理由

選定理由	□イ 懲戒処分を受けた者	□ロ 過去の指導事項の確認	□ハ 情報せん多数有り
	□ニ 税理士法人の事務所以外での税理士業務の状況や使用人・関与先等状況の確認		
	□ホ 業務運営の適正確認	□ヘ 会計法人の事業確認	□ト 関与先急増等
	□チ 長期未接触	□リ 犯収法の遵守状況確認	□ヌ 局からの指示
	□ル その他 ()		

4 届出事項

事務所名称【法20】	□一致 □不一致⇒名称
事務所所在地【法20】	□一致 □不一致⇒所在地
その他の事項【法20】	□一致 □不一致⇒その内容

5 事務所の状況

事務所名称の表示 (複数選択可)	□無 □有⇒□看板 □ビル内表示板 □ドア □ポスト □その他 表示された名称
パソコン等の設置状況	□無 □有⇒設置場所 □主たる事務所内 台 □従たる事務所内 台 □会計法人等内 台 □その他 台(場所)
税務会計ソフトの種類	会計ソフト (ベンダ名 : ソフト名)
	税務ソフト (ベンダ名 : ソフト名)
	国税庁 e-Tax ソフトの使用 □無 □有

インターネット接続	☐ 無 ☐ 有⇒序HPの利用 ☐ ほぼ毎日利用 ☐ ときどき利用 ☐ 利用無
e-Tax の利用	☐ 全件利用 ☐ 一部利用 (_____ のみ利用) ☐ 利用無
税理士の業務のICT化	☐ 電子帳簿 ☐ 電子申告・納税 ☐ テレワーク ☐ ウェブ会議 ☐ クラウド利用
出 納 管 理	☐ 代表社員 ☐ 社員(氏名 _____) ☐ その他(氏名 _____ 役職 _____) 従たる事務所を有する場合⇒ ☐ 法人全体を主たる事務所が管理 ☐ 各事務所で管理
経 営 管 理	☐ 代表社員 ☐ 社員(氏名 _____) ☐ その他(氏名 _____ 役職 _____) 従たる事務所を有する場合⇒ ☐ 法人全体を主たる事務所が管理 ☐ 各事務所で管理
人 事 管 理	☐ 代表社員 ☐ 社員(氏名 _____) ☐ その他(氏名 _____ 役職 _____) 従たる事務所を有する場合⇒ ☐ 法人全体を主たる事務所が管理 ☐ 各事務所で管理
登録地以外の事務所等【法 40④・法 48 の 7】	☐ 無 ☐ 有⇒名称(通称) _____ 所在地 _____ 外部に対する表示 ☐ 無 ☐ 有 有の場合⇒ ☐ 看板 ☐ ビル内表示板 ☐ ドア ☐ ポスト ☐ その他 (_____) 表示された名称 _____

6 事業の内容

社員等の状況 (内書きは(主・従)たる事務所)	社員税理士 _____ 人(内 _____ 人) 所属税理士 _____ 人(内 _____ 人) 有資格者 _____ 人(内 _____ 人) 無資格者 _____ 人(内 _____ 人) 合計 _____ 人(内 _____ 人) 大幅増減 ☐ 無 ☐ 有⇒理由 _____ 他税理士等(氏名等 _____)から引継 ☐ その他 _____
社員の人数【法 48 の 18②】	☐ 2人以上 ☐ 1人⇒1人になった日から6月を経過しているか ☐ 未経過 ☐ 経過
関与先の状況 (内書きは(主・従)たる事務所)	法人 _____ 件(内 _____ 件) 個人 _____ 件(内 _____ 件) 合計 _____ 件(内 _____ 件) 大幅増減 ☐ 無 ☐ 有⇒理由 _____ 他税理士等(氏名等 _____)から引継 ☐ その他 _____
業務の範囲 【法 48 の 5・規 21】 (複数選択可)	☐ 税務相談 ☐ 税務代理 ☐ 税務書類の作成 ☐ 財務書類の作成 ⇒定款への記載 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 会計帳簿の記帳代行 ⇒定款への記載 ☐ 有 ☐ 無 ☐ その他 _____ ⇒定款への記載 ☐ 有 ☐ 無 法 2②の業務その他これに準ずる業務か ☐ 是 ☐ 否
停止期間中の社員 【法 48 の 17 四、五】	☐ 無 ☐ 有⇒氏名 _____ 停止期間 _____ 年 月 ~ _____ 年 月 (有の場合) 税理士会への届出の提出 ☐ 有 ☐ 無
社員の業務執行【法 48 の 11】	☐ 全員が業務執行 ☐ 出資のみの社員有
社員の常駐【法 48 の 12】	☐ 各事務所に社員常駐 ☐ 社員が常駐していない事務所有
社員の競業禁止 【法 48 の 14】	税理士法人の社員が、自己又は第三者のために当該税理士法人の業務の範囲に属する業務を行っている。 ※「業務の範囲」及び「会計業務等の委託」を参照 (例：①他の税理士事務所の職員である、②他の会計法人の業務を行っているなど) ☐ 無 ☐ 有⇒社員の氏名 _____ 業務内容 _____ 他の税理士法人の社員となっている社員 ☐ 無 ☐ 有⇒社員の氏名 _____ 他税理士法人名 _____
関与先への訪問	税理士 ☐ 月 _____ 回程度 ☐ 年 _____ 回程度 ☐ ほとんど訪問しない 使用人 ☐ 月 _____ 回程度 ☐ 年 _____ 回程度 ☐ ほとんど訪問しない
業務請負契約書	☐ 全件作成 ☐ 一部作成 ☐ 作成無
会計業務等の委託	☐ 無 ☐ 関連する会計法人(名称 _____)に委託【要付表(様式4-3)作成】 ☐ その他(名称 _____ 所在地 _____)に委託
報酬の決済方法	☐ 振込・振替(口座 _____) ☐ 現金(集金担当者 _____) ☐ その他 _____

登録地以外の事務所等の状況	使用人の状況 所属税理士 人 有資格者 人 無資格者 人 業務の内容
税務代理権限証書【法48の16・法30】	☐ 全件提出 ☐ 一部提出 ☐ 提出無
書 面 添 付	☐ 全件添付 ☐ 一部添付 ☐ 添付無
税理士証票の提示【法32】	☐ 全件提示 ☐ 一部提示 ☐ 提示無 ⇒現物確認 ☐ 有（ ☐ 破損無 ☐ 破損有） ☐ 無（ ☐ 亡失 ☐ その他）
署 名【法33】	☐ 税理士本人による自署 ☐ その他
印 鑑 の 保 管	☐ 税理士本人 ☐ 事務室内 ☐ 各担当者 ☐ その他
認証カードの保管・PWの管理	☐ 税理士本人 ☐ 事務室内 ☐ 各担当者 ☐ その他
帳簿作成【法48の16・法41】 (理由は複数選択可)	☐ 有⇒ ☐ 税理士業務処理簿(日税連様式) ☐ その他 ☐ 一部有⇒ ☐ 税務代理 ☐ 税務書類の作成 ☐ 税務相談 理由 ☐ 法41 不知 ☐ 日税連様式不知 ☐ その他 ☐ 無⇒理由 ☐ 法41 不知 ☐ 日税連様式不知 ☐ その他 保存年限(閉鎖から5年間) ☐ 適 ☐ 不適
業務の制限【法42】 (注)退職職員で税理士となった者のみ記載	氏名 退職年月日 平成・令和 年 月 日 退職前1年内の役職 署(部・課) 官、 署(部・課) 官 法42違反の関与先 ☐ 無 ☐ 有⇒件数 件(局への連絡 年 月 日)
過去の指導事項の改善状況	☐ 改善済 ☐ 未改善(理由:)

7 所属税理士関係(直接受任業務を行う所属税理士を雇用している(過去に雇用した)場合のみ記載)

所属税理士の直接受任業務に係る承諾【規則1の2②】	所属税理士の直接受任業務に係る承諾 ☐ 有 ☐ 無
	承諾方法 ☐ 書面 ☐ 左記以外()
	承諾時期 ☐ 委嘱者毎にあらかじめ承諾 ☐ 左記以外() ⇒ ☐ 承諾継続中(年 月～) ☐ 過去に承諾(年 月～ 年 月)
	所属税理士と定めたその他特記事項 ☐ 無 ☐ 有()
所属税理士からの報告【規則1の2⑥⑦】	所属税理士からの説明確認書面(写し)の提出 ☐ 有 ☐ 無
	所属税理士からの業務終了等報告 ☐ 有 ☐ 無
守秘義務 (所属税理士の直接受任業務と補助業務の区分) 【法38】	書類保管場所の区分 ☐ 有 ☐ 無
	使用する端末の区分 ☐ 有 ☐ 無(端末パスワード区分 ☐ 有 ☐ 無)
	その他講じている措置 ☐ 有() ☐ 無

8 内部管理体制等

服 務 規 則 等 の 作 成 状 況	就業規則の作成 ☐ 有⇒〔服務規則を含んでいるか ☐ 無 ☐ 有〕 ☐ 無
	服務規則の作成 ☐ 有 ☐ 無
	その他規則等の作成 ☐ 有⇒名称: ☐ 無
出勤状況管理	☐ 有(管理の方法) ☐ 無
使用人に対する業務指導	頻度 ☐ 毎日 ☐ 週 回 ☐ 月 回 ☐ その他 方法 ☐ 口頭 ☐ 文書(メール等を含む)⇒文書等の名称
使用人からの業務報告	頻度 ☐ 毎日 ☐ 週 回 ☐ 月 回 ☐ その他 方法 ☐ 口頭 ☐ 文書(メール等を含む)⇒文書等の名称
使用人に対する対面以外の方法での監査方法	☐ 使用人等と委嘱者等とのウェブ会議への参加 ☐ システムログの確認 ☐ その他()

事務処理要領等の作成状況	☐ 有(名称: _____) ☐ 無 有の場合⇒使用人等は事務処理要領等に沿って業務を遂行しているか ☐ 適 ☐ 不適
使用人の業務分担等	業務分担の現状 ☐ ①社員税理士別 ☐ ②関与先別 ☐ ③税目別 ☐ ④地域別 ☐ その他(_____) →社員相互で使用人を監督する体制が整備されているか ☐ 有 ☐ 無 〔内容: _____〕
守秘義務の遵守 【法 38、54】	文書又はデータ管理に関するルール等の作成 ☐ 有 ☐ 無 ⇒有の場合(ルールの内容: _____) 文書等管理責任者の設置 ☐ 有 ☐ 無 関与先の帳簿等預り ☐ 有⇒〔決算終了後の返還 ☐ 有 ☐ 無〕 ☐ 無 委嘱者からの預かり文書等一覧表の作成 ☐ 有 ☐ 無 関与先申告書等控えの保管 ☐ 有(保存年限_____年) ☐ 無
社員間の業務分担	業務分担の決定方法 ☐ 総社員の同意 ☐ 社員の過半数の同意 ☐ その他_____ 業務分担の現状 ☐ 関与先別 ☐ 税目別 ☐ 地域別 ☐ その他_____
社員相互の牽制方法等	1. 業務報告会等の開催 頻度 ☐ 週____回 ☐ 月____回 ☐ 年____回 →出席者_____内容: _____ 2. 各社員税理士の税理士業務を監査する担当者又は機関の設置 ☐ 有 ☐ 無 →監査頻度: ☐ 週____回 ☐ 月____回 ☐ 年____回 監査内容: _____ 3. 上記以外のチェック体制 内容: _____
事務所間の牽制方法等 (従たる事務所有の場合)	業務報告会等の開催 頻度 ☐ 週____回 ☐ 月____回 ☐ 年____回 →出席者_____内容: _____ その他の方法 _____
研修の実施状況	使用人等に対して研修を実施しているか ☐ 有 ☐ 無 有の場合⇒頻度 ☐ 年____回 ☐ 月____回 ☐ その他_____ 主な研修内容: _____
個人番号の取扱い	① 取扱規程等の作成 ☐ 有 ☐ 無 ② 安全管理措置の実施 ☐ 事務作業・担当者の確認 ☐ 事務所のレイアウト等の確認 (実施していればチェック) ☐ 情報システムの管理 ☐ 担当者への教育・監督 ③ 業務契約書の作成・見直し ☐ 有 ☐ 無

9 所属税理士会等による研修の受講状況

研修会等の受講 (社員・所属) 【法 39 の 2】	☐ 有	☐ 全員受講 ☐ 一部の者のみ受講(理由: _____)	
		総受講時間: 年____時間 (又は総回数: 年____回)	
		網内 紀監 察関 係	受講時間: 年____時間 (又は回数: 年____回) 網紀監察関係の研修会等(直近の受講)の名称 _____ (____年____月) 主催者 ☐ 支部 ☐ 本会 ☐ その他_____
☐ 無		理由(_____)	

10 犯罪収益移転防止法の遵守状況（フローチャートを交付して説明）

犯罪収益移転防止法の認識	犯罪収益移転防止法における税理士の責務の認識 ☐ 有 ☐ 無
特定受任行為の代理等	☐ 無 ☐ 有⇒本人確認 ☐ 有 ☐ 無 取引時確認記録の作成・保存 ☐ 有 ☐ 無 取引記録等の作成・保存 ☐ 有 ☐ 無 疑わしい取引の届出 ☐ 有 ☐ 無

局への連絡
令和 年 月 日

11 税理士法人からの意見・要望等

--

12 その他特記事項

--

13 処理結果

指導事項 (税理士法人)	☐ 無 ☐ 有⇒違反内容① _____ (条該当) ② _____ (条該当) 指導内容 _____ _____ (指導日: . .) 改善予定 _____
指導事項 (社員・所属)	☐ 無 ☐ 有⇒違反内容 _____ (条該当) 指導内容 _____ (指導日: . .) 改善予定 _____
調査への移行	☐ 無 ☐ 有⇒違反内容 _____ (条該当)等 【局への連絡日 (. .)】 【局の指示日 (. .)】⇒ ☐ 局調査 ☐ 支援調査 ☐ 署調査
税理士システムへの入力	☐ 済

※ 文書管理システムを利用して決裁する場合は、決裁欄に「別途電子決裁」と表示する。

税理士等実態確認表付表(会計法人用)

令和 年 月 日実施

1 確認対象者等

氏名等	(税理士等番号:)
-----	------------

2 会計法人の概要

法人名(整理番号)	()	設立年月日	年 月 日
所在地	(署)	資本金	千円
代表者	氏名	税理士等との関係	☐ 税理士本人 ☐ 税理士の親族 ☐ その他
出資者	☐ 税理士本人(%)	☐ 税理士の親族(%)	☐ その他(%)
ソフトの種類 【法52】	会計ソフト(ベンダ番号: ソフト名) →ベンダ番号〔①TKC、②JDL、③ミロク、④ICS、⑤エプソン、⑥NTTデータ、 ⑦エッサム、⑧弥生、⑨OBC、⑩その他()〕 申告書等作成ソフト ☐ 無 ☐ 有⇒名称		
支店等	☐ 無 ☐ 有⇒名称 所在地		
H P 開設	☐ 無 ☐ 有⇒アドレス		

3 従業員等の状況

代表者以外の役員数	税理士 人 有資格者 人 無資格者 人 合計 人
	内税理士事務所等との業務⇒ 税理士 人 有資格者 人 無資格者 人 合計 人
従業員数	税理士 人 有資格者 人 無資格者 人 合計 人
	内税理士事務所等との業務⇒ 税理士 人 有資格者 人 無資格者 人 合計 人
指導監督状況	従業員等の法52違反行為の未然防止策 ☐ 無 ☐ 有⇒内容

4 顧客等の状況

顧客数	法人 件 個人 件 合計 件
	内税理士等との関与先⇒ 法人 件 個人 件 合計 件
業務内容【法52】 (複数選択可)	☐ 会計帳簿の記帳代行 ☐ 決算書の作成 ☐ 年末調整事務 ☐ 税務書類の作成 ☐ 毎月の源泉徴収事務(所得税徴収高計算書(税務書類)の作成を除く) ☐ その他
顧客との業務委託契約書	☐ 全件作成 ☐ 一部作成 ☐ 作成無
税理士等との業務委託契約書	☐ 有 ☐ 無
契約形態 【法52】	☐ 税理士等が顧客から業務全般を受託し、会計法人に会計業務を委託 ☐ 税理士等は顧客から税理士業務を受託し、会計法人は顧客から会計業務を受託 ☐ 会計法人が顧客から業務全般を受託し、税理士等に税理士業務を委託 ☐ その他
報酬の決済方法	☐ 振込・振替(口座) ☐ 現金(集金担当者) ☐ その他

5 その他特記事項

--

6 処理結果

指導事項	☐ 無 ☐ 有⇒違反内容 (条該当) 指導内容 (指導日: . .) 改善予定
確認調査への移行	違反嫌疑内容 (条該当) 局への連絡日(. .) 局の指示日(. .)⇒ ☐ 確認調査 ☐ その他

実態確認メモ (令和 年 月 日実施)

税 理 士 名 :

事 務 所 名 称 :

事 務 所 所 在 地 :

住 所 (納 税 地) :

報酬のある公職就任状況 :

そ の 他 参 考 事 項 :

1 登録事項の確認

【法18(登録)・法20(変更登録)、施規8(登録事項)】

事務所の看板・名刺・請求書等印刷物等で登録事項と確認する

一 致

不一致(変更事項) → 変更届出状況 済・未

2 登録地以外の事務所

【法40(事務所の設置)、基通40-1・基通40-2】

開業税理士は、1人1事務所

事務所とは、税理士業務の本拠をいう

登録地以外の事務所への看板の設置やHP及び契約書等への掲載がないか確認する

有 ・ 無

<名 称>

<所在地>

<外部に対する表示等(HPも含む)>

無・有(看板・ビル内表示板・ドア・ポスト・その他 ())

表示名称 ()

<業務の内容>

<使用人の状況> 従事者 人(うち有資格者 人)

3 業務請負契約書の作成

【法30(税務代理の権限の明示)・法31(特別の委任を要する事項)、施規15(税務代理権限証書)】

顧問契約書通綴り・関与先別ファイル・代理権限証書(控)などで確認する

関与先との業務請負契約書の作成の有無を確認

会計法人を主宰する場合、法人・税理士・関与先相互間における業務委嘱契約は適切か？

有 (全件作成・一部作成)

無 【 委任状(税務代理権限証書) 有 ・ 無 】

4 使用人数

【法41の2(使用人等に対する監督義務)・法52(税理士業務の制限)】

出勤簿・給与台帳・業務分担表・組織図等で確認する(事務所内の配席図を作成)

使用人報告書との相違、給与台帳(一人別徴収簿)との整合性の確認

使用人数が大幅に増減している場合には、理由を記載する

男 人 (内 有資格者 人)

女 人 (内 有資格者 人)

※うち登録地以外の事務所 人

氏 名	年齢	性別	担 当 事 務	所有する資格の状況等	親族

<使用人数が大幅に増減した場合の理由>

※ 社会保険労務士等、税理士資格では出来ない他の士業を使用人が有する資格で請負っていないか。

税理士が社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を行なうことができるのは、税理士法第2条第1項に規定する業務に付随して行う場合である。

税理士が付随業務として行うことができる社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務は、「租税債務の確定に必要な事務」の範囲内のものである。

社会保険労務士法第2条第1項第1号の2の業務（提出代行）及び同項第1号の3の業務（事務代理）は、付随業務ではない。

5 内部管理体制

（1）内部規律規程等

有（名称： ）・ 無

（2）事務処理要領等の作成状況

有（名称： ）・ 無

（3）決裁等の記録

有 ・ 無
・ 指示、復命・報告、処理の方法

（4）個人番号の取扱規定等

有（名称： ）・ 無

・ 安全管理措置の実施状況について、以下の項目を確認する。

①事務作業・担当者の確認 ②事務所のレイアウト等の確認

③情報システムの管理 ④担当者への教育・監督

・ 業務契約書の作成・見直し 有 ・ 無

6 使用人に対する規定

【法41の2(使用人等に対する監督義務)・法54(税理士の使用人等の秘密を守る義務)】

使用人には、雇用関係の有無に関わらず、使用人と同様に税理士の支配関係が及ぶものすべての者（家族従業員等を含む）をいう

使用人等が税理士に関する法令に違反する行為を行わないよう監督義務がある

使用人の履歴書・服務規程（就業規則・服務規則）・業務の司令等命令簿・出勤簿等で確認する

(1) 服務規程等

有 ・ 無

- ・ 勤務を要する日 ~
- ・ 勤務時間 : ~ :
- ・ 休暇（規定）有（年間 日）・ 無
（届出・管理方法等）

(2) 使用人監督のための書類（復命書・事務日誌の作成など）

有 ・ 無

- ・ 出勤簿（タイムカード）
- ・ 事務日誌
- ・ 出張事績簿

(3) 対面以外の方法での使用人監査方法

有 ・ 無

- ・ 使用人等と委嘱者等とのウェブ会議への参加
- ・ システムログの確認
- ・ その他

(4) 使用人が税務書類を作成する場合の指導監督方法

監査等（事実確認できる書類は？） → → 清書 → 提出

原案の作成者 税理士・担当者

税理士の監査 申告書チェックのみ、 記載内容まで確認、 元帳内容まで確認

(5) 使用人に対する研修状況（改正税法・にせ税理士行為等）

事務所内

外部

(6) 親族の従事状況

給与台帳・業務日誌等で確認する（使用人と同様の権利義務が課されている）

(7) 給与の支払い状況

① 基本給・諸手当等の基準及び計算方法

基準額等の変更 有（ 年 月 ） ・ 無

給与事務担当者 本人 ・ 事務員等（ ）

② 基準から見て支給額が過大な者とその理由

③ 歩合制等の場合：対象者と理由（使用人の立場を装ったにせ税理士行為の有無を確認）

7 使用人の源泉徴収（税理士が会計法人を主宰している場合）

使用人の業務日誌・給与台帳等で確認する

税理士が会計法人を主宰している場合、使用人が従事する事務内容により、給与負担を税理士たる個人と会計法人で分担すべき場合が生じる

税理士事務所 ・ 会計法人 ・ その他（人件費等の負担割合）

8 守秘義務の遵守

【法38(秘密を守る義務)・法54(税理士の使用人等の秘密を守る義務)】

(1) 文書又はデータ管理に関するルール等の作成

有 ・ 無

(2) 文書管理責任者の設置

有

・ 無

(3) 会計法人の専属社員が同居している場合

PCデータも含め、確実に区分されているかどうか

有

・ 無

9 関与先数

※42条違反 (OB税理士等の場合)

【法42(業務の制限)・法52(税理士業務の制限)】

関与先届出書・顧問契約書綴り・業務処理簿・売掛帳等で確認する

関与先届出書・使用人報告書の作成手順の確認

関与先件数が、急激に増加又は減少した場合の有無、理由の確認

関与先数が大幅に増減している場合には、理由を記載する

※OB税理士等の場合、離職後1年以内に離職前の所掌案件に関与した事実の有無

調査日現在 件 (1 / 1 以降の増減 件)

<法人> 件 (内 42条 (離職1年以内の業務制限) 違反 件)

<個人> 件 (内 42条 (離職1年以内の業務制限) 違反 件)

※関与先が、給与関係を社会保険労務士に委嘱している場合、年末調整事務や法定調書合計表の作成を社会保険労務士任せにしているか?

関与先届出書・使用人報告書の作成手順

33条の2添付状況

<関与先数が大幅に増減した場合の理由>

10 税理士等による関与先への平均接触頻度

【法37(信用失墜行為の禁止)・法41の2(使用人等に対する監督義務)】

業務処理簿・業務日報(日誌)等で確認する

税理士として適正な税理士業務を提供しているか否かの確認

関与先への決算・申告内容の説明は税理士が行っているか確認する(行っていない場合は、必ず税理士が行うよう指導する)

接触状況(関与先への連絡や接触時の指導内容等)

税理士： 年 ・ 月 回程度

担当者： 年 ・ 月 回程度

11 署名の確認 【法33(署名の義務)、施規16(税務書類等への付記)】

事前準備の段階で関与先の申告書等についてサンプル調査を実施し、署名状況を確認しておく
署名は、何時、何処で、誰がどの様に行っているかを確認する

	どの時点で	何 処 で	誰がどの様に
署 名			
押 印 (必要書類のみ)			

※ e-Taxの場合は、送信までの流れ(電子署名用ICカードの管理)を確認

12 税理士等印鑑の保管状況 【法33(署名の義務)】

事務所名のゴム印・署名用の印章・社判等(保管状況を確認)

押印する印章の保管状況の確認

事務所に備え付けてある印章の使途の確認

	管 理 者	保管場所	管理方法等(施錠等状況)
署名用印章・社判等			
電子署名用ICカード パスワード			
その他()			

13 税理士本人の担当業務

【法37(信用失墜行為の禁止)・法41の2(使用人等に対する監督義務)】

税理士が行うべき業務をどの様に処理しているか、具体的に確認する

税理士自らが作成した書類の控え・使用人監督状況を確認する

税理士自らが担当している関与先があるか確認する

担当者事務チェック ・ 申告書の作成 ・ 業務請負全般 ・ その他

税理士の出勤（業務）状況が確認できる書類（予定表等） 有 ・ 無

14 税務代理（調査立会い等）及び税理士証票の提示

【法32(税理士証票の提示)・法37(信用失墜行為の禁止)・法41の2(使用人等に対する監督義務)】

事前に関与先にかかる調査の有無を確認し、立会い状況を確認する（税理士本人以外が立会いの場合、署側が税理士資格のない者に税務代理をさせていないことを確認）

税理士証票の提示を調査時に実施しているか確認する

本 人 【税理士証票の提示 全件・一部・破損あり・無・その他】

 （理由： ）

証票交換期限（R ）

交換期限を徒過した場合の理由

各担当者

そ の 他

15 税務相談

【法36(脱税相談等の禁止)・法37(信用失墜行為の禁止)・法41の2(使用人等に対する監督義務)】

業務処理簿・使用人の事務日誌等で確認する

税務相談には、誰が応じているか（一般的な相談は、税理士業務には該当しないことに留意する）

使用人が相談した場合の税理士への報告手段、方法の確認

本 人

各担当者（税理士への報告手段・方法及び回答方法）

16 所属税理士関係

【施規1の2(所属税理士の業務)】

直接受任業務を行う所属税理士を雇用している（過去に雇用した）開業税理士のみ記載する

(1) 開業税理士に関する事項

イ 所属税理士の直接受任業務に係る承諾

有 無

① 承諾方法 ☐ 書面 ☐ 左記以外 ()

② 承諾時期 ☐ 委嘱者毎にあらかじめ承諾 ☐ 左記以外 ()

・ 承諾継続中 (H・R 年 月 ~)

・ 過去に承諾 (H・R 年 月 ~ H・R 年 月)

③ 所属税理士と定めたその他の特記事項

有 無

ロ 所属税理士からの報告

① 所属税理士からの説明確認書面（写し）の提出

有 無

② 所属税理士からの業務終了等報告

有 無

ハ 守秘義務【法38(秘密を守る義務)】

① 書類保管場所の区分

有 無

② 使用する端末の区分

有 無

③ その他講じている措置

有 無

※直接受任業務を行っている(過去に行った)所属税理士のみ記載する

(2) 所属税理士に関する事項

イ 承諾書面の保管

有 無

ロ 委嘱者への説明

① 委嘱者に対する説明義務事項の説明

有 無

② 説明書面及び使用者承諾書面(写し)の委嘱者承諾書面(写し)の委嘱者交付

有 無

③ 説明書面における所属税理士の署名押印

有 無

④ 説明書面(写し)の保管

有 無

⑤ 説明確認書面の作成

有 無

⑥ 説明確認書面における委嘱者の署名押印

有 無

⑦ 説明確認書面(写し)の使用者提出

有 無

⑧ 説明確認書面の保管

有 無

17 事務所内見取図の作成

（別紙により作成：使用人の配席・コンピュータの配置場所等を表示）

18 コンピュータの種類等

コンピュータの導入・更新の時期、機種、メーカー、備付ソフトの種類等の確認

注文書・売買（リース）契約書等で確認する

設置場所（事務所内見取図に表示する）

コンピュータの機種（メーカー等）・導入の時期・更新の時期・備付ソフト

業務のICT化の状況を確認

有

無

・電子帳簿・電子申告・電子納税・テレワーク・Web会議・クラウド利用

19 関与先の帳簿書類の保管状況 【法37(信用失墜行為の禁止)】

帳簿書類の備付・保存義務は納税者にある（帳簿等の預り書等で確認）

法人税法第150条の2（帳簿書類の備付等）・所得税法第148条（青色申告者の帳簿書類）・所得税法第231の2（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

決算終了後の返還： していない（～年分） ・ している

（理由）

関与先申告書控えの保管： 有（保存年限） ・ 無

20 税理士業務処理簿の記載・備付（平成15年4月1日以降は、日税連の全国統一様式）

【法41(帳簿作成の義務)、施規19(税理士業務に関する帳簿の磁気ディスクによる調製方法)】

作成の目的：税理士が事案の全貌と経緯をたえず把握するため

作成期間：暦年

保存期間：閉鎖後（作成期間の末日）から5年

※ 東海税理士会報第575号(2008.11.1)「ウォッチング:税理士業務処理簿の作成について」

業務処理簿 T K C (OMS2000) や J D L (サイバー会計マネージャーBasic) は、システムで作成可能

有（保存期間：）

無（理由等）

<代替書類の記入事項（統一様式の記入事項と一致しているか）>

※ 東海税理士会綱紀監察規則第16条(帳簿作成の義務):会員は、委嘱された税理士業務に関して、連合会が定める標準形式に準拠する帳簿を作成し、保存しなければならない。

一覧番号	有 ・ 無	税務代理権限証書提出日	有 ・ 無
業務区分	有 ・ 無	担当税理士	有 ・ 無
業務処理状況 内容	有 ・ 無	氏名	有 ・ 無
処理及び年月日	有 ・ 無	備考	有 ・ 無
添付書面	有 ・ 無		

21 報酬金額の基準等【法37(信用失墜行為の禁止)】

請求書・領収書・売掛帳・預金通帳等で確認する

報酬の請求方法から受領までの手順の確認

現金領収がある場合、領収書（使用前後）の保管方法の確認

会計法人と税理士の報酬区分の正当性の確認

(1) 報酬金額

	<月額報酬>	<決算報酬>	<調査立会い報酬>
法人			
個人			
その他			

報酬金額が多額な関与先（報酬が多額となる業務内容の違いなど）

(2) 請求から受領までの手順

請求書の作成 → → 送達

決済方法

(3) 不正防止策（現金領収の場合の担当者及び集金後の処理（領収書等の管理）等）

22 会計帳簿の作成 【法37(信用失墜行為の禁止)】

入出金伝票・現金出納帳等で確認する

事業資金の出納管理、出納帳の記載等適正処理の検討

自らの申告における適正処理の確認（無申告の場合、理由を記載する）

＜作成している帳簿書類名＞

＜事務担当者＞ 本人 ・ 事務員等（ ・ 続柄 ）

＜出納管理者＞ 本人 ・ 事務員等（ ・ 続柄 ）

＜監査の方法＞

＜無申告の場合の理由＞

23 支部例会（税理士連絡協議会など）への出席状況

研修受講状況について、

【法39条の2(研修)】※年間36時間の研修受講の努力義務あり

＜出席していない理由＞

24 兼業の有無

有



税理士業務以外の事業：

無

関連する会計法人の状況等

業務委託契約書等で確認する。(関与先⇄税理士 / 関与先⇄会計法人 / 税理士⇄会計法人)

※ H7.12.7日税連網紀監察部より事務連絡(税理士が主宰する会計法人について)

<会計法人の設立理由>

<指揮監督権限（法人における税理士の地位）>

※「主宰税理士は、使用者責任上から、その使用人が当該法人の名で税理士業務を行うことのないよう監督しなければならない。」

<業務内容>

<会計法人の事務所の設置及び経費の負担割合（設備、備品関係の所有権の所在）>

※「原則として税理士事務所と同一場所とすべきである。同様の趣旨から、その法人の支店及び営業所は設置すべきでない。」

<関与先との業務（税理士業務・会計業務）の契約方法>

※「主宰会計法人は、あくまで税理士事務所の会計業務の下請機関であることを明確にする必要がある。従って、会計業務は主宰税理士が税理士業務と共に一括して契約したうえで、これを主宰会計法人へ委託する方式の採用を徹底すべきである。」

税理士一括契約方式 ・ 区分契約方式 ・ 会計法人一括契約方式

<使用人の雇用関係>

会計法人だけから給与を支給されている使用人は、税理士業務の補助はできない。
(税理士から給与が支給されていない＝税理士業務の補助をしていない(税理士の使用人に対する監督義務や税理士の使用人等の秘密を守る義務が課せられない))

25 犯罪収益移転防止法の遵守状況

(1) 顧客のために行う特定受任行為の代理等

宅地または建物の売買に関する行為または手続
会社等の設立または合併等に関する行為または手続
200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分
※租税、罰金、過料等の納付は除く。
※青年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理処分は除く
※任意後見契約の締結を除く

有 ・ 無

(2) 本人確認記録の作成・保存

個人

運転免許証・健康保険証・国民年金手帳・児童扶養手当証書・母子健康手帳
住民基本台帳カード（氏名・住居・生年月日の記載のあるもの）
旅券（パスポート）・外国人登録証明書
その他官公庁から発行された書類等で、氏名、住居、生年月日の記載のあるもの（顔写真のあるもの）

法人

登記事項証明書
印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）
その他官公庁から発行された書類等で、名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの

作成： 有 ・ 無 / 保存（7年）： 有 ・ 無

(3) 取引記録等の作成・保存

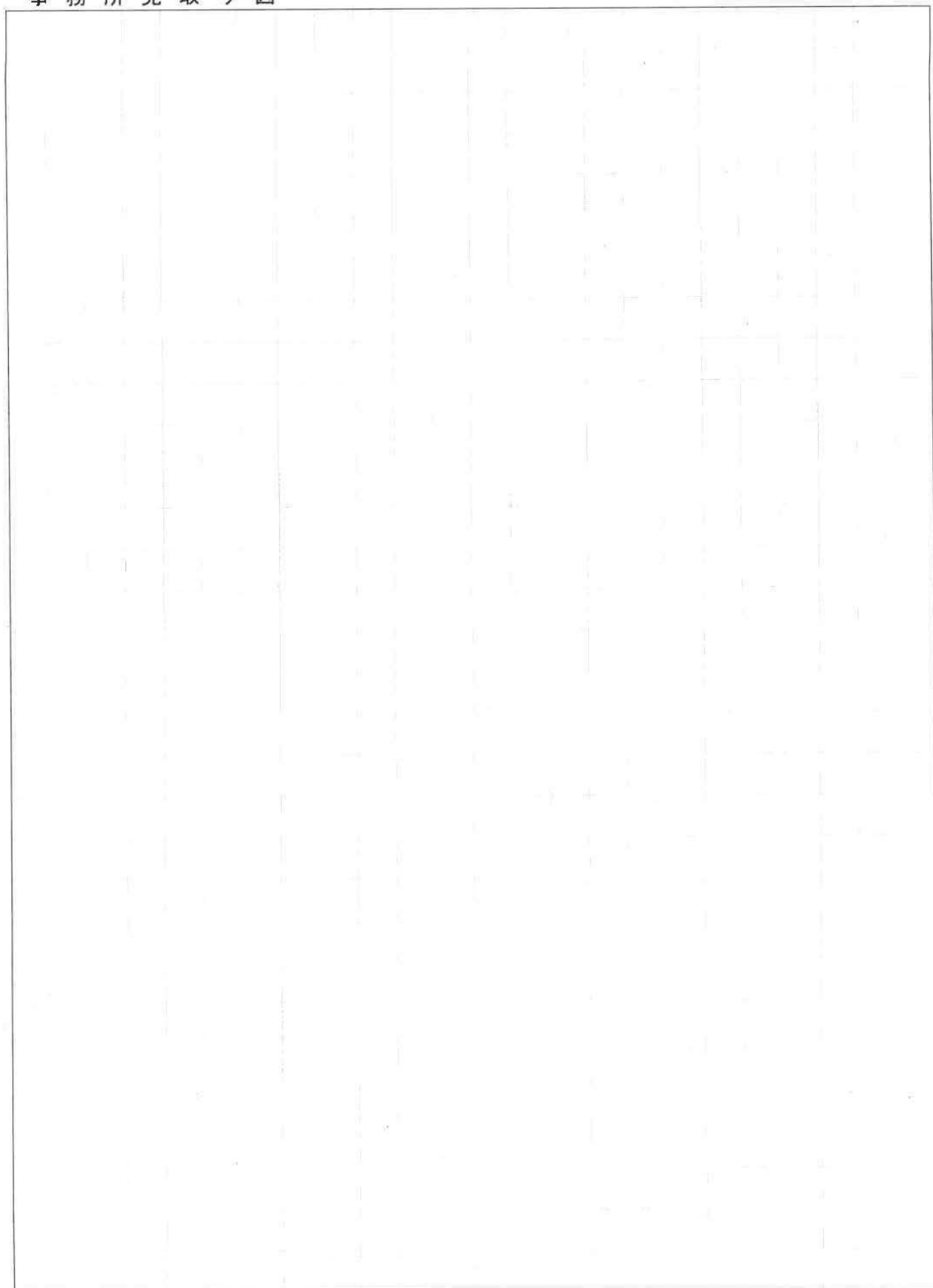
作成： 有 ・ 無 / 保存（7年）： 有 ・ 無

26 その他特記事項

次の事項について確認の上、記載する

- ①税理士事務所（会計法人含む）がHPを開設しているか
- ②書面添付の添付状況
- ③過去の指導事項の改善状況
- ④事務所内のインターネット接続環境の有無→（有の場合）HPの利用状況
- ⑤税理士業務の遂行に影響を及ぼすと認められる事項（例：税理士が病気で長期間入院していた等）
- ⑥相手からの意見要望等
- ⑦その他

事務所見取り図



実態確認メモ (令和 年 月 日実施)

税 理 士 法 人 名:

主たる事務所所在地:

(代 表 社 員 名)

従たる事務所所在地:

報酬のある公職就任状況:

そ の 他 参 考 事 項:

1 登録事項の確認

【法18(登録)・法20(変更登録)・法48の10(成立の届出等)・法48の13(定款の変更)、施規8(登録事項)】

事務所の看板・名刺・請求書等印刷物・定款(法人の場合)等で登録事項と確認する

一 致

不一致(変更事項)

2 登録地以外の事務所

【法40(事務所の設置)・法48の8(設立の手続)・基通40-1・基通40-2】

税理士法人は、従たる事務所の設置が可能であるが、定款へ絶対記載事項である

事務所とは、税理士業務の本拠をいう

登録地以外の事務所への看板の設置やHP及び契約書等への掲載・記載がないか確認する

有 ・ 無

<名 称>

<所在地>

<外部に対する表示等(H P も含む)>

無・有(看板・ビル内表示板・ドア・ポスト・その他 ())

表示名称 ()

<業務の内容>

<使用人の状況> 従事者 人(うち有資格者 人)

3 業務請負契約書の作成

【法30(税務代理の権限の明示)・法31(特別の委任を要する事項)、施規15(税務代理権限証書)】

顧問契約書通綴り・関与先別ファイル・代理権限証書(控)などで確認する

関与先との業務請負契約書の作成の有無を確認

会計法人を主宰する場合、法人・税理士・関与先相互間における業務委嘱契約は適切か?

有 (全件作成・一部作成)

無 【 委任状(税務代理権限証書) 有 ・ 無 】

4 使用人数

【法41の2(使用人等に対する監督義務)・法48の15(業務の執行方法)・法52(税理士業務の制限)】

出勤簿・給与台帳・業務分担表・組織図等で確認する(事務所内の配席図を作成)

使用人報告書との相違、給与台帳(一人別徴収簿)との整合性の確認

使用人数が大幅に増減している場合には、理由を記載する

男 人 (内 有資格者 人)

女 人 (内 有資格者 人)

※うち登録地以外の事務所 人

(1) 社員税理士等

【法48の12(社員の常駐)】

税理士法人の事務所には、その事務所の所在地を含む区域に設立されている税理士会の会員である社員を常駐させなければならない

氏 名	年 齢	性 別	区 分	登 録 事 務 所	常 駐	在 職 期 間	業務執行 状況	親 族
		男・女	社員 所属		有・無	自 年 月 日 至 年 月 日		
		男・女	社員 所属		有・無	自 年 月 日 至 年 月 日		
		男・女	社員 所属		有・無	自 年 月 日 至 年 月 日		
		男・女	社員 所属		有・無	自 年 月 日 至 年 月 日		
		男・女	社員 所属		有・無	自 年 月 日 至 年 月 日		
		男・女	社員 所属		有・無	自 年 月 日 至 年 月 日		

(2) 事務員等

氏 名	年 齢	性 別	担 当 事 務	所有する資格の状況等	親 族
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			
		男・女			

<使用人数が大幅に増減した場合の理由>

※ 社会保険労務士等、税理士資格では出来ない他の士業を使用人が有する資格で請負っていないか。

税理士法人が社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を行なうことができるのは、税理士法第2条第1項に規定する業務に付随して行う場合である。

税理士法人が付随業務として行うことができる社会保険労務士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務は、「租税債務の確定に必要な事務」の範囲内のものである。

社会保険労務士法第2条第1項第1号の2の業務（提出代行）及び同項第1号の3の業務（事務代理）は、付随業務ではない。

5 内部管理体制

(1) 内部規律規程等

有 (名称:) . 無

(2) 事務処理要領等の作成状況

有（名称：_____）。無

(3) 決裁等の記録

有 · 無

・指示、復命・報告、処理の方法

(4) 社員税理士相互間の牽制方法等

イ 社員税理士による会議等

有（名称： 年・月・週 回程度開催）・ 無

ロ その他社員税理士相互間のチェック方法

(5) 事務所間の連絡方法

(6) 個人番号の取扱規定等

有（名称：_____）・ 無

・安全管理措置の実施状況について、以下の項目を確認する。

①事務作業・担当者の確認 ②事務所のレイアウト等の確認

③情報システムの管理 ④担当者への教育・監督

・業務契約書の作成・見直し 有 ・ 無

6 使用人に対する規定

【法41の2(使用人等に対する監督義務)・48の16(税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)・54(税理士の使用人等の秘密を守る義務)】

使用人には、雇用関係の有無に関わらず、使用人と同様に税理士の支配関係が及ぶものすべての者(家族従業員等を含む)をいう

使用人等が税理士に関する法令に違反する行為を行わないよう監督義務がある

使用人の履歴書・服務規程(就業規則・服務規則)・業務の司令等命令簿・出勤簿等で確認する

(1) 服務規程等

有 ・ 無

- ・ 勤務を要する日 ~
- ・ 勤務時間 : ~ :
- ・ 休暇(規定) 有 (年間 日) ・ 無

(届出・管理方法等)

(2) 使用人監督のための書類(復命書・事務日誌の作成など)

有 ・ 無

- ・ 出勤簿(タイムカード)
- ・ 事務日誌
- ・ 出張事績簿

(3) 使用人を監督する体制整備

社員相互で使用人を監督する体制が整備されているか

有 ・ 無

内容:

(4) 対面以外の方法での使用人監査方法

有 ・ 無

- ・ 使用人等と委嘱者等とのウェブ会議への参加
- ・ システムログの確認
- ・ その他

(5) 使用人が税務書類を作成する場合の指導監督方法

監査等(事実確認できる書類は?) → → 消書 → 提出

(6) 使用人に対する研修状況 (改正税法・にせ税理士行為等)

事務所内

外部

(7) 親族の従事状況

給与台帳・業務日誌等で確認する (使用人と同様の権利義務が課されている)

(8) 給与の支払い状況

① 基本給・諸手当等の基準及び計算方法

基準額等の変更 有 (年 月) ・ 無

給与事務担当者 本人 ・ 事務員等 ()

② 基準から見て支給額が過大な者とその理由

③ 歩合制等の場合：対象者と理由 (使用人の立場を装ったにせ税理士行為の有無を確認)

7 使用人の源泉徴収 (税理士が会計法人を主宰している場合)

使用人の業務日誌・給与台帳等で確認する

税理士が会計法人を主宰している場合、使用人が従事する事務内容により、給与負担を税理士たる個人と会計法人で分担すべき場合が生じる

税理士事務所 ・ 会計法人 ・ その他 (人件費等の負担割合)

8 守秘義務の遵守

【法38(秘密を守る義務)・法54(税理士の使用人等の秘密を守る義務)】

(1) 文書又はデータ管理に関するルール等の作成

有

・ 無

(2) 文書管理責任者の設置

有

・ 無

(3) 会計法人の専属職員が同事務所に勤務している場合

PCデータも含め、確実に区分されているかどうか

有

・ 無

9 関与先数

※内42条違反 (OB税理士等の場合)

【法42(業務の制限)・法52(税理士業務の制限)】

関与先届出書・顧問契約書綴り・業務処理簿・売掛帳等で確認する

関与先届出書・使用人報告書の作成手順の確認

関与先件数が、急激に増加又は減少した場合の有無、理由の確認

関与先数が大幅に増減している場合には、理由を記載する

※OB税理士等が勤務している場合、離職後1年以内に離職前の所掌案件に関与した事実の有無

調査日現在	件	(1 / 1 以降の増減	件)
<法人>	件	(内 42条 (離職1年以内の業務制限) 違反	件)
<個人>	件	(内 42条 (離職1年以内の業務制限) 違反	件)

※関与先が、給与関係を社会保険労務士に委嘱している場合、年末調整事務や法定調書合計表の作成を社会保険労務士任せにしているか?

関与先届出書・使用人報告書の作成手順

<関与先数が大幅に増減した場合の理由>

10 代表社員税理士等による関与先への平均接触頻度

【法37(信用失墜行為の禁止)・法41の2(使用人等に対する監督義務)】

業務処理簿・業務日報(日誌)等で確認する

税理士として適正な税理士業務を提供しているか否かの確認

関与先への決算・申告内容の説明は税理士が行っているか確認する(行っていない場合は、必ず税理士が行うよう指導する)

接触状況(関与先への連絡や接触時の指導内容等)

代表社員税理士: 年 ・ 月 回程度

担当税理士：年・月 回程度

担当事務員等：年・月 回程度

11 署名の確認 【法33(署名の義務)、施規16(税務書類等への付記)】

事前準備の段階で関与先の申告書等についてサンプル調査を実施し、署名状況を確認しておく
署名は、何時、何処で、誰がどの様に行っているかを確認する

	どの時点で	何処で	誰がどの様に
署名			
押印 (必要書類のみ)			

※ e-Taxの場合は、送信までの流れ(電子署名用ICカードの管理)を確認

12 税理士等印鑑の保管状況 【法33(署名の義務)】

事務所名のゴム印・署名用の印章・社判等(保管状況を確認)

押印する印章の保管状況の確認

事務所に備え付けてある印章の用途の確認

	管理者	保管場所	管理方法等(施錠等状況)
署名用印章・社判等			
電子署名用ICカード			
その他()			

13 担当税理士の業務

【法37(信用失墜行為の禁止)・41の2(使用人等に対する監督義務)】

税理士が行うべき業務をどの様に処理しているか、具体的に確認する

税理士自らが作成した書類の控え・使用人監督状況を確認する

担当者事務チェック ・ 申告書の作成 ・ 業務請負全般 ・ その他

税理士の出勤(業務)状況が確認できる書類(予定表等) 有 ・ 無

14 税務代理（調査立会い等）及び税理士証票の提示

【法32（税理士証票の提示）・法37（信用失墜行為の禁止）・41の2（使用人等に対する監督義務）】

事前に関与先にかかる調査の有無を確認し、立会い状況を確認する（税理士本人以外が立会いの場合、署側が税理士資格のない者に税務代理をさせていないことを確認）

税理士証票の提示を調査時に実施しているか確認する

担当税理士【税理士証票の提示 全件・一部・無・その他】



（理由：

）

そ の 他

15 税務相談

【法36（脱税相談等の禁止）・37（信用失墜行為の禁止）・41の2（使用人等に対する監督義務）】

業務処理簿・使用人の事務日誌等で確認する

税務相談には、誰が応じているか（一般的な相談は、税理士業務には該当しないことに留意する）

使用人が相談した場合の税理士への報告手段、方法の確認

本 人

各担当者（税理士への報告手段・方法及び回答方法）

16 業務の範囲

【法48の5（業務の範囲）、施規21（業務の範囲）】

税務相談 ・ 税務代理 ・ 税務書類の作成

財務書類の作成【定款への記載 : 有 ・ 無】

会計帳簿の記帳代行【定款への記載 : 有 ・ 無】

その他（ ）【定款への記載 : 有 ・ 無】

法2②の業務その他これに準ずる業務か 是 ・ 非

17 社員税理士の競業

【法48の14（社員の競業の禁止）】

特に、会計業務を行う税理士法人の社員税理士が、自己や他の法人のために会計業務をおこなっていないか確認する

有 （氏名

業務内容

）

無

18 所属税理士関係

【施規1の2(所属税理士の業務)】

直接受任業務を行う所属税理士を雇用している（過去に雇用した）税理士法人のみ記載する

(1) 税理士法人に関する事項

イ 所属税理士の直接受任業務に係る承諾

有 無

① 承諾方法 ☐ 書面 ☐ 左記以外 ()

② 承諾時期 ☐ 委嘱者毎にあらかじめ承諾 ☐ 左記以外 ()

・ 承諾継続中 (H・R 年 月 ~)

・ 過去に承諾 (H・R 年 月 ~ H・R 年 月)

③ 所属税理士と定めたその他の特記事項

有 無

ロ 所属税理士からの報告

① 所属税理士からの説明確認書面（写し）の提出

有 無

② 所属税理士からの業務終了等報告

有 無

ハ 守秘義務【法38(秘密を守る義務)】

① 書類保管場所の区分

有 無

② 使用する端末の区分

有 無

③ その他講じている措置

有 無

※直接受任業務を行っている(過去に行った)所属税理士のみ記載する

(2) 所属税理士に関する事項

イ 承諾書面の保管

有 無

ロ 委嘱者への説明

① 委嘱者に対する説明義務事項の説明

有 無

② 説明書面及び使用者承諾書面(写し)の委嘱者承諾書面(写し)の委嘱者交付

有 無

③ 説明書面における所属税理士の署名押印

有 無

④ 説明書面(写し)の保管

有 無

⑤ 説明確認書面の作成

有 無

⑥ 説明確認書面における委嘱者の署名押印

有 無

⑦ 説明確認書面(写し)の使用者提出

有 無

⑧ 説明確認書面の保管

有 無

19 事務所内見取図の作成

(別紙により作成：使用人の配席・コンピュータの配置場所等を表示)

20 コンピュータの種類等

コンピュータの導入・更新の時期、機種、メーカー、備付ソフトの種類等の確認

注文書・売買（リース）契約書等で確認する

設置場所（事務所内見取図に表示する）

コンピュータの機種（メーカー等）・導入の時期・更新の時期・備付ソフト

業務のICT化の状況を確認

有

無

・電子帳簿・電子申告・電子納税・テレワーク・Web会議・クラウド利用

21 関与先の帳簿書類の保管状況 【法37(信用失墜行為の禁止)】

帳簿書類の備付・保存義務は納税者にある（帳簿等の預り書等で確認）

法人税法第150条の2（帳簿書類の備付等）・所得税法第148条（青色申告者の帳簿書類）・所得税法第231の2（事業所得等を有する者の帳簿書類の備付け等）

決算終了後の返還： していない（ ～ 年分） ・ している

（理由）

関与先申告書控えの保管： 有（保存年限 ） ・ 無

22 税理士業務処理簿の記載・備付（平成15年4月1日以降は、日税連の全国統一様式）

【法41(帳簿作成の義務)・48の16(税理士の権利及び義務等に関する規定の準用)、施規19(税理士業務に関する帳簿の磁気ディスクによる調製方法)】

税理士法人（従たる事務所の場合は当該事務所）として作成する

作成の目的：税理士が事案の全貌と経緯をたえず把握するため

作成期間：事業年度

保存期間：閉鎖後（作成期間の末日）から5年

※ 東海税理士会報第575号(2008.11.1)「ウォッチング：税理士業務処理簿の作成について」

業務処理簿 TKC（OMS2000）やJDL（サイバー会計マネージャーBasic）は、システムで作成可能

有（保存期間： ）

無（理由等）

<代替書類の記入事項（統一様式の記入事項と一致しているか）>

※ 東海税理士会綱紀監察規則第16条(帳簿作成の義務)：会員は、委嘱された税理士業務に関して、連合会が定める標準形式に準拠する帳簿を作成し、保存しなければならない。

一覧番号	有 ・ 無	税務代理権限証書提出日	有 ・ 無
業務区分	有 ・ 無	担当税理士 社員・所属	有 ・ 無
業務処理状況 内容	有 ・ 無	氏名	有 ・ 無
処理及び年月日	有 ・ 無	備考	有 ・ 無
添付書面	有 ・ 無		

23 報酬金額の基準等【法37(信用失墜行為の禁止)】

請求書・領収書・売掛帳・預金通帳等で確認する

報酬の請求方法から受領までの手順の確認

現金領収がある場合、領収書（使用前後）の保管方法の確認

会計法人と税理士の報酬区分の正当性の確認

(1) 報酬金額

<月額報酬>	<決算報酬>	<調査立会い報酬>
法人		
個人		
その他		

報酬金額が多額な関与先（報酬が多額となる業務内容の違いなど）

(2) 請求から受領までの手順

請求書の作成 → → 送達

決済方法

(3) 不正防止策（現金領収の場合の担当者及び集金後の処理（領収書等の管理）等）

24 会計帳簿の作成 【法37(信用失墜行為の禁止)】

入出金伝票・現金出納帳等で確認する

事業資金の出納管理、出納帳の記載等適正処理の検討

自らの申告における適正処理の確認（無申告の場合、理由を記載する）

＜作成している帳簿書類名＞

＜事務担当者＞ 代表社員 ・ 事務員等（ ・ 続柄 ）

＜出納管理者＞ 代表社員 ・ 事務員等（ ・ 続柄 ）

＜監査の方法＞

＜無申告の場合の理由＞

＜経営管理者＞ 代表社員 ・ その他の社員 ・ その他（ ）

＜人事管理者＞ 代表社員 ・ その他の社員 ・ その他（ ）

25 支部例会（税理士連絡協議会など）等への出席状況

研修受講状況について、

【法39条の2(研修)】※年間36時間の研修受講の努力義務あり

＜出席していない理由＞

26 関連する会計法人の状況等

業務委託契約書等で確認する。(関与先⇄税理士 / 関与先⇄会計法人 / 税理士⇄会計法人)

※ H7.12.7 日税連綱紀監察部より事務連絡(税理士が主宰する会計法人について)

<会計法人の設立理由>

<指揮監督権限(法人における税理士の地位)>

※「主宰税理士は、使用者責任上から、その使用人が当該法人の名で税理士業務を行うことのないよう監督しなければならない。」

<業務内容>

<会計法人の事務所の設置及び経費の負担割合(設備、備品関係の所有権の所在)>

※「原則として税理士事務所と同一場所とすべきである。同様の趣旨から、その法人の支店及び営業所は設置すべきでない。」

<関与先との業務(税理士業務・会計業務)の契約方法>

※「主宰会計法人は、あくまで税理士事務所の会計業務の下請機関であることを明確にする必要がある。従って、会計業務は主宰税理士が税理士業務と共に一括して契約したうえで、これを主宰会計法人へ委託する方式の採用を徹底すべきである。」

税理士一括契約方式 ・ 区分契約方式 ・ 会計法人一括契約方式

<使用人の雇用関係>

会計法人だけから給与を支給されている使用人は、税理士業務の補助はできない。
(税理士法人から給与が支給されていない＝税理士業務の補助をしていない(税理士の使用人に対する監督義務や税理士の使用人等の秘密を守る義務が課せられない))

27 犯罪収益移転防止法の遵守状況

(1) 顧客のために行う特定受任行為の代理等

宅地または建物の売買に関する行為または手続
会社等の設立または合併等に関する行為または手続
200万円を超える現金、預金、有価証券その他の財産の管理・処分
※租税、罰金、過料等の納付は除く。
※青年後見人等裁判所又は主務官庁により選任される者が職務として行う他人の財産の管理処分は除く
※任意後見契約の締結を除く

有 ・ 無

(2) 本人確認記録の作成・保存

個人

運転免許証・健康保険証・国民年金手帳・児童扶養手当証書・母子健康手帳
住民基本台帳カード（氏名・住居・生年月日の記載のあるもの）
旅券（パスポート）・外国人登録証明書
その他官公庁から発行された書類等で、氏名、住居、生年月日の記載のあるもの（顔写真のあるもの）

法人

登記事項証明書
印鑑登録証明書（名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの）
その他官公庁から発行された書類等で、名称、本店または主たる事務所の所在地の記載のあるもの

作成： 有 ・ 無 / 保存（7年）： 有 ・ 無

(3) 取引記録等の作成・保存

作成： 有 ・ 無 / 保存（7年）： 有 ・ 無

28 その他特記事項

次の事項について確認の上、記載する

- ①税理士法人（会計法人含む）がHPを開設しているか
- ②書面添付の添付状況
- ③過去の指導事項の改善状況
- ④事務所内のインターネット接続環境の有無→（有の場合）HPの利用状況
- ⑤税理士業務の遂行に影響を及ぼすと認められる事項（例：税理士が病気で長期間入院していた等）
- ⑥相手からの意見要望等
- ⑦その他

事務所見取り図



税理士法違反とならないために

～ 税理士の皆様へ ～

平素から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご協力をいただき誠にありがとうございます。

皆様は、税理士法第1条の公共的使命に基づいて、申告納税制度の円滑な運営に重要な役割を果たしておられます。

しかしながら、一部の税理士等の税理士法違反行為により、毎年、財務大臣による懲戒処分等が相当数行われております。

皆様が、税理士法違反とならないためには、税理士法の内容を正しく理解していただくことが必要です。

そこで、皆様が税理士法違反とならないよう、税理士法の内容を正しく理解していただくために、国税庁では、「税理士制度の Q & A」など、税理士法に関する情報をホームページに掲載しております。

どのような行為が税理士法違反に該当することとなるのか、具体的な事例を多数掲載していますので、是非一度ご確認くださいませようお願いいたします。

(参考1) 税理士法第1条(税理士の使命)

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

(参考2) 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の件数

会計年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数	43	22	21	13	38

国税庁ホームページ掲載の税理士法に関する情報

- ・ 税理士法
- ・ 税理士法基本通達
- ・ 税理士制度の Q & A
- ・ 税理士・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方 など

(平成27年3月31日以前にした不正行為に係る懲戒処分等に適用:財務省告示第104号)

(平成27年4月1日から令和5年3月31日までにした不正行為に係る懲戒処分等に適用:財務省告示第35号)

(令和5年4月1日以後にした不正行為に係る懲戒処分等に適用:財務省告示第49号)



国税局・税務署

裏面もご覧ください

懲戒処分の対象となる税理士法違反行為の具体事例

～ 税理士制度の Q&A(抜粋) ～

国税庁ホームページに掲載されている「税理士制度の Q&A」では、Q&A 形式により、以下のような具体的な事例を多数紹介し、説明していますので、是非一度ご確認くださいようお願いいたします。

◎ 故意に不真正の税務書類を作成した場合(税理士法第 45 条第 1 項該当)

税理士甲は、関与先乙の所得税及び消費税の確定申告に当たり、乙から自身には多額の借金があり税金を納めることができないので何とかしてほしい旨の依頼を受け、いずれ修正申告をしなければならないことを乙に説明した上で当年分に計上すべき売上金額であると認識しながらその売上金額を翌年分に計上することにより、所得金額等を不正に圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。(問6-13 事例6参照)

【解説】

税理士甲は、関与先からの依頼の有無に関わらず、当年分に計上すべき売上金額であることを認識しながら、自らその売上金額を当年分の申告から除外して申告書を作成したことから、「故意に真正の事実と反して税務書類の作成をした場合」に該当します。

【量定】

税理士の責任の問い得る不正所得金額等の額に応じて、6月以上2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止となります。

◎ 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れをした場合(税理士法第 37 条違反、第 46 条該当)

税理士甲は、自己の所得税及び消費税の確定申告に当たり、申告義務があることを認識していたにもかかわらず、関与先の増加に伴い業務多忙となったことや確定申告しても税金が還付となると見込まれたことを理由に、連年法定申告期限までに確定申告書を提出せずに多額の申告漏れ所得金額を生じさせた。

なお、甲は、過去にも連年法定申告期限までに確定申告書を提出していなかったため、税務署から申告書を提出するよう指導されていた。(問6-17 事例 12 参照)

【解説】

税理士甲は、「税務に関する専門家」であるにも関わらず、自己の所得金額等について連年無申告であり、その結果として多額の申告漏れ所得金額等を生じさせたことから、信用失墜行為(多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ)に該当します。

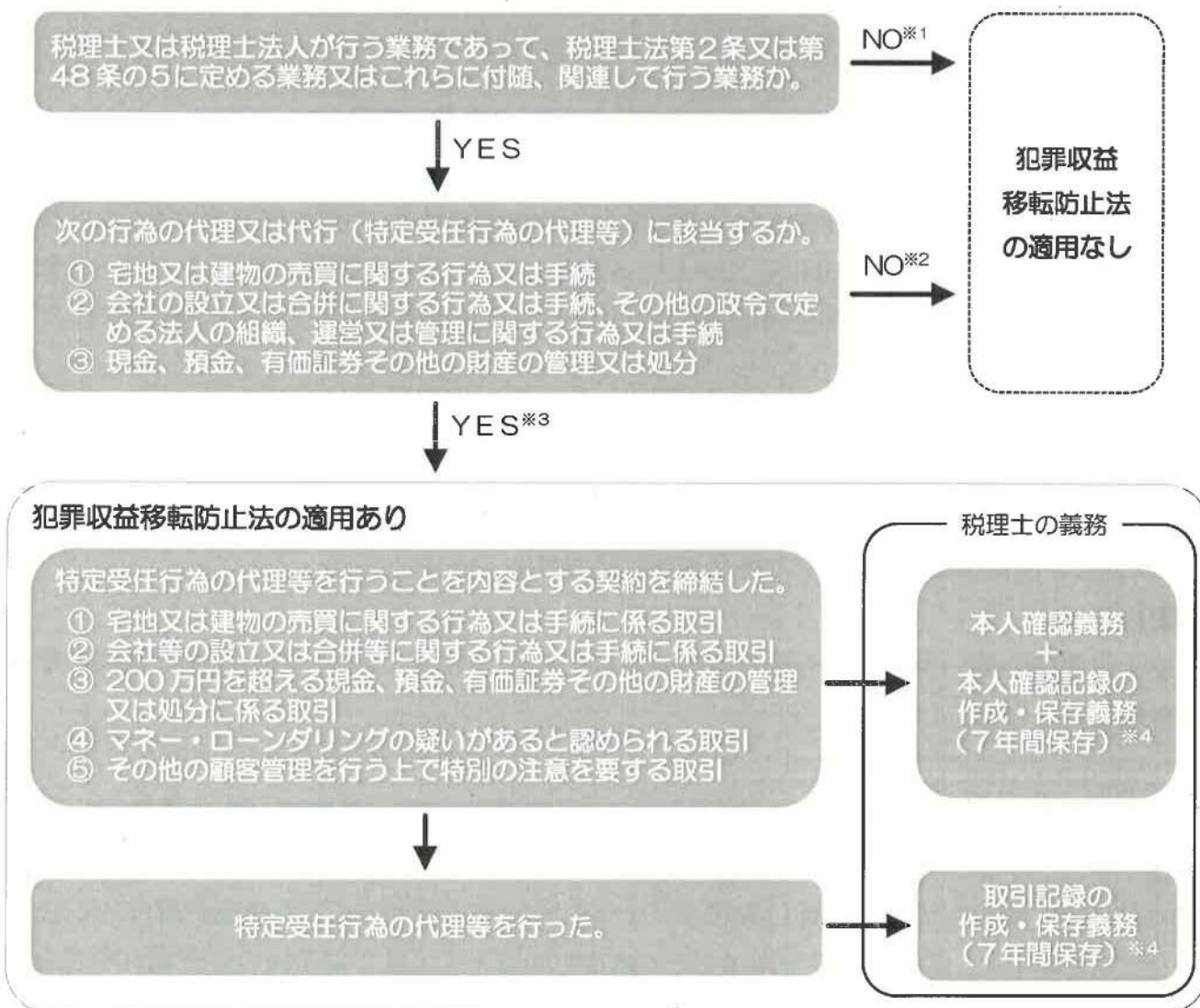
上記の無申告とは、申告義務があるにも関わらず、申告しなかった場合が該当します。したがって、還付申告であっても、所得税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第 11 号)による改正前の所得税法第 120 条(確定所得申告)の規定に該当するときは確定申告が必要となることに留意が必要です。

【量定】

申告漏れ所得金額等の額に応じて、戒告又は2年以内の税理士業務の停止となります。

犯罪収益移転防止法における税理士の責務

- 犯罪収益移転防止法により、税理士等には、税理士として行う特定の業務について、顧客の本人確認、本人確認記録の作成・保存、取引記録の作成・保存の義務が課せられています。
- 犯罪収益移転防止法の適用関係は以下のとおりです。

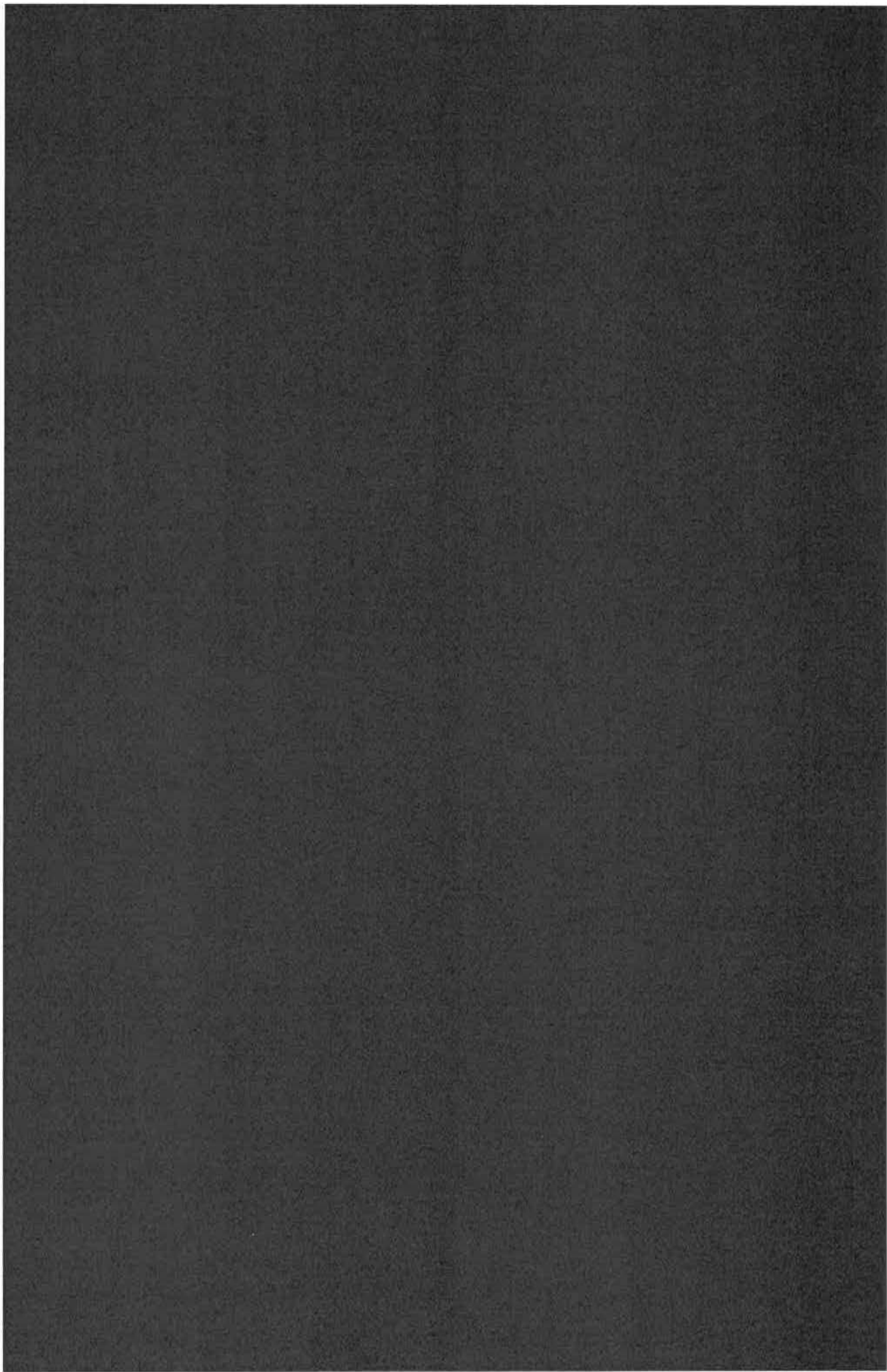


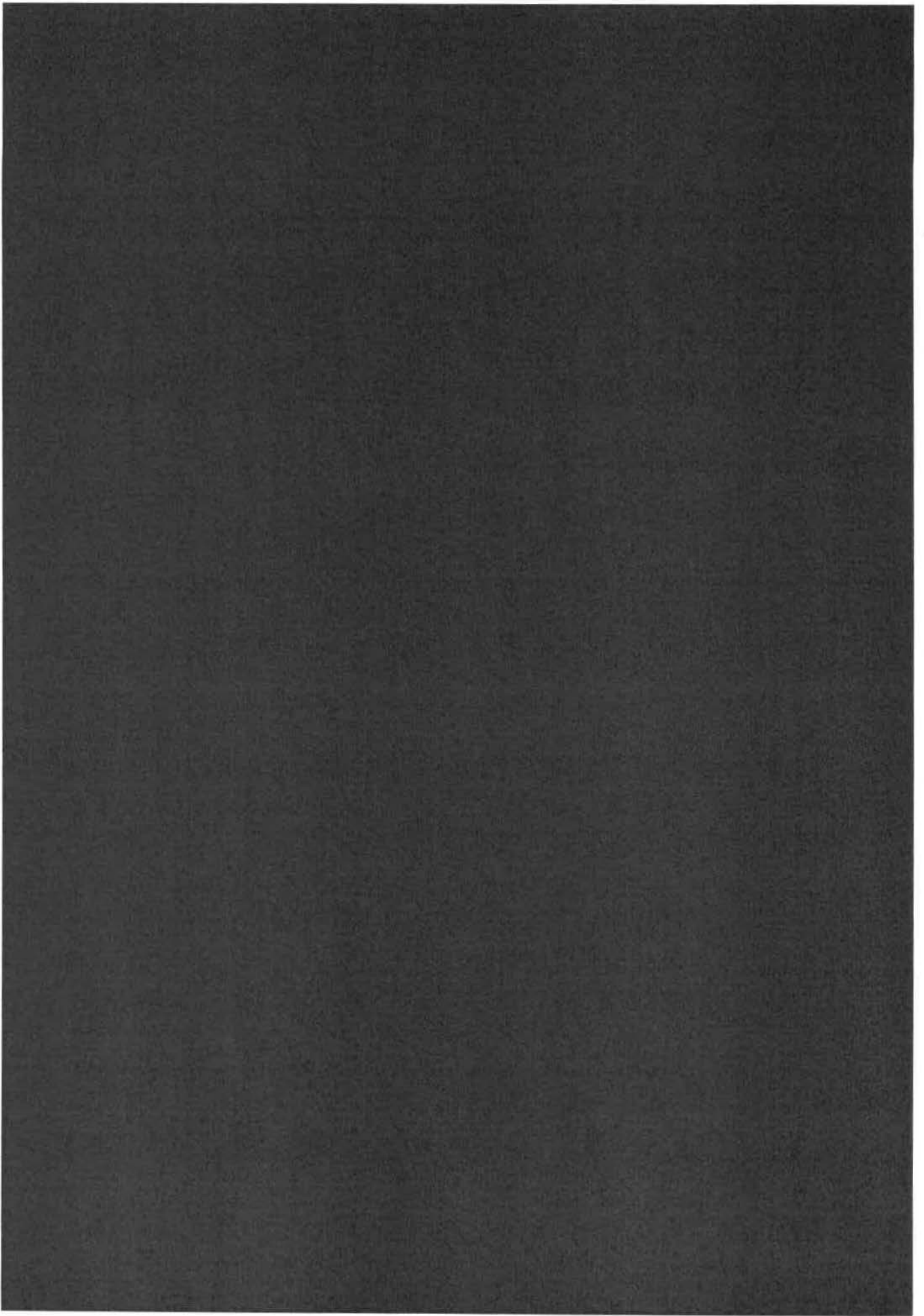
※1 ○ 税理士の立場と関係なく、私的に行う業務（例：自身が居住するマンションの管理組合が有する現金の管理）
○ 税理士業務の顧客ではない者のために行う業務（例：親族の相続財産の管理）

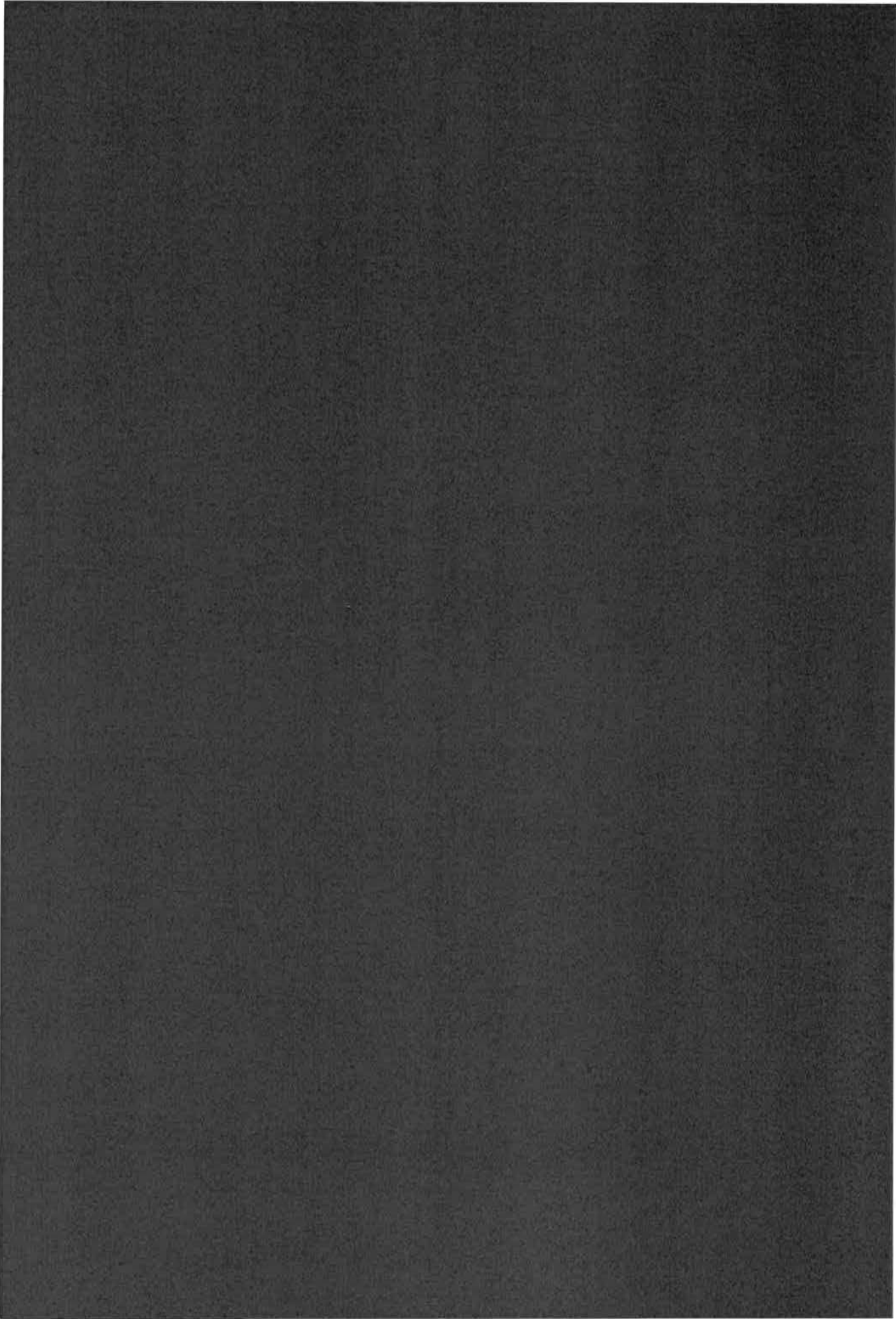
※2 ○ 政省令により除外されている業務
イ) 租税の納付についての代理・代行
ロ) 成年後見人としての業務
ハ) 財産の管理又は処分のうち、財産価額が200万円以下の取引
○ 特定受任行為の代理等に該当しない業務の例
イ) 顧客の代理又は代行ではない業務（例：税務相談のみを行う場合）
ロ) 法人の機関として行う業務（例：会計参与、取締役、監査役等として行う業務）

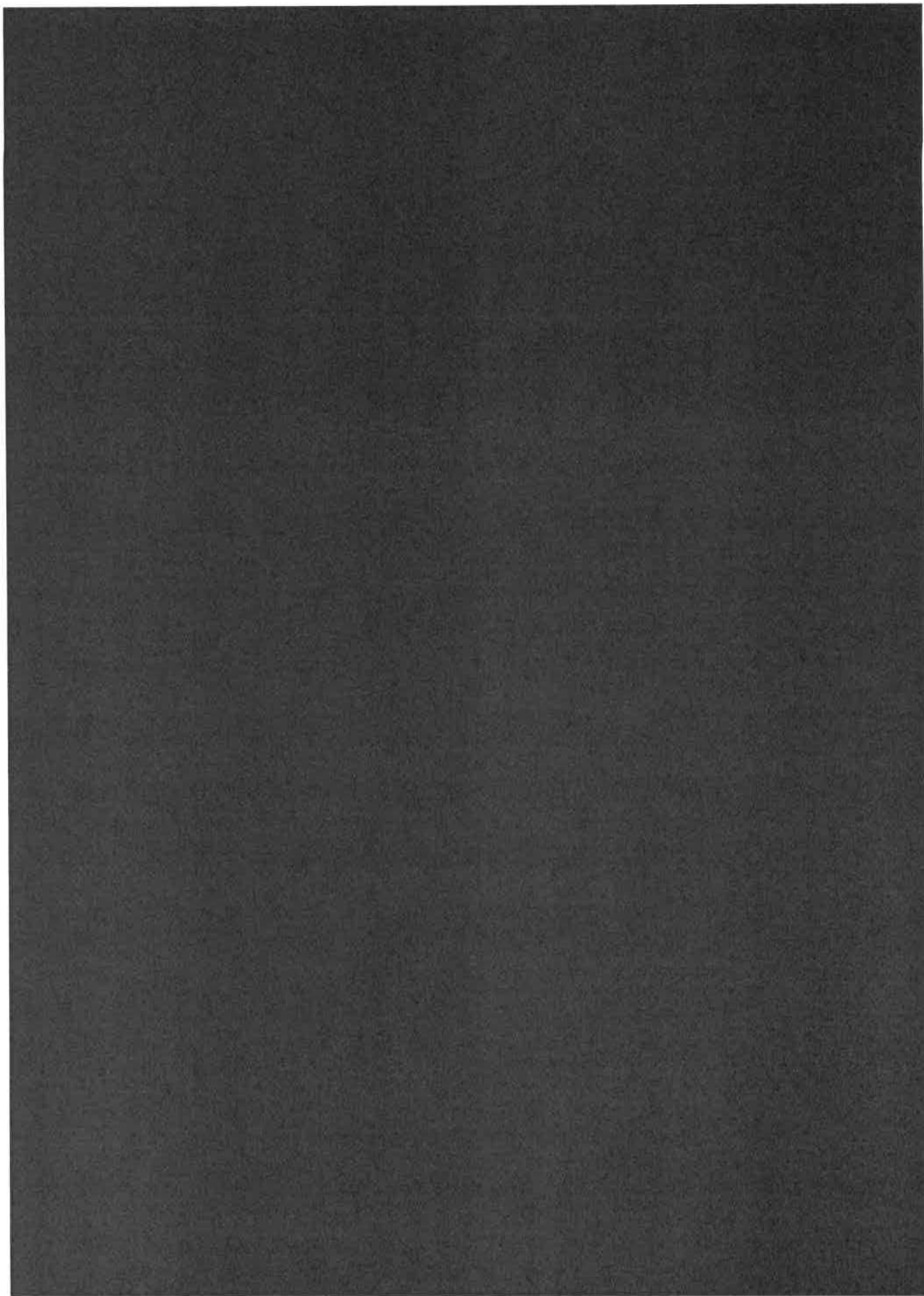
※3 ○ 特定受任行為の代理等に該当する業務の例
イ) 顧客に代理して行う不動産の売買
ロ) 会社の合併比率算定書の作成
ハ) 顧客の相続財産の管理

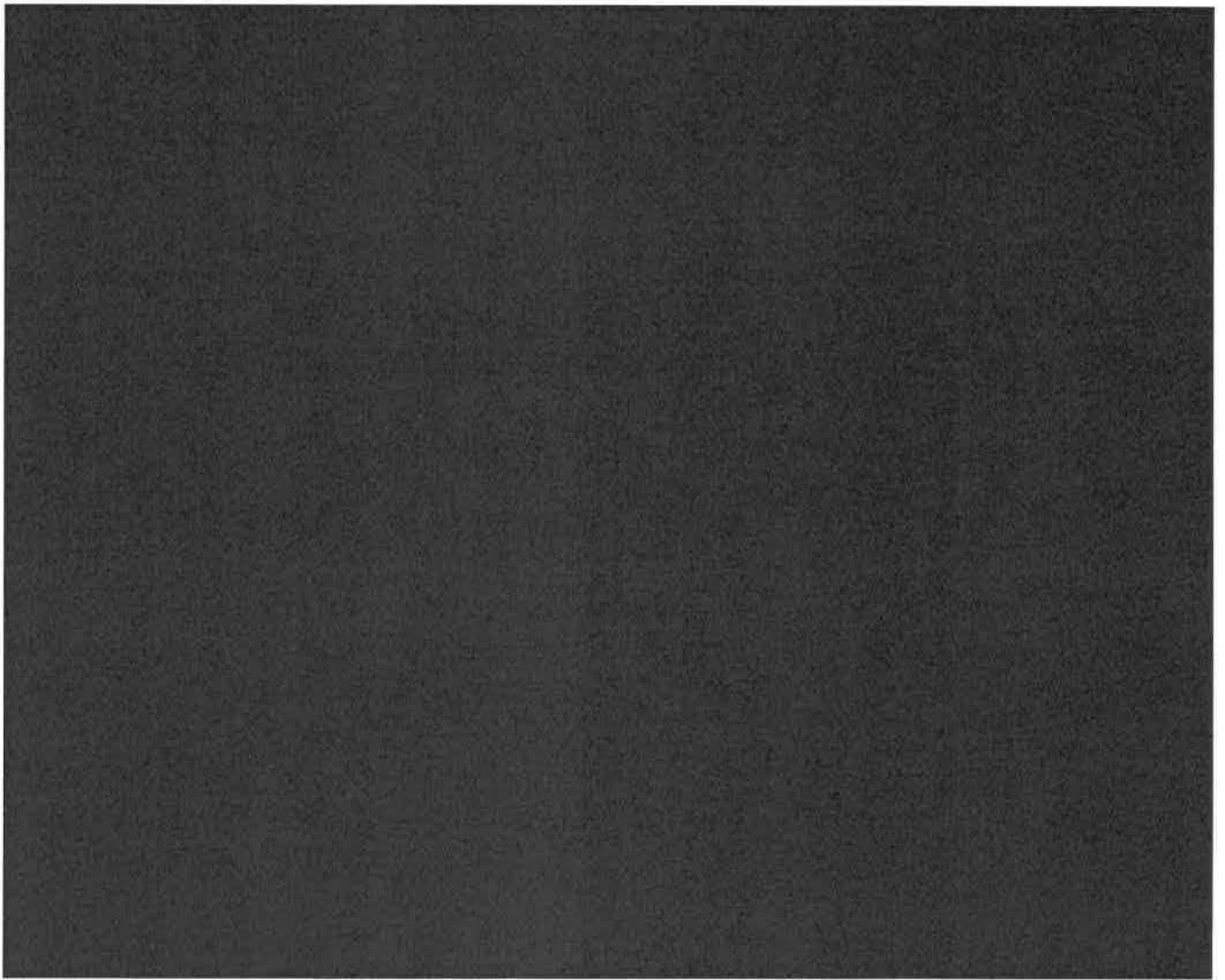
※4 記録を作成するための様式【ヒナ型】は、日本税理士会連合会ホームページ（会員専用ページ）に掲載

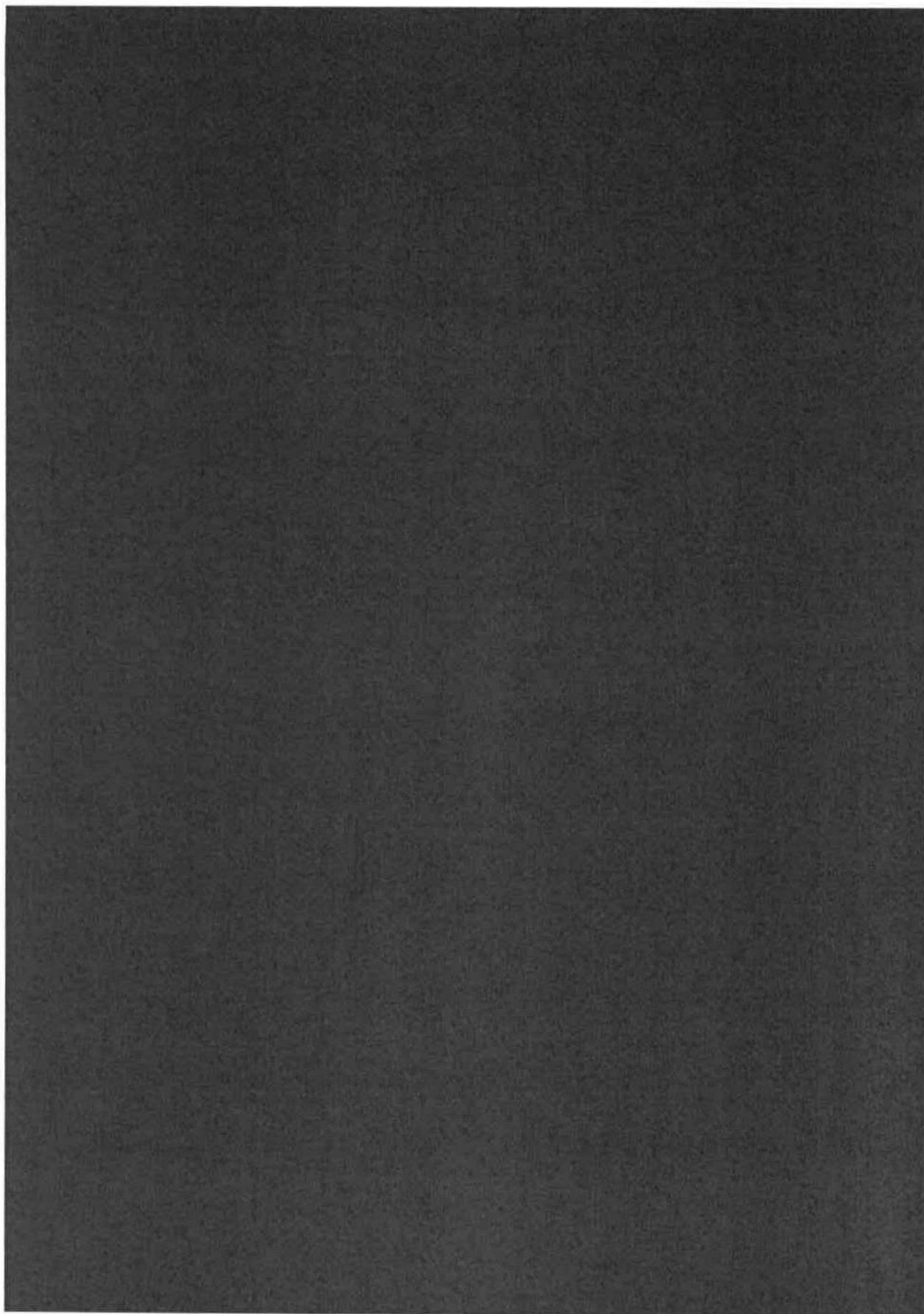












○署第○○号
令和○年○月○日

○○ ○○ 様

○○ 税務署長

連絡依頼について(依頼)

平素は、税務行政に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、あなたが税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）に基づき行っている業務内容について、税理士業務の適正な運営の確保のため、事務所に伺って確認したいと考えております。

つきましては、確認に伺う日程調整のため、令和○年○月○日(○)までに、下記担当者までご連絡していただきますよう、お願いします。

なお、下記担当者が不在の場合、こちらから再度連絡いたしますので、連絡先などを電話対応者にお伝えください。

※ 担当者に御連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

連絡先：○○税務署
(代) 00-0000-0000
内線0000(担当:○○)

この文書による連絡依頼の責任者は、表記の税務署長です。

○署第○○号
令和○年○月○日

○○ ○○ 様

○○ 税務署長

連絡依頼について(依頼)

平素は、税務行政に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、あなたが税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）に基づき行っている業務内容について、税理士業務の適正な運営の確保のため、事務所に伺って確認したいと考えております。

そのため、伺う日程を調整したく、本日、午○○時○○分頃にお伺いしましたが、ご不在のためお会いできませんでした。

つきましては、確認に伺う日程調整のため、令和○年○月○日(○)までに、下記担当者までご連絡していただきますよう、お願いします。

なお、下記担当者が不在の場合、こちらから再度連絡いたしますので、連絡先などを電話対応者にお伝えください。

※ 担当者に御連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

連絡先：○○税務署
代 00-0000-0000
内線0.0.0.0(担当：○○)

この文書による連絡依頼の責任者は、表記の税務署長です。

税理士法第 52 条違反行為の確認調査表（令和 年 月 日）

署				
確 認 対 象 者	氏名		生年月日	昭和 年 月 日生（ 歳）
	住所（納税地）			
	上記以外（ ☐ 住・ ☐ 事）			
	職業（屋号）			
確 認 内 容 等				

年 月 日

調査事績書（署用）

署（ 調査事案）		※支援又は署を記載			
決裁年月日	署 長	副署長	総務課長	税理士専門官	担当者
・	・	・	・	・	・
調査着手年月日		・	現在までの調査日数	日	
調 査 対 象 者	(税理士等番号：)		事務所等所在地		
	☐ 開業 ☐ 社員 ☐ 所属 ☐ 52条・ <u>命令</u> ☐ 税理士法人 ☐ 他 ()		上記以外 (☐ 住・ ☐ 事)		
	会 支部 所属				
非 違 等 の 概 要	【 非違の有無 : 有 (法第 条) ・ 無 】				
処 理 方 針	処理案				
	理由等				
事 案 税 理 士 等 調 査 検 討 会	開 催 日	出席者			
	・				
	(決定事項)				
処 理 て ん 末	【 処理年月日 : ・ ・ 】				
	税理士法違反行為等報告書の作成の有無		有 (記号番号) ・ 無		
整 理 欄	【 局連絡年月日 : ・ ・ 】				

○署第○○号
令和○年○月○日

○○ ○○ 様

○○ 税務署長

連絡依頼について(依頼)

平素は、税務行政に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、あなたが行っている業務内容について、税理士業務の適正な運営の確保のため、確認したいと考えております。

つきましては、日程調整のため、令和○年○月○日(○)までに、下記担当者までご連絡していただきますよう、お願いします。

なお、下記担当者が不在の場合、こちらから再度連絡いたしますので、連絡先などを電話対応者にお伝えください。

※ 担当者に御連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

連絡先：○○税務署
(代) 00-0000-0000
内線0000(担当：○○)

この文書による連絡依頼の責任者は、表記の税務署長です。

○署第○○号
令和○年○月○日

○○ ○○ 様

○○ 税務署長

連絡依頼について(依頼)

平素は、税務行政に格別の御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、あなたが行っている業務内容について、税理士業務の適正な運営の確保のため、確認したいと考えております。

そのため、日程を調整したく、本日、午○○時○○分頃にお伺いしましたが、ご不在のためお会いできませんでした。

つきましては、日程調整のため、令和○年○月○日(○)までに、下記担当者までご連絡していただきますよう、お願いします。

なお、下記担当者が不在の場合、こちらから再度連絡いたしますので、連絡先などを電話対応者にお伝えください。

※ 担当者に御連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。

連絡先：○○税務署
(代) 00-0000-0000
内線0000(担当：○○)

この文書による連絡依頼の責任者は、表記の税務署長です。

様式 4 - 7

調査事績書付表（調査経過記録書）

（調査対象税理士等：

）

復 命 事 項			指 示 事 項 等
年 月 日	方法・場所 (応接者)	調 査 事 項 ・ 応 接 状 況 等	〔 指示(確認)日・ 指示(確認)者 〕

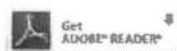
[ホーム](#) / [法令等](#) / [その他法令解釈に関する情報](#)

/ 「退職職員に対する税理士業務の制限について（税理士法第42条に関する運用上の留意事項）」の送付について（情報）

総務課情報	第2号	平成22年6月9日	国税庁 総務課
-------	-----	-----------	------------

「退職職員に対する税理士業務の制限について（税理士法第42条に関する運用上の留意事項）」の送付について（情報）

標題のことについては、税理士法第42条《業務の制限》に関する運用上の留意事項を別添（PDF/399KB）のとおり取りまとめたので、執務の参考とされたい。



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe Readerが必要です。Adobe Readerをお持ちでない方は、[Adobeのダウンロードサイト](#)からダウンロードしてください。

[このページの先頭へ](#)

[ホーム](#) / [法令等](#) / [その他法令解釈に関する情報](#)

/ 「退職職員に対する税理士業務の制限について（税理士法第42条に関する運用上の留意事項）」の送付について（情報）

税の情報・手続・用紙

- [税について調べる](#)
- [申告手続・用紙](#)
- [納税・納税証明書手続](#)
- [税理士に関する情報](#)
- [お酒に関する情報](#)
- [税の学習コーナー](#)

刊行物等

- [パンフレット・手引](#)
- [インターネット番組「Web-TAX-TV」](#)
- [出版物](#)
- [統計情報](#)
- [点字広報誌「私たちの税金」](#)

法令等

- [税法（e-Govの「e-Gov法令検索」へリンク）](#)
- [法令解釈通達](#)
- [その他法令解釈に関する情報](#)
- [事務運営指針](#)
- [国税庁告示](#)
- [文書回答事例](#)

(別添)

退職職員に対する税理士業務の制限について

(税理士法第 42 条に関する運用上の留意事項)

序 文

職員が退職時の地位や縁故を利用して退職後の顧客等の開拓を図るなどといったことは、税理士業界の秩序に少なからぬ混乱を招くほか、本人の在職中の公務の執行について社会一般から無用の疑念を持たれかねないこと、ひいては税務行政に対する国民、納税者の信頼を損ないかねないことから厳に慎むべき行為である。

この「総務課情報」は、上述の(元)公務員として当然に慎むべき行為とは別に、特に退職後に税理士となる者においては税理士法第42条《業務の制限》の規定についても十分に注意する必要があることを注意喚起し、当庁における運用上の取扱いを解説するものである。

目 次

	(頁)
1 制度の概要	1
2 法第 42 条の趣旨	2
3 法第 42 条の適用対象者	2
4 制限の対象となる税理士業務	2
5 税理士業務の制限期間	4
6 「離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件」について	4
7 社員税理士等に対する取扱い	5
8 国税庁長官の承認	5
9 法第 42 条の業務制限の基本的な範囲	7
○ 参考法令等	8

＜省略用語例＞

この情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等又は職名等を示す。

法	税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）
令	税理士法施行令（昭和 26 年政令第 216 号）
規	税理士法施行規則（昭和 26 年大蔵省令第 55 号）
通	税理士法基本通達（平成 14 年 3 月 26 日付官総 6－11 ほか 1 課共同）
告示	財務省告示第 104 号（平成 20 年 3 月 31 日）
局	国税局及び沖縄国税事務所
署	税務署
統括徴収官	統括国税徴収官
統括調査官	統括国税調査官

(業務の制限)

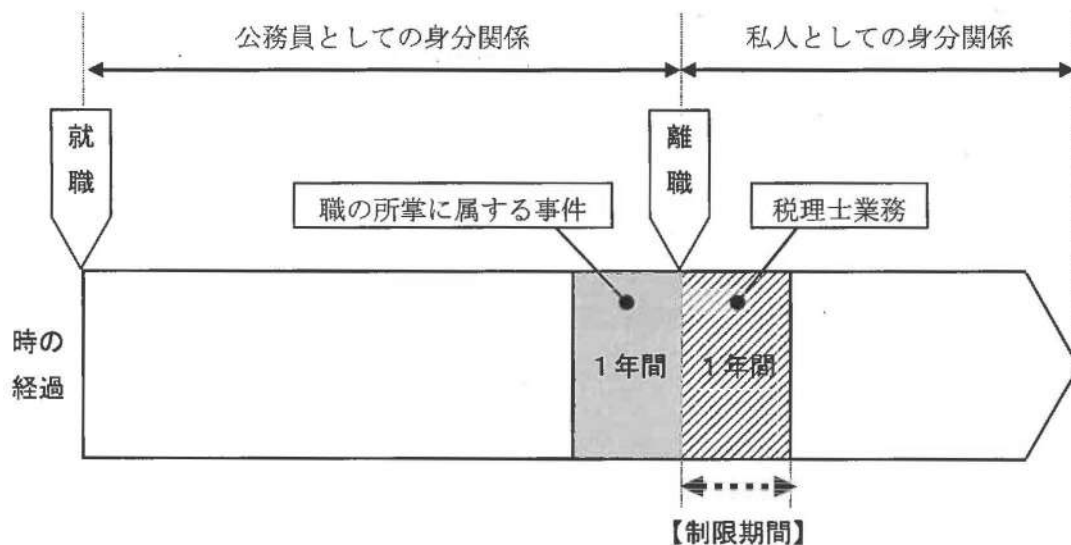
第42条 国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となつたものは、離職後1年間は、その離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件について税理士業務を行つてはならない。但し、国税庁長官の承認を受けた者については、この限りでない。

1 制度の概要

退職した税務職員（以下「退職職員」という。）が税理士となった場合には、法第42条《業務の制限》の規定により、離職前1年内の職の所掌に属すべき納税者に係る案件に対しては、離職後1年間について税理士業務（①税務代理、②税務書類の作成及び③税務相談）を行うことが制限されている。

なお、法第42条の違反者には、税理士法上の懲戒処分（①1年以内の税理士業務の停止又は②税理士業務の禁止）や、罰則規定（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）が適用される（法44、46、60一、告示Ⅱ・第1・2(6)）。

〔参考〕法第42条の適用関係図



2 法第 42 条の趣旨

税務職員を退職して税理士となった者が、退職時の地位縁故を利用して不当に業務の拡張を図るといったことがある場合には、税理士業界内部の秩序に少なからざる混乱を招くことが懸念されるほか、税務官公署（税関官署を除き、国税不服審判所を含む。以下同じ。）に在職中における公務の執行についてそれが公正に行われていたとしても、社会一般から無用の疑惑をもたれないとも限らない。

一方、税理士業務といえども、納税義務の適正な実現という観点からの制約は別として、やはり一の職業であるのであるから、厳正に公務を執行してきた退職職員に対して余りに厳しい制限を設けることは適当でない。

このような趣旨から、離職後 1 年間に限って税理士業務を制限することとされたものである。

なお、懲戒免職となった税務職員に対しては、税理士試験の免除要件を備えていても処分の日から 3 年間は税理士となる資格を有しないこととされている（法 4 八）。

3 法第 42 条の適用対象者

法第 42 条は、「国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となったもの」と規定していることから、国税庁、国税局（沖縄国税事務所を含む。）及び税務署の退職職員のほか、国税不服審判所（支部を含む。）及び税務大学校（地方研修所を含む。）の退職職員で税理士となった者も対象となる。

また、退職職員の退職時における地位に関係なく、再任用職員や一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成 12 年法律第 125 号）に基づき採用された任期付職員で退職して税理士となった退職職員も、法第 42 条の適用対象者に該当する。

なお、再任用職員にあつては、法第 42 条に規定する「離職前 1 年内」は、定年退職前ではなく、再任用終了前の 1 年間で判定する。

4 制限の対象となる税理士業務

税理士業務とは、租税に関し、法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる事務を行うことを業とする場合の当該事務（次の（1）から（3）に掲げる事務）をいう（法 2 ①）。この場合、「業とする」とは、同項各号に掲げる事務を反復継続して行い、又は反復継続して行ふ意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないものとする（通 2-1）。

なお、「租税」のうち、印紙税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、関税、とん税、特別とん税及び狩猟税、並びに地方税法に規定する法定外普通税及び法定外目的税は、税理士業務の範囲から除くものとされている（法 2 ①、令 1）。

（1）税務代理

「税務代理」とは、税務官公署に対する申告等につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行することをいう（法 2 ①一）。

なお、「税務代理」には、分納、納税の猶予等に関し税務官公署に対してする陳述につき、代理することが含まれる（通 2-3）。

- (注) 1 「申告等」とは、税務官公署に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除く。）をいう（法 2 ①一）。
- 2 「代理」とは、代理人の権限内において依頼人のためにすることを示して法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する事項を行うことをいい、同号に規定する「代行」には、事実の解明、陳述等の事実行為を含むものとする（通 2-4）。

（2）税務書類の作成

「税務書類の作成」とは、税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代わる電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう（法 2 ①二）。

- (注) 1 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう（法 2 ①二）。
- 2 「作成する」とは、申告書等を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれないものとする（通 2-5）。

（3）税務相談

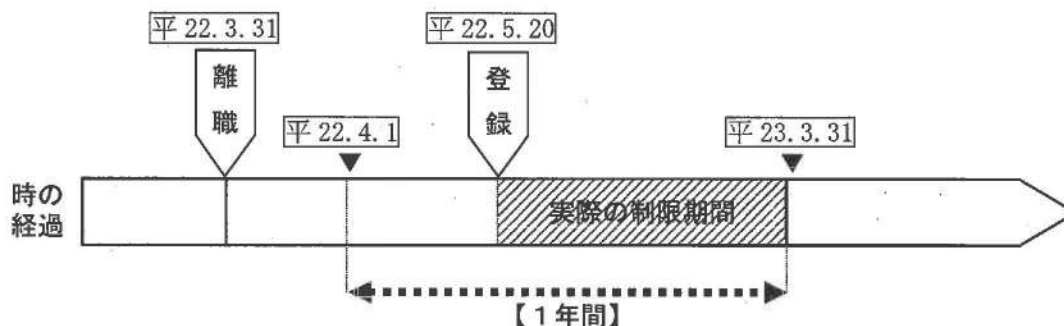
「税務相談」とは、税務官公署に対する申告等、上記（1）の主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることをいう（法 2 ①三）。

- (注) 1 「課税標準等」とは、国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 2 条第 6 号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう（法 2 ①三）。
- 2 「相談に応ずる」とは、法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する事項について、具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することをいうものとする（通 2-6）。

5 税理士業務の制限期間

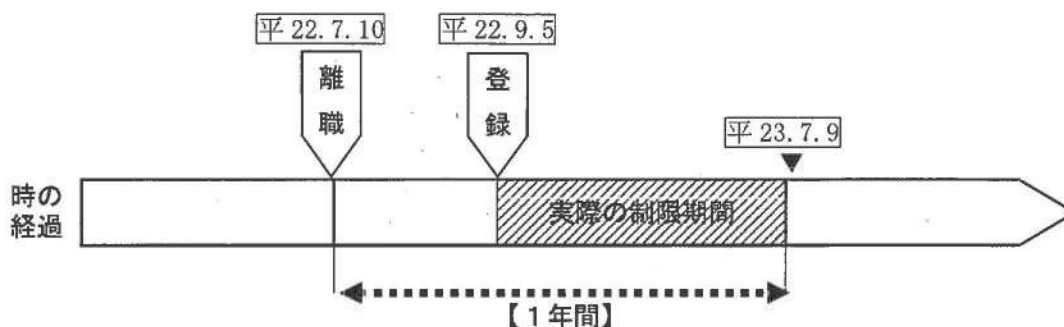
退職職員が税理士となった場合は、離職後1年間について税理士業務が制限されることとなるが（法42）、この「1年間」は定年退職であるか否かにより以下のように取り扱われる。

（1）平成22年3月31日に定年退職し、同年5月20日に税理士登録した場合



（注）平成22年3月31日の翌日から起算する。

（2）平成22年7月10日の定期異動期に退職し、同年9月5日に税理士登録した場合



（注）平成22年7月10日の午前零時から起算する。

6 「離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件」について

税理士業務が制限されるのは、「離職前1年以内に占めていた職の所掌に属すべき事件」に限られるのであるが、その判定に当たっては次のように取り扱われる。

（1）「職の所掌」の範囲

法第42条に規定する「職の所掌」の範囲は、財務省設置法等関係法令の定めるところによるものとし、また、分掌すべき事務が訓令等により定められている場合には、当該訓令等によって判断するものとする（通42-1）。

なお、具体的には、調査選定や進行管理など特定の事件について判断、指示又は決定等を行い得る権限の有無によって、「職の所掌」に属しているか否かを判定する。

(2)「所掌に属すべき」の意義

法第 42 条に規定する「所掌に属すべき」とは、事件が退職職員で税理士となった者の離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属していること、及び依頼があった時点において、当該職の所掌に属することとなることが客観的に高度の蓋然性をもってあらかじめ見込まれることをいうものとする（通 42-2）。

「離職前 1 年以内に占めていた職の所掌に属している」とは、例えば、退職職員で税理士となった者が、その離職前 1 年以内に調査を行った納税者から税理士業務の委嘱を受ける場合などが該当する。

また、「依頼があった時点において、当該職の所掌に属することとなることが客観的に高度の蓋然性をもってあらかじめ見込まれる」とは、例えば、署長を退職して税理士となった者が、その離職後 1 年の間に、退職した署の管内に転入することを予定している納税者から税理士業務の委嘱を受ける場合などが該当する。具体的には、次のような事実関係にある場合は、これに該当するものと考えられる。

《事実関係》

- ・平成 22 年 7 月 10 日 退職職員 A が、B 署署長を退職
- ・平成 22 年 9 月 5 日 退職職員 A が、税理士登録
- ・平成 23 年 2 月 1 日 納税者 C が、退職職員 A に確定申告書の作成を依頼
- ・平成 23 年 3 月 10 日 納税者 C が、B 署管内に建築した店舗兼自宅に転居

(3)「事件」の判定

法第 42 条に規定する「事件」とは、法第 2 条に規定する租税の課税標準等の調査（犯則取締り及び不服申立てを含む。）、徴収（不服申立てを含む。）及びこれらに準ずるものに関する案件をいうものとする（通 42-3）。

したがって、実務上は、退職職員の離職前 1 年以内において調査、徴収、審理事務等を実施する、又は実施するか否かといった選定に係る判断をする対象となり得る納税者に係る案件が、法第 42 条に規定する「事件」（以下「調査等案件」という。）に該当する。

なお、調査等案件に該当するか否かの判定は、納税者に係る案件ごとに行うものとし、年分や事業年度で行うものではないことに留意する。

7 社員税理士等に対する取扱い

法第 42 条の規定に抵触する事件については、①税理士法人に従事する社員税理士や補助税理士、又は②税理士事務所（開業税理士）に従事する補助税理士は、その従事する税理士法人又は開業税理士が依頼を受けた場合であっても、税理士業務を行うことはできない（通 42-5）。

8 国税庁長官の承認

次の①から③のいずれかに該当し、国税庁長官の承認を受けた退職職員は、税理士業務の制限が解除される（法 42 但書、通 42-4）。なお、この国税庁長官の承認を受けようとする者は、所定の申請書をその者が登録を受けた税理士事務所の所在地の所轄税務署長を経由して提出しなければならない（規 20）。

- ① 申請者の税理士事務所の所在する地方における税理士数が過少であること等の事情があり、納税者の便宜と税務行政の円滑な運営を図るために承認を与える必要があると認められる場合
- ② 申請者が離職前1年以内に勤務した税務官公署の所在地から遠隔の地に税理士事務所を設けたこと、申請者が離職前1年以内においてその税理士事務所の所在地を管轄する税務官公署において租税の課税標準等の調査、徴収等に関する事務に従事していた期間が短期間であったこと等の事情があり、申請者の在職中の地位、期間、経歴、品行等に照らして、申請者と個々の依頼者との間に不当な情実関係の生ずるおそれがないと認められる場合
- ③ ①及び②に掲げる場合のほか、具体的事情を総合的に勘案し、納税者の便宜を図るために承認を与えることが適当であり、かつ、承認を与えても特に弊害がないと認められる場合

(注) 昭和31年に法第42条の但書が設けられて以来、平成22年3月末までに国税庁長官の承認を受けた件数は6件であり、昭和51年以降承認事例はない。

9 法第 42 条の業務制限の基本的な範囲

	部門等	職名	調査等案件に係る納税者
署		署長	署所管の全納税者
		副署長	所掌事務に関する署所管の全納税者（※単独署の場合は、署所管の全納税者）
	総務課	全職員	なし（※総務課制署を除く。）
	管理運営部門	第 1 部門の統括徴収官	延納・物納事務に関する署所管の全納税者
		上記以外の統括徴収官	延納・物納事務に関する署所管の納税者のうち所属する部門において所掌している納税者
		上記以外の職員	自己が担当した納税者
	徴収部門	第 1 部門の統括徴収官	徴収部門において所掌している署所管の全納税者
		上記以外の統括徴収官	所属する部門において所掌している納税者
		上記以外の職員	自己が担当した納税者
	個人課税部門	第 1 部門の統括調査官	署所管の全個人納税者
		上記以外の統括調査官	所属する部門において所掌している納税者
		上記以外の職員	自己が担当した納税者
	法人課税部門	第 1 部門の統括調査官	署所管の全法人納税者
		上記以外の統括調査官	所属する部門において所掌している納税者
		上記以外の職員	自己が担当した納税者
	資産課税部門	第 1 部門の統括調査官	資産課税部門において所掌している署所管の全納税者
		上記以外の統括調査官	所属する部門において所掌している納税者
		上記以外の職員	自己が担当した納税者
局		局長	局所管の全納税者
	総務部	全職員	なし
	上記以外の各部	部長（次長）	所掌事務に関する局所管の全納税者
		課長（統括調査官等）	所属する課（部門）において所掌している納税者
		上記以外の職員	自己が担当した納税者

- （注） 1 「総務課制署」とは、総務課長が総務事務に加えて管理運営事務及び徴収事務の管理・監督を行う署をいう。総務課制署の総務課職員は、調査等案件に係る納税者について管理運営部門及び徴収部門の職員と同様の取扱いとなる。
- 2 「上記以外の統括徴収官」及び「上記以外の統括調査官」には、当該部門に所属するこれらに準ずる職のほか、特別国税徴収官及び特別国税調査官が含まれる。
- 3 「自己が担当した納税者」には、自己が直接担当した納税者のほか、自己が指導や支援を行った調査等案件に係る納税者及び部門連携調査等で自己が参画した調査等案件に係る納税者などが含まれる。
- 4 局における「調査等案件に係る納税者」には、資料調査課の案件など、局において調査事務を実施した署所管の納税者及び調査を実施するか否かを判断した署所管の納税者が含まれる。

○ 税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）（抄）

（税理士の業務）

第 2 条 税理士は、他人の求めに応じ、租税（印紙税、登録免許税、関税、法定外普通税（地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 13 条の 3 第 4 項に規定する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税をいう。）、法定外目的税（同項に規定する法定外目的税をいう。）その他の政令で定めるものを除く。以下同じ。）に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 税務代理（税務官公署（税関官署を除くものとし、国税不服審判所を含むものとする。以下同じ。）に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て（これらに準ずるものとして政令で定める行為を含むものとし、酒税法（昭和 28 年法律第 6 号）第 2 章の規定に係る申告、申請及び不服申立てを除くものとする。以下「申告等」という。）につき、又は当該申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（次号の税務書類の作成にとどまるものを除く。）をいう。）
 - 二 税務書類の作成（税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第 34 条において同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）で財務省令で定めるもの（以下「申告書等」という。）を作成することをいう。）
 - 三 税務相談（税務官公署に対する申告等、第 1 号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法（昭和 37 年法律第 66 号）第 2 条第 6 号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいう。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずることをいう。）
- 2 税理士は、前項に規定する業務（以下「税理士業務」という。）のほか、税理士の名称を用いて、他人の求めに応じ、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を業として行うことができる。ただし、他の法律においてその事務を業として行うことが制限されている事項については、この限りでない。
- 3 前 2 項の規定は、税理士が他の税理士又は税理士法人（第 48 条の 2 に規定する税理士法人をいう。次章、第 4 章及び第 5 章において同じ。）の補助者としてこれらの項の業務に従事することを妨げない。

（欠格条項）

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条の規定にかかわらず、税理士となる資格を有しない。

一～七 （省略）

八 国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）、国会職員法（昭和 22 年法律第 85 号）又は地方

公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分を受けた日から 3 年を経過しない者
九～十 （省略）

（懲戒の種類）

第 44 条 税理士に対する懲戒処分は、左の 3 種とする。

- 一 戒告
- 二 1 年以内の税理士業務の停止
- 三 税理士業務の禁止

（一般の懲戒）

第 46 条 財務大臣は、前条の規定に該当する場合を除くほか、税理士が、第 33 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又はこの法律若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、第 44 条に規定する懲戒処分をすることができる。

第 60 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 42 条の規定に違反した者
- 二 第 43 条の規定に違反した者
- 三 第 45 条若しくは第 46 条又は第 48 条の 20 第 1 項の規定による税理士業務の停止の処分を受けた場合において、その処分に違反して税理士業務を行つた者

○ 税理士法施行令（昭和 26 年政令第 216 号）（抄）

（税理士業務の対象としない租税）

第 1 条 税理士法（以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する政令で定める租税は、印紙税、登録免許税、自動車重量税、電源開発促進税、関税、とん税、特別とん税及び狩猟税並びに法定外普通税（法第 2 条第 1 項に規定する法定外普通税をいい、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 1 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 3 項若しくは第 5 条第 3 項の規定又は同法第 734 条第 5 項の規定によつて課する普通税を含む。）及び法定外目的税（法第 2 条第 1 項に規定する法定外目的税をいい、地方税法第 1 条第 2 項において準用する同法第 4 条第 6 項若しくは第 5 条第 7 項の規定又は同法第 735 条第 2 項の規定によつて課する目的税を含む。）とする。

（申告等）

第 1 条の 2 法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する政令で定める行為は、租税（前条に規定する租税を除く。）に関する法令又は行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）の規定に基づく届出、報告、申出、申立てその他これらに準ずる行為とする。

(会計に関する事務)

第1条の3 法第3条第1項及び第5条第1項第1号ニに規定する政令で定める会計に関する事務は、貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて計理する会計に関する事務（特別の判断を要しない機械的事務を除く。）とする。

○ 税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）（抄）

(申告書等)

第1条 税理士法（昭和26年法律第237号。以下「法」という。）第2条第1項第2号に規定する財務省令で定める書類（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）は、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書その他これらに準ずる書類とする。

(登録事項)

第8条 法第18条に規定する財務省令で定めるところにより登録を受けなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

一 (省略)

二 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める事項

イ (省略)

ロ 法第2条第3項の規定により税理士又は税理士法人の補助者として常時同項に規定する業務に従事する者（第16条及び第18条において「補助税理士」という。）となる場合 その従事する税理士事務所の名称及び所在地又は税理士法人の名称及び所属事務所の所在地

ハ (省略)

三 (省略)

(業務制限に関する承認申請)

第20条 法第42条ただし書の規定による国税庁長官の承認を受けようとする者は、その旨並びにその者が離職前1年以内に占めていた職の所掌に属する事務及び離職の事由を記載した申請書を、その者が登録を受けた税理士事務所又は税理士法人の所属事務所の所在地を管轄する税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

○ 税理士法基本通達（平成14年3月26日付官総6-11ほか1課共同）（抄）

(税理士業務)

2-1 税理士法（以下「法」という。）第2条に規定する「税理士業務」とは、同条第1項各号に掲げる事務を行うことを業とする場合の当該事務をいうものとする。この場合において、「業と

する」とは、同項各号に掲げる事務を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないものとし、国税又は地方税に関する行政事務に従事する者がその事務を遂行するために必要な限度においてこれらの事務を行う場合には、これに該当しないものとする。

(税理士業務の対象としない租税に関する事務)

- 2-2 法第2条第1項本文かっこ書及び税理士法施行令（以下「令」という。）第1条の規定により税理士業務の対象としない租税に関する事務は、法第2条第2項及び税理士法施行規則（以下「規則」という。）第21条に規定する財務に関する事務に含まれることに留意する。

(納税等に係る税務代理)

- 2-3 法第2条第1項第1号に規定する「税務代理」には、分納、納税の猶予等に関し税務官公署に対してする陳述につき、代理することを含むものとする。

(代理代行)

- 2-4 法第2条第1項第1号に規定する「代理」とは、代理人の権限内において依頼人のためにすることを示して同号に規定する事項を行うことをいい、同号に規定する「代行」には、事実の解明、陳述等の事実行為を含むものとする。

(税務書類の作成)

- 2-5 法第2条第1項第2号に規定する「作成する」とは、同号に規定する書類を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれないものとする。

(税務相談)

- 2-6 法第2条第1項第3号に規定する「相談に応ずる」とは、同号に規定する事項について、具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することをいうものとする。

(税理士又は税理士法人の補助者)

- 2-7 法第2条第3項に規定する「補助者」とは、規則第8条第2号ロに規定する補助税理士をいうものとする。

(補助者の行う税理士業務)

- 2-8 法第2条第3項に規定する「補助者」は、従事する税理士又は税理士法人が委嘱を受けた事案について、自らの名において税理士業務を行うことができることに留意する。

(税理士としての登録)

- 18-1 税理士となる資格を有する者が、税理士となるには、社員税理士（税理士法人の社員である税理士をいう。以下同じ。）、補助税理士又は開業税理士（社員税理士及び補助税理士以外の税理士をいう。）のいずれか一の税理士として登録する必要があることに留意する。

(職の所掌)

42-1 法第 42 条に規定する「職の所掌」の範囲は、財務省設置法等関係法令又は地方公共団体の条例等の定めるところによるものとする。

(注) 分掌すべき事務が、訓令等により定められている場合には、当該訓令等によるものとする。

(所掌に属すべき)

42-2 法第 42 条に規定する「所掌に属すべき」とは、事件が国税又は地方税に関する行政事務に従事していた国又は地方公共団体の公務員で税理士となった者の離職前 1 年内に占めていた職の所掌に属していること、及び依頼があった時点において、当該職の所掌に属することとなることが客観的に高度の蓋然性をもってあらかじめ見込まれることをいう。

(事件)

42-3 法第 42 条に規定する「事件」とは、法第 2 条に規定する租税の課税標準等の調査（犯則取締り及び不服申立てを含む。）、徴収（不服申立てを含む。）及びこれらに準ずるものに関する案件をいうものとする。

(国税庁長官の承認基準)

42-4 法第 42 条ただし書に規定する「国税庁長官の承認」は、次のいずれか一に該当するときに行うものとする。

- (1) 申請者の税理士事務所の所在する地方における税理士数が過少であること等の事情があり、納税者の便宜と税務行政の円滑な運営を図るために承認を与える必要があると認められる場合
- (2) 申請者が離職前 1 年内に勤務した税務官公署の所在地から遠隔の地に税理士事務所を設けたこと、申請者が離職前 1 年内においてその税理士事務所の所在地を管轄する税務官公署において租税の課税標準等の調査、徴収等に関する事務に従事していた期間が短期間であったこと等の事情があり、申請者の在職中の地位、期間、経歴、品行等に照らして、申請者と個々の依頼者との間に不当な情実関係の生ずるおそれがないと認められる場合
- (3) (1)及び(2)に掲げる場合のほか、具体的事情を総合的に勘案し、納税者の便宜を図るために承認を与えることが適当であり、かつ、承認を与えても特に弊害がないと認められる場合

(社員税理士等に対する業務の制限)

42-5 社員税理士又は補助税理士は、法第 42 条の規定に抵触する事件については、従事する税理士法人又は税理士が依頼を受けた場合であっても、税理士業務を行うことはできないことに留意する。

○ 財務省告示第 104 号（平成 20 年 3 月 31 日）（抄）

税理士法（昭和 26 年法律第 237 号）第 45 条及び第 46 条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分並びに第 48 条の 20 の規定に基づく税理士法人に対する処分に当たっての考え方を次のとおり公表する。

I 総則 （省略）

II 量定の考え方

第 1 税理士に対する量定

税理士に対する懲戒処分の量定は、次に定めるところによるものとする。

1 （省略）

2 税理士が法第 46 条（一般の懲戒）の規定に該当する行為をしたときの量定の判断要素及び量定の範囲は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げるところによる。

（6）法第 42 条（業務の制限）の規定に違反したとき。

違反行為に係る関与件数等に応じて、

1 年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止

執務参考資料

税理士事務 文例集等

令和 6 年 8 月

名古屋国税局 総務課

目 次

1 はじめに.....	1
2 注意文書文例集.....	2
(1) 実態確認.....	2
イ 信用失墜行為の禁止（税理士法第 37 条）.....	2
ロ 非税理士に対する名義貸しの禁止（税理士法第 37 条の 2）.....	3
ハ 秘密を守る義務（税理士法第 38 条）.....	3
ニ 事務所の設置（税理士法第 40 条）.....	3
ホ 帳簿作成の義務（税理士法第 41 条）.....	4
ヘ 使用人等に対する監督義務（税理士法第 41 条の 2）.....	4
(2) 確認調査.....	6
3 その他文例集.....	7
(1) 業務改善書（文例）.....	7
(2) 誓約書（文例）.....	8
【様式集】.....	10
税理士法人に対する注意文書（案）.....	10
にせ税理士に対する注意文書（案）.....	11
受領書（税理士法人）.....	12
受領書（税理士・にせ税理士）.....	13
業務改善書（参考）.....	14
誓約書（参考）.....	15

1 はじめに

この文例集は、実態確認の際に税理士法違反が認められるも、懲戒処分に至らない場合や軽微な違反で改善が認められる場合、確認調査において告発に至らない場合に、注意文書を交付又は口頭注意をする際の参考資料として活用することを目的に作成しました。

なお、本資料において、実態確認で指摘する全ての事項を網羅して記載することができないため、「2 注意書文例集」の「(1) 実態確認」については、過去に実態確認の際に交付した注意書を基に、指摘事項が多い事例を抜粋して掲載しています。

そのため、文例集を使用する際には、複数の指摘事項がある場合には、組み合わせて文書を作成するなど、実際の指摘事項に合わせて適宜内容を変更し、注意書を交付する相手が内容を理解できるような注意文を作成してください。

おって、業務改善書や申立書については、税理士やにせ税理士が過去に提出したものから抜粋していますので、執務の参考としてください。

注1) 文中の●●、○○、▲▲、◆◆、××の表示は氏名又は名称、住所、年分や数字を示していますので、交付する際には変更して使用してください。

注2) 指摘事項によりこの部分を変更してください。

The diagram illustrates the process of customizing a notice template. It starts with a '定型' (Standard) template at the top, which includes a header with a company name (■■■■ 株式会社), a title '定 型' (Standard), a recipient name (〇〇 税理士長), and a subject '税理士法抵触行為に関する注意' (Notice regarding tax accountant law violation). A large orange arrow points from this template to a customized version below. The customized version has a red header with the text '注意の内容により変更' (Change according to the content of the notice) and '文例集等活用' (Use examples etc.). The body of the customized notice contains specific details about a violation, such as 'あなたは、依頼された申告書の提出を遅れ、あるいは期限後申告を繰り返して開示が認められず、税理士の業務に支障を及ぼしたことが認められます。' (You have delayed the submission of the requested tax return, or repeatedly submitted it after the deadline, which is not allowed for disclosure, causing interference with the tax accountant's business, which is recognized.) and 'この事実、税理士法第...条、第...条の規定に抵触しますので、厳重に注意します。' (This fact, according to Article... of the Tax Accountant Law, Article... of the... regulations, constitutes a violation, so we pay serious attention to it.) The footer of the customized notice states 'なお、今後は、税理士法及び租税に関する法令を遵守し、かかる行為の再発防止に万全を期すよう勧告します。' (Furthermore, we advise you to comply with laws and regulations related to tax accountants and taxes, and to take all measures to prevent the recurrence of such behavior.) The bottom of the customized notice is also labeled '定型' (Standard).

2 注意文書文例集

(1) 実態確認

イ 信用失墜行為の禁止（税理士法第 37 条）

【文例 1－1 関与先の期限後申告等】

あなたは、依頼された申告書の提出を怠り、あるいは期限後申告を繰り返して関与先の青色申告が取消しされたことで関与先に被害を与え、税理士の信用又は品位を著しく害した事実が認められます。

この事実は、税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

【文例 1－2 関与先の期限後申告・書類の返却】

あなたは、税理士業務を受託した●●●●（△市△・・）他、●件の確定申告書を申告期限までに提出していない事実が認められます。

また、納税者から預かった帳簿、証ひょう類等を適正に保管しておらず、長期にわたり返却していません。

これらの事実は、税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

【文例 1－3 自身の無申告（所得税）】

あなたは、自己の令和×年から令和×年までの所得税等の確定申告書を申告期限までに所轄税務署に提出していない事実が認められます。

この事実は、税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

【文例 1－4 自身の無申告（法人税）】

あなたは、自己が主宰する法人である株式会社〇〇（△市△・）の令和××年×月期から令和××年×月期に係る法人税等の確定申告書を申告期限までに所轄税務署に提出していない事実が認められます。

この事実は、税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

【文例 1－5 自身の過少申告等】

あなたは、自己の令和×年分から令和×年分までの所得税等の確定申告に当たって、個人的な支出を必要経費に算入するなどして、所得を過少に申告した事実が認められます。

この事実は、税理士法第 37 条（信用失墜行為の禁止）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

ロ 非税理士に対する名義貸しの禁止（税理士法第 37 条の 2）

【文例 2－1 名義貸し】

あなたは、●●●●（△市△・・）が作成した税務書類に署名をするなど、税理士でない同人が税理士業務を行うために税理士の名義を貸した事実が認められます。

この事実は、税理士法第 37 条の 2（非税理士に対する名義貸しの禁止）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

ハ 秘密を守る義務（税理士法第 38 条）

【文例 3－1 守秘義務（保管場所）】

あなたは、顧問先の申告書控え等税務書類の一部を、施錠のできない倉庫や事務員の自宅に保管している事実が認められます。

この事実は、税理士法第 38 条（秘密を守る義務）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

【文例 3－2 守秘義務（会計法人）】

あなたは、あなたが主宰する会計法人に対し、会計業務を委託していますが、税理士事務所のパソコン内のフォルダに格納されたデータを会計法人の事務員が閲覧可能である事実が認められます。

この事実は、税理士法第 38 条（秘密を守る義務）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

ニ 事務所の設置（税理士法第 40 条）

【文例 4－1 事務所の設置】

あなたは、事務員である●●●●に登録事務所以外の（△市△・）にて事務を行わせていますが、その場所は、看板を設置し、外部に対する表示を行っていることから、税理士業務を行うための事務所と認められるとともに、当該事務員に対する監督を怠っていると認められます。

これらの事実は、税理士法第 40 条「事務所の設置」及び第 41 条の 2「使用人等に対する監督義務」の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

ホ 帳簿作成の義務（税理士法第 41 条）

【文例 5－1 業務処理簿（非作成）】

あなたは、あなたの税理士業務に関する帳簿の作成及び保管をしていない事実が認められます。

このことは、税理士法第 41 条（帳簿作成の義務）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

【文例 5－2 業務処理簿（不十分）】

あなたは、あなたの税理士業務に関する帳簿の作成について、税務書類の作成のみ記載をし、税務相談などの記載をしていない事実が認められます。

このことは、税理士法第 41 条（帳簿作成の義務）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

ヘ 使用人等に対する監督義務（税理士法第 41 条の 2）

【文例 6－1 業務指示不十分】

あなたは、あなたの税理士事務所の事務員である●●●●●に対し、明確な業務指示をしておらず、●●●●●からあなたに対し業務報告がなされておらず、当該事務員に対する監督を怠っていた結果、誤った申告書を提出し、関与先に過少申告加算税が賦課された事実が認められます。

この事実は、税理士法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

【文例 6－2 使用人等まかせ】

あなたは、関与先である有限会社〇〇（△市△・・・）ほか〇〇社（人）の税務相談及び税務書類の作成などの税理士行為を、明確な業務指示をせず、事務員である〇〇〇〇へ全て任せた結果、関与先の申告書の提出が期限後になった事実が認められました。

税理士としての業務及び事務員に対する監督を怠っていたこれらの事実は、税理士法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務規定）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

【文例 6－2 使用人による不正加担①】

貴税理士法人の事務員であった●●●●●は、関与先の源泉所得税の計算について、関与先からの依頼に基づき、給与の分散を行い、不正に源泉所得税を減少させていた事実が認められます。

貴税理士法人において事務員に対する監督を怠り、これらの行為を防止

できなかったことは、税理士法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

【文例 6－3 使用人による不正加担②】

貴税理士法人の事務員であった●●●●は、関与先の令和×年×月×日から令和×年×月×日までの課税期間分の消費税等の確定申告について、売買契約書の日付を改ざんして、架空の課税仕入れを計上するなど、不正に消費税等の還付を受けさせていた事実が認められます。

貴税理士法人において事務員に対する監督を怠り、これらの行為を防止できなかったことは、税理士法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）の規定に抵触しますので、厳重に注意します。

(2) 確認調査

【文例8-1 従業員の申告書作成】

あなたは、税理士でないにもかかわらず、貴社の従業員である●●●●、◆◆◆◆及び▲▲▲▲の令和×年分の所得税等の確定申告書（税理士法第2条（税理士の業務）第1項に規定する税務書類）の作成を行っていた事実が認められます。

このことは、同法第52条（税理士業務の制限）に抵触しますので、厳重に注意します。

【文例8-2 知人の税務書類の作成】

あなたは、税理士でないにもかかわらず、知人である●●●●（△市△・・）に従業員の年末調整の仕方について相談され、令和×年から令和×年の間、その求めに応じ、税理士法第2条（税理士の業務）第1項に規定する税務書類の作成をした事実が認められます。

このことは、税理士法第52条（税理士業務の制限）に抵触しますので、厳重に注意します。

【文例8-3 申告書の作成】

あなたは、税理士でないにもかかわらず、株式会社●●（△市△・・）ほか×社及び◆◆◆◆（△市△・・）ほか×名の確定申告書等、税理士法第2条（税理士の業務）第1項に規定する税務書類の作成を行っていた事実が認められます。

このことは、税理士法第52条（税理士業務の制限）に抵触しますので、厳重に注意します。

3 その他文例集

(1) 業務改善書（文例）

【参考1 自己申告漏れと業務処理簿不作成】

私は、自己申告漏れにより、税理士法第37条に規定する税理士の信用又は品位を害する行為をしました。

また、税理士法第41条に規定する、税理士業務に関する帳簿の作成を行っておらず、加えて、税理士法第41条の2に規定する、事務員等に対する監督義務につきましても、必要な内部管理体制を整備せず、日々の従事状況の監督及び指導を怠っておりました。

今後は、二度とこのような事がないように、自らの業務を税理士法の規定に基づき実施するよう、次のとおり改善いたします。

- 1 自己申告漏れとならないよう××を確実に行います。
- 2 税理士業務処理簿等の作成・保存を確実に行います。
- 3 事務員等の業務内容について、業務日報を作成させるとともに、業務内容のチェックを行うことで、事務員等の従事業務の監督及び指導を確実に行います。

【参考2 不真正税務書類の作成】

私は、関与先である株式会社〇〇の法人税申告書を作成するに当たり、貸倒事実の根拠となる書類等の確認を怠り、真正の事実と反する法人税等確定申告書を作成した事実について、貴署総務課職員から税理士法に抵触するとの指摘を受けました。

今後は、このようなことがないよう、税理士として関与先に対する適切な税務指導、証拠書類の確実な確認等を行い、関与先の申告が適正にできるようにいたします。

【参考3 守秘義務等】

今回の実態確認で指摘を受けました以下の点について、早急に改善を図ります。

- ・会計法人と税理士事務所のデータを同一のサーバーで共有していたこと
- ・事務員が作成する業務報告書が一部未作成であったこと

《今後の改善策》

- ・会計法人と税理士事務所のサーバーを別にし、それぞれがアクセスできないような措置をとる。
- ・顧問先数が多いため、事務員を管理する税理士の採用を早急に進める。
- ・事務員が作成する業務報告書と、スケジュールと突合し、作成漏れを防止する。

【参考4 その他】

- ・業務処理簿について、税務書類作成以外の税務調査の立ち合いや、税務相談の内容も記載します。
- ・税理士会定例会等の出席をするように努めます。
- ・認証カードやパスワードについて、事務所内の鍵がかかる場所に保管し、私の知らないところで事務員が使用できないよう適切に管理します。
- ・事務員が事務員の自宅に開与先の資料を保管しないよう指導及び管理を徹底します。

(2) 誓約書（文例）

【参考1 従業員の申告書作成】

私は、当社の従業員である〇〇、●●及び◎◎3名分の令和×年分の年末調整を誤ったため、令和×年分の所得税等の確定申告書を作成し、各人の所轄の税務署に郵送で送付し提出しました。

今回、△△税務署の総務課の方から指摘があるまで、確定申告書の作成が税理士法違反になる行為であると認識せずに作成しておりました。

今後は、他人の税務書類の作成など、税理士法違反となる行為は一切行いません。

また、私が確定申告書を提出した3名には、私は税理士ではないため税務書類が作成できないので、年末調整に誤りがあった場合には自分で確定申告をする必要があることを説明し、今後、税理士法違反が再発しないようにします。

【参考2 知人の税務書類の作成】

私は、知人である〇〇に従業員の年末調整の仕方が分からないと相談されたため、令和×年×月から令和×年×月の間、源泉徴収票等の年末調整関係書類の作成をしました。

今回、△△税務署の総務課の方から指摘があるまで、年末調整関係書類の作成が税理士法違反になる行為であると認識せずに作成しておりました。

今後は、今回の指摘を〇〇に説明し二度と引き受けないとともに、税理士法違反となる行為は一切行いません。

【参考3 税理士事務所事務員】

私は、令和×年分ないし令和×年分の所得税等の確定申告について、税理士でないにもかかわらず、自身の確定申告書以外に次表の×名のものについて確定申告書を作成し、差出人を〇〇として、レターパックにて〇〇税務署へ提出しました。

【所得税及び復興所得税の確定申告書を作成した者】

氏 名	住 所	関 係	令和◆年分	令和◆年分	令和◆年分
〇〇〇〇	▲市▲・・	夫	○	○	○
△△△△	●市●・・	義母	○	×	×

私は、平成×年から税理士事務所に勤務していますので、申告書も作成できる知識はあること、また、税務署へ提出する税務書類の作成は、税理士しかできない業務と認識していましたが、私が作成した申告書は家族及び親族の分だけでしたので、これぐらいはいいだろうという甘えた考えにより、結果として税理士法に違反する行為をしてしまいました。

今後は、税務書類の作成を行わないこと、税理士法に違反するような行為は一切行わないことを約束します。

【様式集】

税理士法人に対する注意文書（案）

〇 〇 総

令和 年 月 日

税理士法人〇〇

代表社員 ●● ●● 殿

〇 〇 税 務 署 長

■ ■ ■ ■

税理士法抵触行為に関する注意書（案）

貴税理士法人の社員税理士である●●●●税理士は、関与先である株式会社〇〇（△市△・・・）の令和×年×月期の法人税等の確定申告に関し、相当の注意を怠り、真正の事実と反した申告書を作成していた事実が認められました。

また、他の社員税理士である◎◎◎◎税理士については、貴税理士法人の内部管理体制等の不備から、上記事実を認識することが出来ず、これを是正することが出来ませんでした。

これらの事実は、税理士法第 45 条第 2 項「脱税相談等をした場合の懲戒」及び税理士法第 48 条の 20 第 1 項の「運営が著しく不当」に抵触しますので、厳重に注意します。

なお、今後は、税理士法及び租税に関する法令を遵守し、かかる行為の再発防止に万全を期すよう勧告します。

この文書による行政指導の責任者は、〇〇税務署長です。

にせ税理士に対する注意文書（案）

〇 〇 総

令和 年 月 日

■ ■ ■ ■ 殿

〇 〇 税 務 署 長

■ ■ ■ ■

税理士法抵触行為に関する注意書

あなたは、税理士でないにもかかわらず、△市△・・・の自宅において、有限会社〇〇（△市△・・・）ほか×社の法人税等及び消費税等の確定申告書等、●●（△市△・・・）ほか×名の所得税等及び消費税等の確定申告書等の税務書類の作成等を行っていた事実が認められます。

このことは、税理士法第 52 条「税理士業務の制限」に抵触しますので、厳重に注意します。

なお、今後、同様の税理士法違反の行為が認められた場合には、司法当局への刑事告発による対処を検討することを申し添えます。

この文書による行政指導の責任者は、〇〇税務署長です。

受領書（税理士法人）

〇 〇 税 務 署 長 殿

受 領 書

本日、私宛ての令和●年●月●日付〇〇総●「税理士法抵触行為に関する注意書」を受領したので本書を提出します。

令和 年 月 日

所在地：_____

名 称

代表者：_____

受領書（税理士・にせ税理士）

〇〇税務署長 殿

受 領 書

本日、私宛ての令和●年●月●日付〇〇総●「税理士法抵触行為に関する注意書」を受領したので本書を提出します。

令和 年 月 日

住 所： _____

氏 名： _____

業務改善書（参考）

業 務 改 善 書

〇〇税務署長殿

私は、社会保険労務士の〇〇（△市△・・・）が作成した税務書類（法人税確定申告書）×件に税理士署名をしました。

また、当該法人×社に対する決算・申告などの内容説明を行なっていませんでした。

このような行為につきまして、今後は次のとおり改善いたします。

1. 税理士顧問契約は、顧客と直接行い、税理士報酬額を決定します。
2. 税務書類の作成は、必ず当税理士事務所が行い、税理士資格の無い者に行なわせることは致しません。
3. 顧客への決算及び申告内容の説明は、全て私が直接行います。
4. 記帳代行等の委託先との取引業務においては、税理士法に抵触することの無いように致します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

（税理士番号： ）

誓約書（参考）

誓 約 書

〇〇税務署長殿

私は、令和×年分から令和×年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告において、私のコンサルティング業の顧客×名分の確定申告書等を以下のとおり作成しました。

【税務書類を作成した者】

氏 名	住 所	令和×年分	令和×年分	令和×年分
〇〇 〇〇	▲市▲・・	所・決・消	所・決・消	所・決・消
×× ××	▲市▲・・	所・決・消	所・決・消	所・決・消

（注）所：所得税確定申告書 消：消費税確定申告書 決：所得税青色申告決算書

上記書類については、税理士資格がなければ作成してはいけないことは十分認識しておりましたが、顧客からの強い依頼により作成してしまいました。

今回、上記行為が税理士法に抵触することを指摘され、深く反省するとともに顧客に対し税務書類の作成ができないことを説明し、顧客自身で申告書を作成するようお願いいたします。

今後は、他人の税務書類の作成など税理士法に違反する行為は一切致しません。

令和 年 月 日

住 所

氏 名